

平成 2 6 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 9 日 開会

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成26年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月9日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	8
一般質問	21
佐々木恵寿君	21
馬場 績君	49
若月芳則君	75
請願・陳情の付託	87
議案第66号から議案第96号一括上程、説明	87
次回日程の報告	106
散会の宣告	106

第 2 号（12月17日）

議事日程	107
出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
職務のため出席した者の職氏名	109
開議の宣告	111
議事日程の報告	111
議案第66号の質疑、討論、採決	111
議案第67号の質疑、討論、採決	111
議案第68号の質疑、討論、採決	117

議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	1 2 0
議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	1 2 0
議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	1 2 0
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第 7 8 号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第 7 9 号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 8 0 号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 8 1 号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 8 2 号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 8 3 号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 8 4 号の質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 8 5 号の質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 8 6 号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 8 7 号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 8 8 号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 8 9 号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第 9 0 号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 9 1 号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 9 2 号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第 9 3 号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第 9 4 号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第 9 5 号の質疑、討論、採決	1 4 3
議案第 9 6 号の質疑、討論、採決	1 4 3
請願・陳情審査報告	1 4 4
陳情第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
陳情第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	1 4 9
町長あいさつ	1 5 0
閉会の宣告	1 5 1

浪江町告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年11月13日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成26年12月9日（火） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場二本松事務所

○ 応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	渡 邊 泰 彦 君	2 番	佐々木 勇 治 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	平 本 佳 司 君	6 番	松 田 孝 司 君
7 番	山 崎 博 文 君	8 番	若 月 芳 則 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	山 本 幸一郎 君
11 番	泉 田 重 章 君	12 番	佐 藤 文 子 君
13 番	紺 野 榮 重 君	14 番	三 瓶 宝 次 君
15 番	馬 場 績 君		

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成26年浪江町議会12月定例会

議事日程(第1号)

平成26年12月9日(火曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 請願・陳情の付託 |
| 日程第7 | 議案第66号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第67号 土地の取得について |
| 日程第9 | 議案第68号 土地の取得について |
| 日程第10 | 議案第69号 土地の取得について |
| 日程第11 | 議案第70号 土地の取得について |
| 日程第12 | 議案第71号 土地の取得について |
| 日程第13 | 議案第72号 土地の取得について |
| 日程第14 | 議案第73号 土地の取得について |
| 日程第15 | 議案第74号 土地の取得について |
| 日程第16 | 議案第75号 土地の取得について |
| 日程第17 | 議案第76号 土地の取得について |
| 日程第18 | 議案第77号 土地の取得について |
| 日程第19 | 議案第78号 土地の取得について |
| 日程第20 | 議案第79号 土地の取得について |
| 日程第21 | 議案第80号 土地の取得について |
| 日程第22 | 議案第81号 土地の取得について |
| 日程第23 | 議案第82号 土地の取得について |
| 日程第24 | 議案第83号 土地の取得について |
| 日程第25 | 議案第84号 土地の取得について |
| 日程第26 | 議案第85号 土地の取得について |
| 日程第27 | 議案第86号 土地の取得について |
| 日程第28 | 議案第87号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第29 | 議案第88号 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第4号) |

- 日程第 3 0 議案第 8 9 号 平成 2 6 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 9 0 号 平成 2 6 年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 2 議案第 9 1 号 平成 2 6 年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 3 議案第 9 2 号 平成 2 6 年度浪江町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 4 議案第 9 3 号 平成 2 6 年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議案第 9 4 号 平成 2 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 議案第 9 5 号 平成 2 6 年度浪江町水道事業会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 3 7 議案第 9 6 号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事
業に係る建設工事委託に関する基本協定の
一部を変更する協定の締結について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	次長	清水佳宗
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、3年9カ月が過ぎようとしています。9月定例会に先立ち、地震、震災、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、平成26年12月浪江町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、8番、若月芳則君、9番、佐々木恵寿君、10番、山本幸一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は配付のとおり、本日より17日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から17日までの9日間といたします。
会期中の会議についてお諮りいたします。9日、17日を本会議、10日、11日を委員会のため休会としたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおりに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小黒敬三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（小黒敬三君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成26年浪江町議会12月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災の発生から3年8カ月が経過いたしました。

改めてこの災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、いまなお、県内外に避難を余儀なくされ、先行きが見えないなか、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

町では、すべての町民が1日でも早く生活を再建し平穏な暮らしを取り戻すことを目指し、また、被災した「ふるさと浪江」を再生・復興させるべく、町内の本格除染の実施や津波被災地の環境整備に着手するなど、浪江町復興計画に基づく復旧・復興事業に全力で取り組んでおります。

このような中、国政においては、衆議院が11月21日解散、臨時閣議で衆院選日程を「12月2日公示、14日投開票」として選挙戦に入りました。消費税増税、安全保障法整備や原発再稼働といった課題が争点となっておりますが、東日本大震災の被災地は、いまだ復興途上であり、原発事故に起因した被災地、被災者対策が最重要課題であることは言うまでもありません。

新政権には、これまで積み上げてきた懸案事項が振り出しに戻ることはないよう、スピード感を持って被災地復興に取り組むよう強く訴えていきたいと考えております。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。
始めに、浪江町功労者表彰式について、ご報告いたします。

文化の日の11月3日、第42回浪江町功労者表彰式を二本松市内において、開催いたしました。

表彰者については、特別功労表彰は、4名の方々と、長年にわたり学校教育の進展に尽力された方々や請戸郵便局長として精励された方とあります。功労表彰は4名の方々と、ご当地グルメを活用したまちおこし活動に日夜尽力された方々、震災以降浪江町民を援助下さった方々とあります。善行表彰は、22名の方々と、多年にわたり消防団として尽力された方々、震災以降浪江町民を援助下さった方々とあります。総計30名に賞状及び記念品を贈呈し、ご功績を讃えたところであります。

次に、第20回福島県知事選挙について、ご報告いたします。

10月9日告示、10月26日投開票で行われました当選挙においては、期日前投票・不在者投票や投票日当日、その後の開票まで適正な選挙事務執行に努めたところであります。

今回の選挙では、期日前投票所を二本松、福島（2カ所）、本宮、いわき、南相馬に合わせて6カ所設置し、当日投票所は期日前投票所に桑折を加え合計7カ所に設置いたしました。また、選挙のお知らせを全有権者に配布し投票所の場所や受付時間の周知をはかるとともに、10月25日、26日は仮設住宅から投票所までを結ぶ巡回バスを運行させるなどして、選挙人の投票機会の確保と投票率の向上に努めてまいりました。

その結果でございますが、当日有権者は1万5,943名、投票者数は6,785名で投票率は42.56%、前回の投票率47.94%に比べ5.38ポイント下回りました。

今回の選挙においても、期日前投票者数及び不在者投票者数が全体の6割弱（57.8%）を占めており、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が、今後ますます重要になるもの思っております。今後引き続き、なお一層の有権者への周知・啓発を行い、投票率の向上に取り組んでまいります。

次に、常磐自動車道（浪江インターチェンジ）開通について、ご報告いたします。

念願でありました常磐自動車道浪江インターチェンジが今月6日に開通となり、北方面への交通アクセスが容易となりました。当日は、宮城県の山元インターチェンジにおいて開通式典が挙行され、その後、浪江インターチェンジにおいて営業開始セレモニーが行われました。

開通に先立ち、先月30日には普段体験できない開通前の高速道路上において、常磐自動車道開通記念サイクリングが新地インターチェンジを中心に、また、沿線市町村でも、記念イベントが開催されました。当町としては、南相馬市のご協力のもと、浪江町民も参加し共催という形で南相馬インターチェンジにおいてサイクリング大会を開催することができました。

常磐自動車道の残る富岡・浪江間も、来年3月1日の全線開通を目指し、工事が進んでおり、復興途上である双葉郡内町村の活性化、また、今後の住民帰町に向けた起爆剤となることを期待し、NEXC O東日本東北支社、関係省庁と協力をしてまいります。常磐自動車道浪江IC開通に伴う防犯対策等について、ご報告いたします。

常磐自動車道浪江IC開通により、浪江町以北と高速道路で直結されることに伴い、浪江インターチェンジから国道6号までの約5キロメートルの国道114号においては、浪江町民以外の不特定多数の車両が往来することが見込まれ、これまで以上の防犯対策の強化が必要と考えます。町では、国道114号沿線の住居等については簡易バリケードを設置し、主要道路との交差点については、開閉式のバリケードと通行証の確認を行う警備員を配置し、浪江町民以外の通行については厳重なチェックを行うことといたしました。

また、先月27日には、防犯見守り隊の発隊式と、警察・消防との合同によるパトロール出動式を行いました。

防犯見守り隊は、公募により募集し、浪江町民で構成された41名の方を採用することとしました。活動は、12月1日から、6人の隊員が車両2台に乗り込み、町内を巡回するものであります。

地元の町民がパトロールすることで、狭小な路地などわかりにくい場所を巡回したり、一時帰宅している町民に対し、安心を与えることができ、警察・消防とは違う視点でのパトロールと防犯活動に期待するものであります。

夜間についても警備員が警ら活動を行うほか、警察や消防についても、これまで以上の体制で町内の巡回パトロールを行い、警戒態勢を強化いたします。

また、町内に設置している防犯カメラの増設など監視体制を強化してまいります。

浪江町消防団の活動状況について、ご報告いたします。

平成26年10月5日には、浪江中学校校庭において、浪江町消防団秋季検閲式が開催されました。震災後にはじめて屋外で行った検閲式には、115名の消防団員が集合し、分列行進・閲団などを行い、改

めて消防意識の士気向上に努めました。

また、毎週日曜日には各分団による町内パトロールが継続して行われております。パトロールにより、町内の防犯防火に努め、より一層の安心できる町づくりに貢献できるよう、今後も継続してまいります。

全国報徳研究市町村協議会における災害対策応急活動の相互応援に関する協定について、ご報告いたします。

本協定は、協定自治体の区域内において災害が発生した場合において、報徳思想に学ぶ協定自治体が相互に応援し災害時における応急措置等を円滑に遂行するため、11月28日に栃木県真岡市で開かれた全国報徳サミットの席上において締結されました。

協定自治体は、全国報徳研究市町村協議会に加盟する、北海道中川郡豊頃町、福島県相馬市、福島県南相馬市、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県相馬郡飯舘村、茨城県筑西市、茨城県桜川市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡茂木町、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、静岡県掛川市、静岡県御殿場市、三重県多気郡大台町、以上の17市町村によるものであります。

「イノベーション・コースト構想の具体化」について、ご報告いたします。

本年6月にイノベーション・コースト構想研究会が報告書を取りまとめました。この構想は政府のいわゆる「骨太の方針」にも位置づけられており、双葉郡をはじめとする浜通りの産業再構築は同構想が土台となると思われまます。

町としては、昨年度策定した「浪江町復興まちづくり計画」で掲げた「双葉郡北部の復興拠点を担う」との考え方のもと、町の地理的要件や放射線量の状況などの潜在能力を踏まえて、地域の中で浪江町の担うことができることはなにかを検討し、イノベーション・コースト構想に掲げられている主要プロジェクトと関連づけて『浜通りの再生に向けた浪江町のあり方～双葉郡北部の復興拠点～』としてまとめたところでありまます。

今後はこの対応方針を基に「分野別検討会」や「12市町村の将来像検討会」に、積極的に関与してまいります。

「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」、「福島避難解除等区域生活環境整備事業」について、ご報告いたします。

昨年度より、立ち入りされた町民の利便性や安全の確保、町内の防犯・防災について、また公共施設の機能回復のため「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」及び「福島避難解除等区域生

活環境整備事業」により対策を講じてまいりました。これまでも当事業を積極的に活用し、町内へ立ち入りされた方への安心・安全を確保するべく、防犯対策や町内の公共施設の機能回復を進めておりますが、今後は、防犯見守り隊事業、防災機器移設事業などを当該事業で進めることを予定しており、浪江町の復旧・復興のさらなる加速化を図りたいと考えております。

「B-1 グランプリ」について、ご報告いたします。

10月18日、19日に開催された、B-1 グランプリ in郡山についてであります。両日とも好天に恵まれ、全国各地から当初想定を上回る45万3,000人の来場を頂きました。今回の大会は～東北・福島応援特別大会～と位置づけられ、福島の元気を全国に発信するとともに、出展者が使用する食材については福島県産を利用するなど、風評払拭のために大きく貢献できたイベントになりました。

浪江町としても“ふるさと納税制度”を活用し町民の方々へ大会運営補助の寄附金を募ったところ、172件で275万3,000円の寄附をいただいたところでもあります。さらには、仮設住宅の手芸サークルのご協力を得て、仮設トイレへの花飾りの装飾をはじめ、浪江小学校では参加団体への応援のぼり旗を作成するなど、これまで支援いただいた全国の方々への御礼を込めたおもてなし事業に取り組みしました。

「ふたばワールド2014inかわうち」について、ご報告いたします。

昨年から復活した、ふたばワールドについてであります。今年は9月28日に川内小学校を会場に開催され、昨年度から倍増となる6,500の方々に来場いただきました。“一緒に創ろう…ふたばの明日！”をコンセプトに双葉8町村が協力して地域の元気を発信したところでもあります。

浪江町からは「相馬流山保存会」「大堀相馬焼」「なみえ焼そば」「タブレット体験」などを出展いたしました。

住民意向調査について、ご報告いたします。

8月に復興庁と福島県、浪江町の3者共同で実施した住民意向調査の結果速報が10月17日に発表されました。世帯の代表者を対象として、9,749世帯に対し郵送により実施しました。このうち回答は5,796世帯、回収率は59.5%となっております。

今回の調査の主な目的は、町内外に整備する復興公営住宅の整備戸数の把握と、浪江町への帰還意向の把握などとなっております。

まず、復興公営住宅については、入居を希望する24.8%、判断できない25.5%、希望しない46.3%となっており、世代別にみると、高齢者の希望が多い傾向となっております。また、入居を希望する

方の総数は1,376世帯となり、前回調査の2,065世帯より689世帯減少しています。

次に、町への帰還の意向については、「戻りたいと考えている」17.6%、「判断がつかない」24.6%、「戻らないと決めている」48.4%、となっております。

「戻りたいと考えている」がわずかに減少した一方、「戻らないと決めている」が11.1%増えており、「判断がつかない」で減少した12.9%が移行したものと思われます。時間の経過に伴い、戻らないと決める方が増える状況が顕著に表れた結果となりました。そこには、本当は戻りたいが、今の状況では戻れないという方も含まれていると考えております。住民意向調査は来年度も継続して実施する予定でありますので、町民の皆さんの判断材料となる情報を、より早くわかり易い形で提供できるよう努めてまいります。

復興公営住宅整備について、ご報告いたします。

県営復興公営住宅第一期募集の528戸について、入居が開始されております。浪江町民が初めて入居することになる住宅は会津若松市の古川町団地で12月15日が入居の予定日となっております。今後は、3月にいわき市の下神白団地と下湯長谷団地、郡山市の柴宮団地での浪江町民の入居が予定されています。

また、住民意向調査の結果にもあるように、町民は南相馬市や二本松市等の復興公営住宅の整備を待ち望んでいる状況にありますが、用地交渉などの問題から募集時期が現在確定できないものもあります。計画されている各地の復興公営住宅について、早期に募集時期などを明らかにすることを求めています。また、仮設住宅からの一刻も早い住宅環境の改善と生活の安定のため、引き続き、県に対し住宅整備の促進を強く求めています。

公営住宅整備に関する協定に基づく復興公営住宅の整備状況について、ご報告いたします。

本宮市営の復興公営住宅についても、本宮市により10月から11月にかけて募集が行われました。3団地56戸の募集に対し、115世帯の申し込みがありました。また、桑折町営の浪江町民向け復興公営住宅25戸も年度内を目途に募集が行われることとなります。この他にも県が桑折町代行事業で39戸の追加整備の計画が進められております。

町内のまちづくりについて、ご報告いたします。

昨年度策定した浪江町まちづくり計画を具体化するために、まちづくり計画実施検討業務委託により作業を進めています。まちづくり計画で示された避難指示解除後の必要施設やサービスについ

て、具体的に施設レベルの配置案や生活サービスの確保の方法について、併せて、事業者へのヒアリングを進めています。また、地域限定ではありますが街並みの被害状況の記録と、今後の町なみの検討も進めております。先に実施した中心市街地における建物被害状況調査の結果を合わせて、帰還に向けた拠点整備の具現化及び中心市街地再生手法の検討を進めてまいります。

町内の公営住宅整備について、ご報告いたします。

浪江町の避難指示が解除となった場合、地震・津波による被害や、放射線量の関係で、自宅へ即時居住が困難となる場合も想定されるため、新たに公営住宅を整備いたします。8月に実施した住民意向調査により、現時点での町内に整備する公営住宅の需要を把握することができたことから、この結果を基に、全体の整備計画の作成と、その中でも帰還意向がありと回答された方むけの第一期整備に向け、交付金申請手続きを進めてまいります。

整備場所については、津波の被害を受けた方々の防災集団移転先候補地である幾世橋地区と請戸地区に災害公営住宅を整備します。また、直ちに自宅に帰還できない方むけの復興公営住宅を幾世橋地区の防災集団移転先に隣接して整備いたします。

また、福島再生加速化交付金による福島再生賃貸住宅の整備の検討も進めております。この住宅は、浪江町民だけではなく、震災当時浪江町民でなかった方も入居できる住宅であり、生活関連サービスに従事する方なども入居できるようになります。整備場所や整備する住宅のタイプについて検討を進めております。

これらの公営住宅を避難指示解除の想定時期である平成29年3月に向け整備を進めてまいります。

タブレット端末整備事業について、ご報告いたします。

9月定例会で報告のとおり、通信業務と運用業務の事業者の選定について競争入札を実施いたしました。いずれもコストの削減につながりました。また、11月初めに町民各世帯に申込書を送付し、4,000件以上の申込みがあったところです。11月末には、東京での交流会及び十日市祭の会場にて操作体験会を開催し、多くの町民の方にタブレットに触れてもらいました。今後、仮設住宅などで操作テストを行い、その意見をも参考にした改良を加えたのち、1月下旬より配布を開始し、年度内にすべて配布を終了したいと考えております。

12月1日現在の浪江町内での事業活動状況について、ご報告いたします。

9月25日に建築土木関係事業を営む會津鉄建工業が、10月1日に

はコンクリート製品を製造、販売するダイイチが再開したことにより、町内で再開した事業者は15事業者19事業所となりました。

引き続き、町内の利便性向上のため、様々な業種の事業再開を進めてまいります。

浪江町ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

東京電力は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）の仲介委員が「和解案提示理由補充書」により和解案の趣旨を再度説明し、改めて、その諾否を求めたことに対し、9月17日付けで、再度、実質的に全面拒否する回答書を提出しました。

この東京電力の回答に対しては、すぐさま町長として抗議のコメントを発表し、「和解案の尊重」という自らの誓いに従い「和解案」を受諾し、申立人にこれ以上苦痛を与えないよう強く求めました。

また、浪江町支援弁護団は抗議の声明を発表のうえ、ADRセンターに対し、東京電力が和解案の内容を正しく理解するための説明を継続するとともに、すべて受諾するよう、強く説得することを求める「上申書」を提出いたしました。

今後も、ADRセンターが東京電力に対して強く対応するよう働きかけを進め、その動きを見極めながら行動して参ります。

浪江町内の除染等の進捗状況についてご報告いたします。

『酒田行政区』におきましては、生活圏の除染が完了し、仮置場の管理を10月1日より環境省が委託した(株)東北緑化が実施しており、空間線量率等の点検結果につきましては、町のホームページに随時公表しております。

次に、『高瀬行政区』及び『立野下行政区』の除染の進捗状況でございますが、現在、それぞれの行政区全域の農地、宅地等の除染を全面展開中でございます。

次に、除染の同意取得業務の進捗状況についてでございますが、9月上旬より『川添北行政区』を皮切りに、順次、行政区ごと書類の発送を行って参りましたが、最後の行政区となる『苅宿行政区』の書類の発送を11月上旬に終え、現在は、同意の取得を進めているところでございます。

次に、本格除染の発注状況でございますが、9月の行政報告で報告させて頂きました、浪江町除染等工事（その3）『幾世橋3行政区』及び『北棚塩行政区』並びに『藤橋行政区』に、新たに仮置場が確保された『西台行政区』が追加され、今後は、6行政区において本格除染が進んで参ります。

次に、仮置場の確保状況でございますが、現在、『樋渡・牛渡行政区』の仮置場の確保に向け、用地借用の契約交渉を行って参りま

す。

まだ、確保されていない行政区につきましても、引き続き仮置場の確保に向け関係行政区長さんと相談しながら進めて参ります。

今後とも、対象住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染の同意」に対し、ご理解とご協力を得ながら進めて参りたいと考えております。

また、予てより環境省へ要望しておりました、「除染及び災害廃棄物等に関する相談窓口」が11月4日より、浪江町役場本庁舎内に開設されました。町民の皆様からの「除染」及び「災害廃棄物・家屋解体」に関するご相談をお受けしております。

最後に、除染計画の実施に当たっては、環境省には引き続き、町の意向を十分踏まえ、迅速かつ的確な除染の実施を求めているところでございます。

災害廃棄物処理等の進捗状況について、ご報告いたします。

津波被災地の面的な災害廃棄物の選別、収集、運搬業務の進捗状況でございますが、現在、棚塩地区仮置場の西側及び県道254号（浜街道沿い）並びに両竹地区に集積されている災害廃棄物の選別作業を実施しております。選別された廃棄物は、請戸地区に設置の仮置場が一部供用開始されたことを受け、10月から搬入を開始しております。

また、家庭で発生する片づけごみの仮置場として使用する、棚塩地区に設置の仮置場が一部供用開始されたことを受け、10月20日よりごみステーション回収方式による不燃ごみの回収を開始しております。

粗大ごみの回収につきましては、来年1月以降の回収を予定しており、除染が完了した酒田行政区から回収を始める方向で環境省と協議を行っております。事前に関係行政区長さんと相談し、行政区の皆様にご周知を図って参りたいと考えております。なお、回収方法につきましては、コールセンター方式で個別回収を考えております。

次に、津波による被災車両等の撤去・処分についての進捗状況についてでございますが、被災車両の現地調査が10月末で完了し、被災車両が1,051台ございました。所有者が分かっている車両につきましては、所有者へ「撤去・処分の意向確認書」を発送しており、提出期限を11月末とし意向確認を行いました。また、所有者が不明な車両については、2カ月間、車両に張り紙を掲示するとともに、所有者確認用の閲覧資料を役場本庁、二本松事務所、各出張所及び環境省福島再生事務所に閲覧場所を設け、所有者の判明に努めております。

次に、被災船舶の解体・撤去工事の進捗状況でございますが、10月10日より船舶の危険物等の事前調査を行い、11月21日より解体及び撤去が開始されました。

次に、危険家屋の解体・撤去の進捗状況でございますが、今年度、発注の8棟につきましては、10月末で工事が完了いたしました。

今後につきましては、危険家屋を含む42件（解体棟数121棟）を、環境省において平成27年1月の着手に向け、現在準備を進めておるところでございます。

次に、環境省による被災家屋等の解体申請の受付け状況でございますが、11月末現在、受付済件数が225件、棟数で717棟となっております。

最後に、仮設焼却施設整備の進捗状況でございますが、10月29日に環境省主催の起工式が執り行われ、現在は、基盤工事を行っており、今後は年明けの平成27年1月からプラント機械設置工事、5月には機器の調整を行い、6月には工事が完了し、焼却の試運転、7月から本格稼働を行う予定となっております。

町内にある廃棄物を処理することが復旧の第一歩であり、ようやくスタートラインに立てた状況でございます。

津波被災地域の復興事業について、ご報告いたします。

津波被災者の生活再建のため行っております「防災集団移転促進事業」につきましては、10月より移転元用地の買い取り、住宅再建者を対象とした被災住宅再建事業補助金等の受付を開始しております。移転元用地の買い取りにつきましては、県内5方部における契約相談会の開催や郵送による契約を行っており、契約件数は11月末現在約200件、今年度予定数の約4割となっております。

また、移転先住宅団地の整備につきましては、第2回目の意向調査に基づき、幾世橋地区移転先団地への移転希望者48件、請戸地区移転先団地への移転希望者63件について、基本計画の策定を行っております。今後、埋蔵文化財の試掘、用地測量等を行う予定としております。なお、北棚塩地区については、移転希望者が補助要件を満たさなかったため、現在保留とさせていただいております。

町営大平山霊園の整備につきましては、深刻な人手不足により工事作業員が確保できない状況が続いており、やむなく工事の工期を来年3月まで再度延長したところであります。現在、町の工事監督員を複数配置するなど、工程管理を強化し、整備工事に取り組んでいるところであります。

浪江町復興計画【第一次】及び浪江町復興まちづくり計画に計画されている津波被災地における太陽光発電事業につきましては、営

農の継続と太陽光発電事業の両立が可能な、営農継続型太陽光発電事業による実施を検討しているところであります。

仮設津島診療所常勤医の着任について、ご報告いたします。

平成26年9月16日、札幌市にある「医療法人溪仁会 札幌西円山病院」との契約により、同病院の名誉院長である「峯廻 攻守（みねまわり よしもり）」医師をお迎えし、10月1日から、仮設津島診療所の常勤医として勤務をしていただいています。専門は内科（循環器科）で、仮設津島診療所で週3日、応急仮設診療所で週2日、診療に当たるほか、放射線健康セミナーでの健康相談等に協力していただいております。

放射線健康不安に関するリスクコミュニケーションの実施状況について、ご報告いたします。

放射線健康不安の解消のため、弘前大学浪江町復興支援室と連携し、リスクコミュニケーションを実施しております。8月に、東京で避難町民の方を対象とした放射線健康セミナーを開催した後、10月から11月にかけては、町職員のフォローアップ研修のほか、京都市、いわき市及び柏崎市で避難町民の方を対象とした放射線健康セミナーを開催いたしました。これには、先程、着任の報告をしました峯廻医師にもご協力をいただき、健康相談を兼ねて実施したところであります。

浪江町敬老祝金と100歳賀寿表彰について、ご報告いたします。

9月15日の敬老の日を基準日として、80歳から84歳の方、939名、85歳から89歳の方、702名、90歳以上の方、330名、合計1,971名の方に対しまして、浪江町敬老祝い金を各指定の金融機関へ振込により支給をいたしました。

また、満100歳を迎えられました4名の方に対しまして、賞状と金10万円を支給しております。4名の方皆様まだまだお元気で、なかには「町の最高齢まで頑張ります」と答えられた方もいらっしゃいました。厳しい避難生活が続きますが、皆様のますますの御健勝を祈念いたします。

災害関連死について、ご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、11月28日現在、申出受理件数が450件、うち審査件数が437件、うち認定件数が348件であります。

町民交流事業について、ご報告いたします。

11月10日に長野県上田市「市民プラザゆう」、29日に、東京都千代田区「東京国際フォーラム」で交流会を開催しました。交流会で

は、町からの現状報告後、国道114号沿いの津島から浪江までの最近の風景等の写真を会場内に貼りだし、町の様子を見ていただきました。

特に、東京交流会においては、約120名の方が参加され、多くの町民が絆を深め、交流することができました。

また、9月29日に初めて、10府県に配置しております復興支援員及び支援員サポート団体合同の復興支援員推進会議を福島市で開催し、それぞれの地域の活動報告と、今後の支援の取り組みについて情報を共有しました。

さらに、翌日には、郡山市にある復興公営住宅先行展示施設を視察するなど、支援員にとって県外避難者への支援に繋がる貴重な研修の場となりました。

応急仮設住宅について、ご報告いたします。

仮設住宅の入居状況は、11月末現在、建設戸数2,893戸に対して入居戸数が2,062戸、入居者数は3,825人、入居率は71.3%となっております。県内の借上げ住宅につきましては、会津地方が102戸248人、中通り地方が2,003戸4,251人、浜通り地方が1,270戸2,386人、合計3,375戸6,885人となっております。

また、応急仮設住宅の供用期間が平成28年3月末まで延長されることに伴い、7月上旬から9月末まで、設置者であります福島県により全仮設住宅の点検が実施され、不具合につきましては、順次修繕等が実施されております。借上げ住宅につきましても平成28年3月末まで契約が延長となりましたので、11月から契約延長の事務が進められております。

今年度購入いたしました、除雪機につきましては、11月17日に全ての仮設住宅に配備を完了し、昨年度配備した除雪機も11月中にすべて点検を終了しております。

避難指示区域への立ち入りについて、ご報告いたします。

12月6日の常磐自動車道浪江インターチェンジ開通に合わせ、立ち入り時間を6時から19時に延長いたしました、無期限の通行証を12月1日付けで、9,412件発行いたしました。

また、11月末現在で、浪江町臨時通行証を6,587件発行し、車両や同乗者の変更申請は、1,560件を受付けしております。

バス立ち入りについては、9月から11月の3カ月で、230世帯298名から申し込みがあり、204世帯260名が立ち入りされました。公益立ち入り通行証については、9月568件、10月520件、11月451件を発行しております。

教育行政について、ご報告いたします。

県市町村対抗軟式野球大会で、これまで優勝・準優勝等の輝かしい成績を残している浪江町チームは、全町避難の困難状況にも関わらず今年も善戦しました。9月14日（日）には県内外の避難先から30名ほどの選手が結集して白沢グリーンパーク野球場での対天栄村戦に臨み、早いイニングに大量点を上げ10対0の5回コールドで初戦を飾りました。次の試合は9月20日（土）に同じ白沢グリーンパーク野球場での矢吹町との対戦となり、多くの関係者が応援に駆けつけて熱戦を繰り広げました。試合結果は、双方の投手戦が続く中、僅かに1点を許して0対1で惜敗しました。

次に、避難生活が長期化する中でスポーツを通じて繋がり合い励まし合おうと、浪江町長杯の各種大会が9月27日開催のソフトボール大会を皮切りに全5種目が開催されました。県内外に避難している町民は近況を話し合うなど、親睦を深め楽しい雰囲気の中で行われました。ソフトボール、ゲートボール、家庭婦人バレーボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフに、延べ人数で352名が参加しました。

次に、浪江町の子供たちの再会の場である「集まれ！なみえっ子」を今年も10月13日に猪苗代町の磐梯青少年交流の家で開催することにしておりましたが、台風19号の被害を防止するために中止しました。台風19号は9日の正午には遥か南の海上にありましたが、遠方からの参加者の往復路の安全確保、事前通知に要する時間、キャンセルに伴う経費負担の問題等を勘案して、実施4日前の9日に中止を決定し、その旨を関係者に通知したところであります。

次に、「東日本大震災復興事業」と位置付けられた第1回市町村対抗福島県ソフトボール大会が10月18日から10月26日までの土・日4日間の日程で相馬市で開催されました。初回となる今大会には県内49市町村が出場し、浪江町からも先の町長杯大会での優勝チームを軸に、補強編成したチームで臨みました。10月18日の午後からの泉崎村との対戦では9対4で勝利し、2日目の19日には塙町との対戦となり行き詰まる投手戦が続きましたが、練習量に勝る相手に2対1で惜敗しました。

次に、第26回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が11月16日に白河市と福島市の間で行われました。原発事故による全町避難が4年目となる今年、浪江町のチームは佐藤博文監督を中心に全国各地の避難先の選手等との連絡を密にしながら態勢を整え、土曜ごとの練習と前後2回の合宿を中心に練習に取り組んでこの日のレースに臨みました。常連の成人選手が都合で出場できない中、比較的若い選手層でのチーム編成で、それぞれに自己の最善を尽くすレース運び

ができましたが、結果は総合29位、町の部11位で昨年同様となり、町の部入賞の目標は来年度に目指すことになりました。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の一部改正案件が1件、土地の取得案件が20件、広域圏組合規約の変更案件が1件、平成26年度の補正予算案件が8件、基本協定の一部を変更する協定の締結案件が1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小黒敬三君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式には、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許可します。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（小黒敬三君） 9番、佐々木恵寿君の質問を許可いたします。9番。

[9番 佐々木恵寿君登壇]

○9番（佐々木恵寿君） それでは改めましておはようございます。9番、佐々木恵寿でございます。一括質問により一般質問を行いたいと思います。

ただいまの町長からの行政報告、私の一般質問の事前通告に基づいてのものがほとんどであって、もう既に答弁を受けたような錯覚があって、いささか肩すかしをくったような状況でありますけれども気を取り直しまして質問をいたします。

それではまず最初に、1. 浪江町の避難指示解除準備区域等にお

ける公共インフラ等の復旧進捗につきまして質問いたします。

平成25年4月1日に「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3区域に再編されたことから、インフラや各施設の復旧工事は、これら3区域に分類して復旧を進めている状況下にあると思います。基本的には避難指示解除準備区域を中心とした、低線量の区域から順に、除染との工程調整を図りながら進め、また、高線量区域の山間地域については、除染を含めた同区域の今後の取扱いについて検討を深め、線量の減衰等を見極めながら復旧をすすめていく必要があると思っております。

さて、通告書では「避難指示解除準備区域等における」としておりますけれども「避難指示解除準備区域」は勿論のことと捉えていただき、全区域、浪江町全体の公共インフラの復旧の進捗状況について各施設ごと詳細にわたり回答を求めるものであります。

まず最初に、海岸の復旧状況について、応急対策や本格復旧状況について説明願いたいと思います。また、防潮堤につきましては平成23年10月に堤防高を7.2メートルとすると公表しておりますが、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、堤防の構造を決定してほしいと考えておりますが、町長はどう考えているのかお伺いいたします。

復旧する施設の概要計画については、平成25年6月までに策定されておりますが、これに基づく復旧工事については、復興計画を踏まえ、防災集団移転、防災林等他の事業の調整等を進めながら実施していくものと思います。また本復旧工事の完了については、計画的に復旧を進めていくと思っておりますが完了はいつになるのかお伺いいたします。

次に、河川の状況について質問いたします。災害査定の結果について説明を求めたいと思います。河川の災害は津波によるものと、地震によるものと、さらに原子力災害によるものがあり、河口を中心に放射線量が高いホットスポットがあると聞き及んでおります。除染を含めた今後の取り扱いについて、どのような検討をされ、調査および工事を行うのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、漁港の復旧状況について質問いたします。漁港の一部の施設において、災害復旧工事に着手したものと承知しておりますが、その状況は、素人目からしても漁港のすべての施設が著しい地盤沈下になっている状態にあります。復旧工事に当たっては漁業者からの意見聴取はもちろんのこと原型復旧とすることは基本路線として取り組まなければならないことであると思っております。復旧工事の完了はいつになるのか、漁業者の意見はどのような状況になっているの

かお伺いいたします。

次に、道路、町道の復旧状況について質問いたします。避難指示解除準備区域にある町道小熊田宮田線他3路線についての測量設計、災害査定状況はどうなっているのかお聞きします。また完了時期について回答を求めます。

居住制限区域にある、町道前畑上ノ原線他6路線についても調査、査定の状況を説明していただきたいと思います。また、放射線量が高いことから、線量の低減及び他の復旧事業と調整をどう図っていくのかお聞きいたします。

帰還困難区域にある町道鳥喰後畑線他3路線については、高線量に伴う除染を含めた同区域の今後の取扱についてどのような検討を進めていくのかお聞きいたします。

避難指示解除準備区域にある橋脚が壊れている橋梁についてどうすすめていくのかお聞きいたします。査定から工事・完工までの状況をお聞かせいただきたいと思います。

津波被災地域にある道路については、復興まちづくり計画によると、請戸から浪江間の新設道路を整備する、としておりますが、この道路計画について、説明願いたいと思います。

防災集団移転促進事業での移転先となる請戸大平山地区と請戸漁港を結び、かつ沿岸部と国道6号線までの避難道路となるイメージですが、防災集団移転促進事業とどう調整し整備を進めていくのか、そしてその他の道路についても復興まちづくり計画や津波被災地の土地利用計画に基づき、どう復旧をすすめていくのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、上水道の復旧状況について質問いたします。浪江町に4つある給水区域毎に取水施設、送水管、中継ポンプ、配水池の順に機能回復及び復旧を行ったものと思います。また、防火用水・確保のため区域毎に基幹となる配水管の復旧がすすめられていることも承知をしております。本年度実施予定としていた小野田取水場関連の水管橋の本復旧についての進捗について説明を願いたいと思います。

下水道処理区域については下水道等災害復旧工事の完了後、同時に上水道の復旧を行うものと思いますが、なお、配水管等が復旧後、自宅敷地内における自宅から水道への接続の復旧をどう行うのかお聞かせいただきたいと思います。現実には、原則として各世帯で対応することと思いますが、町のかかわりをどう行っていく考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

町内の災害公営住宅建設及び津波被災地防災集団移転に伴う上水道工事は、それらの工程に合わせて実施するものと考えますが、現

時点の考え方をお示しいただきたいと思います。

次に、下水道、まず公共下水道の復旧状況について質問いたします。浪江浄化センター、放流管の調査・設計・査定・復旧工事が進んだものと思いますが工事完了までの状況について説明を求めたいと思います。

浄化センターからの処理水は海岸堤防間近の排水路に放流していると思います。放流口、放流管渠とも地震津波により被災しているものと思いますが、その復旧にあたっては、今後の、海岸堤防復旧計画や防災緑地計画等を十分考慮する必要がありますが、放流口の位置を含めて、十分協議を行うよう求めたいと思います。最適な施設計画となるよう復旧を行うべきと思いますが、どう考えているのかお伺いいたします。

町内に設置する災害公営住宅建設及び津波被災地防災集団移転に伴う公共下水道工事が必要となってくるものと思いますが、どういう考えや課題があるのかお聞かせいただきたいと思います。

なお、公共下水道復旧後、自宅敷地内における、自宅から下水道への接続の復旧を行うとき、本人自身が行うにしても、町の支援がなければ到底、無理なことでありますので、このことについてどういふ計画で進めていくのかお聞きいたします。また、いつ接続になるのかお伺いいたします。

次に、下水道、農業集落排水の復旧状況について質問いたします。農業集落排水施設の復旧については、ほぼ公共下水道と同様の工程で復旧が進められていることと思います。高瀬浄化センターの復旧については、より効率的及び効果的な復旧を目指すために、用途廃止及び公共下水道との接続を検討するなど、総合的に復旧を進めていくべきだと思いますが、どう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、農業施設の復旧状況について質問いたします。農林業施設災害復旧事業については、避難指示解除準備区域及び居住制限区域にある施設について、今後、どのような復旧に向けた進め方を行うのかお聞かせいただきたいと思います。

全町民避難の中、農業経営の意欲や、施設や農地についての将来の見込みを確認するために行われました、農業再開意向調査の結果を受けて、町長はどのような判断をしたのかお伺いいたします。

私は早急に土地利用計画を定め、それをどう利活用するのか案を作成し、農業者の合意形成を行い、その後の利活用を視野に入れた復旧を行うべきだと考えておりますが、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

①農地・農業用水路の復旧について質問いたします。これまでどのような調査を行い、今後どのような復旧がすすめられたのかお伺いいたします。また、農業施設と同様に平成25年度に実施した農業再開意向調査の結果や、平成26年度以降、農地の土地利用計画を定める必要があると思いますが、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。農地の除染及び管理についてどう考えているのかお聞かせください。

②排水機場の復旧について質問いたします。津波被災地区の土地利用について、農地として利用できるのか、という判断がいつになるか、まだ解決しないため、大変難しいところであると思います。まずはここの土地利用計画が、はっきり決定することが重要だと思いますが町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

③ため池の復旧について質問いたします。ため池は比較的空間線量が高い状況にあることは承知しております。そのため、今後どのように耐震調査や、安全性を確保し、防災上の観点から、設計・査定を実施し、復旧工事を行う計画なのかお伺いいたします。

次に、林道の復旧について質問いたします。浪江町の林道は空間線量の高い区域になるため、復旧が困難な状況下にあると推測しますが、今後、安全性を確保した上で、どう査定を受け、復旧工事に入るのかお聞かせいただきたいと思います。

ただし、国が行う除染に林道整備と併せて、除染の必要性についてどう考えているのか合わせてお伺いいたします。

次に、海岸防災林の再生について質問いたします。海岸防災林の被災状況は約7ヘクタールが地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失したと把握しております。被災した、林帯地盤及び森林については、防災林・造成事業により整備すると思いますが、これまでの実施状況と今後の予定についてお伺いいたします。

次に、役場等の公共施設復旧について質問いたします。拠点施設である役場を、優先して復旧しなければなりません。平成26年度に上水道が復旧しましたが、下水道に関しては配管が損傷を受け使用不能となっておりますが、仮設の浄化槽を設置することにより排水が可能となりました。建物・設備・屋外施設の本格復旧や下水道のライフライン復旧の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。その他の公共施設についてもまた同じであります。

次に、防災行政無線については、全て復旧したものと思っておりますが現況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、学校教育施設等の復旧状況についてお伺いいたします。小学校施設6校、中学校施設3校及び幼稚園施設2園についての被害

調査の完了状況と耐震診断・復旧工事の実施設計及び復旧工事についてどのような進め方をしていくのかお伺いいたします。

また、津波により被災した請戸小学校については、今後の復興まちづくり計画等を踏まえて検討すべき課題だとも思われますので、どう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

県立高等学校施設2校についての、被災箇所の調査や本格復旧の状況を伺うものでもあります。

次に、社会教育施設等の復旧について質問いたします。ふれあいセンターなみえの被害調査・耐震診断・復旧工事の実施設計、査定、復旧工事の完了までをどう計画しているのかお伺いいたします。

竣工直前に被災した地域スポーツセンター・ビッグウェーブは、災害復旧の対象外であると認識しております。従って、財源の確保も含め、復旧完了までの状況についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、福祉施設・診療所の復旧について質問いたします。保育施設、診療所について、耐震診断・復旧工事の実施設計及び復旧工事をどう進めていくのかお伺いいたします。

避難指示解除準備区域に施設があるものと、居住制限・帰還困難区域にある施設とがあり、線量の減衰等を見極めながら復旧の判断をしていかなければならないとも思います。効果的な復旧と人口減少下での効率的運営、及び町民や入所者相互のふれあい創出のため、要援護者一体型センターの新設についても並行して検討する必要がありますが、どう考えているのかお伺いいたします。

次に、住宅の復旧について質問いたします。町内の線量の高い地域の居住者や津波被災者が町内で生活できるよう、町内の避難指示解除準備区域に、意向調査の結果を踏まえながら、原子力被災者向け災害公営住宅を整備し、帰還開始想定時期までの供用を目指すこととしておりますが、既存の公営住宅及びしらうめ荘をどうしていくのがお伺いいたします。

次に、復興まちづくりについて質問いたします。計画においては、適切な避難道路の整備、町内の線量の高い地域の居住者や津波被災者が町内で生活できる低線量区域への災害公営住宅整備、津波被災地防災集団移転、帰還者の生活環境を整えるための事業所や生活関連サービスの復旧等が示されています。今後は、この計画を元に復旧・復興を進めていくうえで具体的にどう進めていくのかお示しをいただきたいと思います。また、中心市街地の建物被害調査や土地建物に関する利用意向調査についてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。そして、その結果をもとに中心市街地の再

生手法をどう行っていくのか、どう再生していくのか具体的にお聞かせいただきたいと思います。

次に、除染の状況について質問いたします。平成24年11月に策定された「特別地域内除染実施計画（浪江町）」に基づき、事業を実施し、平成28年度内に完了予定としていますが、現況の進捗や問題点・課題などについてどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、災害廃棄物処理について質問いたします。

①災害廃棄物等発生状況は推定量で何トンになるのかお伺いします。災害廃棄物等の仮置場及び仮設焼却施設の設置場所について、町内のマリパークなど沿岸部2カ所に設置したと聞いておりますが、仮置場の設置状況も含め、概要をお聞かせいただきたいと思います。

また、国による解体が必要な家屋の解体、被災自動車の撤去等についてどう進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、農業水利施設の復旧についてお伺いいたします。大柿ダム、幹線用水路の復旧についてであります。福島特別直轄災害復旧事業として被災状況調査及び復旧工法検討等を実施されたものと思っております。福島特別直轄災害復旧事業計画を策定しましたが、今後これらについて、どう進めていくのかお伺いいたします。

また水路等は、受益農地の除染の進捗や避難指示解除等の見通しによって、段階的に復旧せざるを得ない状況だと思っておりますが、どう判断しているのかお伺いいたします。

次に、道路の復旧について質問いたします。まず常磐自動車道の復旧について質問いたします。これまでどのような復旧工事や除染を行ってきたのかお伺いいたします。

NE X CO東日本は、福島第一原子力発電所の事故発生に伴い工事を中断していた常磐自動車道・広野IC～南相馬IC間について、全区間での復旧・整備工事を行ってきたと聞いております。環境省による除染モデル事業を行い、除染工事が終了したことを受けて、復旧・整備工事が完了し、先般12月6日に、浪江IC～南相馬IC間の延長18キロメートルがめでたく開通した運びになったものと思っております。今後、常磐富岡IC～浪江IC間の延長14キロメートルは、平成27年のゴールデンウィーク前までに開通するとしていたことについて、安倍首相は、当初の予定をおよそ2カ月前倒しして、来年3月1日に全線で開通させる方針を明らかにし、加速化を明言したわけです。これは大いに歓迎すべきところであります。しかしながら、懸念材料もあると思っております。暫定2車線で、国道6号線の渋

滞を緩和できるのかという疑問や懸念。さらには直近に迫っている中間貯蔵施設への搬入道路として十分な機能が備わっているのか、ということでもあります。今後、片側2車線化を早急に要望し具体化していかなければならないと思います。町長の所見を伺いたいと思います。

次に、一般国道6号の復旧について質問いたします。平成25年度内に本復旧が完了したものと思いますが、浪江町内の一般国道6号の延伸距離は短いですが、これまでの復旧の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、鉄道（JR常磐線）の復旧について質問いたします。現在の不通区間は広野～原ノ町、そして相馬～浜吉田であります。福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域内の区間（広野～原ノ町）について、線路上の空間線量調査はどういう状況なのかお伺いいたします。

復興庁では「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」を設置し、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するための支援を実施していると伺っています。広野～原ノ町駅間の運行再開に向けた協議についてどのような状況になっているのかお伺いいたします。

次に、2. 国道6号沿線に防災「道の駅」を整備する考えはあるのかということについて質問します。

政府の「地方創生」政策の一環の中で、国土交通省は、一般道の利用者が立ち寄る休憩施設「道の駅」について、観光振興や防災、福祉などの拠点機能を強化する方針を決めた旨の報道がありました。2015年度に、地域の拠点化に向け先駆的な取り組みを実施または計画している数十カ所をモデル駅に選定。設備の充実などの経費を自治体に助成することを15年度予算、概算要求に関連経費を盛り込むものとしています。元々、ドライバーが立ち寄るトイレ・休憩施設として生まれた「道の駅」は、その数1,000を超える中、それ自体が目的地となり、まちの特産物や観光資源を活かしてひとを呼び、地域にしごとを生み出す核へと、独自の進化を遂げ始めています。この進化する「道の駅」の機能強化を図り、地方創生の拠点とする先駆的な取り組みをモデル箇所として選定し、関係機関が連携の上、計画段階から総合的に支援する、としております。

また、農産物の直売所やレストランなどを設けた道の駅が静かなブームを呼んでいるのも事実であります。全国で1,040駅が整備され、福島県では28カ所の道の駅があります。平成5年から制度が始まりましたが、当初はドライバーの休憩場所としての側面が強かつ

たのでありますが、最近は大半が農産物の販売やレストランといった地域振興施設を併設し、観光スポットとしても定着しております。こうしたことから、一般国道6号沿線に政府の「地方創生」政策を取り入れた「道の駅」を設置し、観光振興や防災、福祉などの拠点機能を設け復興再生の核にすべきと考えていますが町長のご所見をお伺いいたします。

3. 復興祈念公園等の施設整備の誘致を行う考えはあるのかについて質問いたします。

政府、復興庁は復興祈念公園の整備に関して「東日本大震災は広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる森や丘等（復興祈念施設）を整備するための基本構想の作成に向けた検討・調査を実施する」としております。平成26年3月、復興推進会議において「国営復興祈念施設の整備に向けた検討」「被災3県に各1箇所」と報告をしております。

また、福島県は平成26年10月27日、福島県における復興祈念公園等の検討について、東日本大震災における犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承、福島の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる施設の検討を開始することとしたいとしております。

さらに、新生ふくしま復興推進本部の下に、「東日本大震災における追悼、鎮魂等の施設検討プロジェクトチーム」を設置し、県庁一丸となって復興祈念公園等の検討を進めるとしております。そして、原子力災害の記憶と教訓を後世に伝えるため、記録や資料の収集・保存、調査・研究、情報発信・展示、教育・交流・人材育成を行う拠点（建築物）としてアーカイブ拠点施設を整備するとしております。

これら復興祈念公園の整備の動きに対して浪江町は、残念ながら、なんら動きもなく、また、計画もなく、いったい何を考えているのですかという多くの町民の声があるのもまた事実であります。町長にお諮りいたします。復興祈念公園の整備の動きに応え、ぜひ手を挙げていただけないものでしょうか。東日本大震災の大津波による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝え、浪江町の再生に向けた復興への強い意志を全国民や世界の人々に向けて明確に発信していくために、ぜひ、大平山一帯に国営復興祈念施設の整備を検討すべきものと私は考えます。復興祈念公園等の施設整備の誘致を行う考えはあるのか、町長の考えをお聞かせいただき

たいと思います。

次に、4. 太陽光発電事業計画について質問いたします。

太陽光発電の計画概要についてご説明願いたいと思います。

次に、受益者（農地権利者）との賃貸借契約金額はいくらになるのかについてご説明願いたいと思います。その前に、賃貸契約になるのかどうかについてもあわせて説明願いたいと思います。

次に、事業計画の認可までのスケジュールを示していただきたいと思います。

再生可能エネルギーの買い取り価格はいくらになる計画なのか。これは買い取り価格が下がってしまえば、太陽発電計画が非常に困難になり、ペイできない状況になる可能性が非常に高いので、それに間に合うのはいつになるのか。果たして間に合うのかというところをご説明願いたいと思います。

次に、電力会社が再生可能エネルギーの「全量固定価格買い取り制度」買い取り申請への回答を、「保留する」としていることについてどう対応するのかにつきましてお伺いしたいと思います。

次に、今般の太陽光発電事業については、営農をしながらというものになっておりまして、その営農計画をまず明らかにしてほしいということが1点であります。

農作業を行うのは誰になるのか、何を栽培するのか、その営農形態についてご説明いただきたいと思います。

次に、農地にソーラーパネルを敷き詰めることによる景観上のデメリットについて質問いたします。

まず全面にパネルが敷き詰められる光景をどう感じているか、そのことについてどう思うのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、その状態をもってその景観は誰のものと考えているのか、町長の考え方を説明願いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。明確な答弁を求めるものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず第1点の海岸の復旧状況についての堤防の構造、総合的に考慮した堤防の構造を決定してほしいという質問でございますが、堤防の構造は、洗掘状況あるいは堤防本体の被災状況により、粘り強さを発揮する構造となっております。堤防法線は、砂浜のある海岸を要望して、既設堤防から約23メートルから33メートル陸側の位置に建設予定となっております。また、関係者への事業説明会は11月末より実施しております。

それから、次に、農地農業用水路の復旧についてのご質問にお答

えをいたします。農地農業水路は、平成25年度より福島県農業基盤復旧再生計画によって災害査定を行っております。農地の管理につきましては、除染終了地区に振興組合等を立ち上げて、農地の保全管理を行いながら、放射性物質の影響確認のための試験栽培、風評被害対策、販路の確保などを農業者、農業関係機関と協力しながら行っていきます。また、営農の再開意向調査の意見等がございました。議員おただしのとおり。その意見を踏まえて集落営農組織、あるいは農業法人等の立ち上げを含め、新たな農業形態についても検討して土地利用を図っていきたいと考えております。

次に、排水機場の質問であります。この復旧は、営農継続型太陽光発電事業と合わせた土地利用を計画することで、施設の復旧に向けて現在、関係機関と協議中であります。

それから、一般国道6号及び常磐自動車道の復旧状況についてのご質問がございました。常磐自動車道の復旧については、議員おただしのとおり、復旧に向けた車両等が非常に多くなり、浜通りの復興支援、地域振興の重要な路線と位置づけております。県、市町で構成する常磐自動車道建設促進期成同盟会と連携をして4車線化に向けて要望していくべきと考えております。

さらに、一般国道6号線の復旧については、平成25年に藤橋地区の路面復旧工事、平成26年に高瀬川橋、請戸川橋付近の段差解消工事を行っておるところであります。

次に、道の駅を整備する考えはあるのかという質問にお答えいたします。議員おただしのとおり、各地での道の駅設置から、いろいろな需要があって、非常に多角化しております。そういう多角化の面から見て、町の復興計画で復興拠点に必要な機能が示されています。その機能のうちに震災記録あるいは浪江の文化を発信する情報発信機能、そして交流、地域振興の機能、さらには非常時の防災拠点等という機能が道の駅に整備されれば、この道の駅で担うことが出来る可能性が高いと考えております。私どもの町は、議員おただしのとおり、常磐自動車道や国道6号線、国道114号線などの結節点として交通の要所でありますので、道の駅を検討する余地は十分あると考えております。また、帰還への重要な拠点になり得る施設であるというふうにも認識をしております。

したがって、浪江町に設置する道の駅として必要な機能、あるいは整備候補地の検討を今後進めて事業の可否化について判断していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、復興祈念公園等の施設整備の誘致を行う考えはあるか

ということでありましてけれども、現在、津波被災で亡くなられた方々の追悼と鎮魂のため、また、今時の災害を後世に伝承していくということは、私ども被災地に課せられた使命と考えております。町復興計画の復興基本方針においても、被災経験を次代や日本に生かすということ掲げております。したがって、津波被災地区への復興祈念公園等の整備検討も必要であるということは認識しております。しかし、残念ながら、津波被災地の住民の方々におかれましては、ご家族、親戚、知人がいまだに行方不明の方がいらっしゃいます。そして、防災集団移転先の状況も、具体的なお姿を示すことが出来ていない現状でありますので、今のところ、この地に積極的に誘致するということが必要なのか。まずは行方不明者の方々をご家族のもとへ、また新たな居住地の姿を見せることが先ではないかと考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、被災経験を次代に伝承することも町に課せられた非常に重要なことですので、時期を見極めて地域の方々と相談しながら、町としての整備検討を進めてまいりたいと思います。

以上、私の方からの答弁は終わりますが、詳細に渡っては担当課長に説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） それでは、浪江町の避難指示解除準備区域等における公共インフラ等の復旧進捗についてお答えいたします。

始めに、海岸堤防の応急復旧は、棚塩、中浜海岸の2カ所を平成24年3月に終えております。本復旧工事は、平成27年1月より、用地買収に着手し、平成29年度の事業完了を目指しております。また、棚塩地区海岸の消波ブロックの一部は平成25年度着手し、平成26年10月に据え付けを完了いたしました。

次に、河川堤防は、請戸川河口より3,345メートル、高瀬川が請戸川合流点より1,975メートルの区間について、堤防のかさ上げが必要となっております。関係者の説明会を平成27年1月に予定しております。平成29年の事業完了を目標に進めております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 漁港の復旧状況について、ご質問にお答えいたします。

請戸漁港は、平成25年度より、災害復旧工事に着手し、漁協、漁業者の意見を取り入れ平成27年度の事業完成を目指して工事を進めております。稼働可能な地元漁船、現在、建設中及び再開意向を有する漁船は20隻程度であり、全隻約50隻の漁船が請戸漁港に戻る意

向を示しています。町としましても、水産業共同利用施設復旧整備事業等を活用し、福島県で初となる高度衛生管理型市場を目指し、漁業者と一緒に取り組んでおります。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 続きまして、町道災害復旧工事については、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、9カ所の災害査定が終了しました。今年度は、5カ所について工事を発注し、平成27年3月末に完成予定であります。さらに、今年12月には道路災害1カ所、橋梁災害2カ所について災害査定を受ける予定であります。さらに、津波被災地の道路復旧計画についてはこれから進めていく考えであります。

帰還困難区域の町道については、放射線量の低減や緊急性を考慮し復旧を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは請戸大平山地区と漁港を結ぶ道路の新設につきましてご説明申し上げます。

今年度予定路線の埋蔵文化財の調査、さらには測量地質調査を実施するため、12月補正に予算計上してございます。さらには幾世橋地区の移転先団地へのアクセス道としまして2路線の整備を計画しております。それにつきましても測量地質調査の実施を予定してございます。いずれの路線につきましても、来年度防災集団移転先団地の整備に合わせ実施設計を行うことといたしております。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） それでは上下水道に関してありますが、まず上水の小野田水管橋復旧工事は、本年度9月30日に契約し、平成27年3月末に完了の予定であります。自宅敷地内における上水の復旧については、道路に埋設してある配水管から分岐して、最初の止水栓までの間の漏水については災害復旧の支障になるため、町で工事を行っております。個人の敷地にあっては、町の負担で復旧しております。

また、災害公営住宅建設及び津波被災地防災集団移転に伴う上水道及び下水道工事については、候補地が決定した上で担当課と連携してまいりたいと考えております。

次に、浪江浄化センターの放流口の復旧工事は、海岸堤防復旧計画や防災緑地計画等の調整を図りながら、復旧していきたいと考えております。

自宅から下水道への接続区間の復旧時期については、公共マスから宅内の排水設備については、個人の所有物となるため、それぞれ

で復旧となります。接続時期は、浪江浄化センター及び管渠の復旧は完了した地区からとなります。

続きまして、農業集落排水についてであります。高瀬浄化センターの復旧工事は、本年10月30日に契約し、平成27年3月末完了予定であります。

公共下水道と、農業集落排水の統合については、震災前より検討してまいりましたが、これにかかる複数の協議や設計工事に長い期間を要します。町の帰還時期を考慮し、まずは高瀬浄化センターを復旧することを優先させていただきます。公共下水道と農業集落排水の統合については、今後の維持管理を考慮し、検討していきたいと思っております。

続きまして、ため池の復旧についてであります。平成25年度より、農政局が福島県農業基盤復旧再生計画調査により被災調査を行っております。本年12月に、金ヶ森ため池の災害査定を受けることとなっております。その他のため池の復旧は除染の進捗状況と被災状況によって復旧していく予定であります。

続きまして、林道につきましては、すべてが帰還困難区域であり、放射線の低減を見ながら復旧計画を定めてまいりたいと思っております。

○議長（小黑敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） 続きまして、海岸防災林の再生についてお答えいたします。海岸防災林整備事業につきましては、潮害、飛砂といった災害防止、あるいは津波エネルギーの減衰効果など、被害軽減効果を目的といたしまして、県事業として請戸、棚塩、中浜、両竹地区において計画されております。現在、相双農林事務所におきまして事業の設計中でございます。来年度用地取得、工事着工、完成は平成32年度の予定となっております。

○議長（小黑敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは、役場などの公共施設の復旧状況についてお答えいたします。

まず役場でございますが、建物については、応急危険度判定を実施しまして軽微なひび割れ、外壁のタイル剥落等が確認されましたが、耐震性に影響する損傷が確認されなかったことから、今後とも施設を使用し続けて問題ないとの判定がされております。

設備につきましては、冷暖房、空調の修繕、トイレ、給湯の衛生設備の修繕、不等沈下による水道管、下水道管の再接続などを実施し、復旧しております。屋外施設については、建物出入り口に、地震による不等沈下によりまして段差がございましたが、修繕工事により解消されており、ほかに目立った損傷はございません。続きま

して、サンシャイン浪江についてお答えいたします。現在、双葉広域市町村圏組合浪江消防署が臨時庁舎として施設の一部を使用しております。建物に被害はございません。設備は震災前より故障していた冷暖房設備につきましては、個別の機器を設置したことにより対応しております。トイレ、給湯などは修繕しました。また、仮設浄化槽を設置し、排水を処理しております。体育館に設置された冷暖房設備も修繕し、復旧しております。屋外設備は多少の不等沈下はございますが、出入りに支障はございません。

つしま活性化センターについてお答えします。現在、一時立ち入りの中継基地及びスクリーニング会場として内閣府原子力現地対策本部が行政財産使用許可により使用しております。建物設備、屋外施設とも目立った被害はなく使用しております。また、浴場関連設備、調理場関連設備については動作確認はしていません。

ご質問のあった防災行政無線についてお答えします。固定系の親局、中継局、子局、すべて復旧しております。現在は、付加機能として、電話応答システムの整備を進めております。今後は、移動系の無線、車両搭載用等でございますが、そちらの整備を検討してまいります。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） それでは、学校教育施設、社会教育施設、福祉施設の保育施設のご質問についてお答えいたします。

学校教育施設、各小学校、中学校につきましては、各学校長並びに教職員等が毎月1回程度定期的に立ち入りを行い、施設内の片付けや破損している窓ガラス等をその都度修復を行っております。請戸小学校につきましては、校舎の保存の可否を含めまして、今後検討する必要があると考えますが、今現在できることとしまして、東北大学学術資源研究公開センターや福島県立博物館との連携により、3D映像化をして後世に記録を残せる企画を検討しております。また、県立高等学校施設2校につきましては、地盤沈下により建物全体のひび割れや電気キュービクル、水道管破損等の被害があり、今のところ復旧の目途が立っていないとのことでございます。

幼稚園につきましては、大堀幼稚園が外壁の崩落、窓ガラスの破損が多い状況ですが、線量が高く、修復はしていません。荻野幼稚園につきましては、施設の被害はございません。

福祉施設のコスモス保育園につきましては、一部壁にひび割れがある程度で大きな損傷はございません。津島保育所につきましても、損傷はございません。

社会教育施設、ふれあいセンターにつきましては、下水道の配管、

空調、電気関係、敷地内の地盤沈下等、全面的な改修が必要となっています。地域スポーツセンターにつきましては、窓ガラスの破損の修復を平成25年3月に行い、現在破損箇所の修繕及び未施工部分の設計業務を委託しており、平成27年度工事に入る予定となっております。なお、財源としましては、再生加速化交付金で整備を予定しております。また、各公民館分館につきましては、大堀分館がほぼ半壊の状態、幾世橋、荻野分館についても一部損傷しており、修復が必要となっております。これら学校教育施設設備等のさらなる詳細な状況把握と、今後の復旧整備につきましては、浪江町復興計画や浪江町復興まちづくり計画との整合性を図りながら、適切に進めてまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、診療所の復旧についてお答えを申し上げます。地震による診療所建物本体への影響はほとんどなかったことから、耐震診断復旧工事については、現在のところは考えておりません。さらに帰還困難区域あることから、今後の利用については現在見通せない状況でございます。

また、要援護者一体型センターの新設でございますが、これからの医療を考えるならば、医療介護の一体化は極めて重要かつ必要性を感じております。今後、施設等の整備、その運営方法についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは（2）町営住宅、しらうめ荘の復旧の状況、進捗についてお答え申し上げます。震災前の町営住宅は、設置箇所が8カ所、戸数が229戸で、しらうめ荘20戸と合わせますと9カ所、319戸でありまして、震災時点の入居戸数は279戸でございます。復旧状況についてであります。御殿南住宅10戸につきましては、供用開始前に震災となりましたので、入居者もいないことと、目視ではあります。被害が少ない状況でありますので、次年度に向け被害調査、修繕等を検討し、避難解除まで供用できるよう準備を進めていきたいと考えているところでございまして、その他の団地についても、現在、未着手ではあります。除染、インフラ復旧等の状況を見ながら、個別に調査を行い、帰還想定時期に向け、修繕等の検討に入りたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、3番目の復興まちづくり計画との関係についてお答えいたします。平成25年度に浪江町の復興まちづくり計画を策定いたしました。平成29年3月に想定されてお

ります避難指示解除に向けて、避難指示解除準備区域を浪江町全体の復興拠点と位置づけて帰還に向けた拠点整備の方針をお示したところでございます。本年度は、この計画に基づいて拠点整備をどこに、どのようなものを、いつまでに整備するかを具体的な施設単位で配置計画の作成を今進めておるところでございます。その検討の中で、商業あるいは介護などの事業者への再開に向けたヒアリングを行ったり、あるいは中心市街地については現段階での建物被害調査の結果等の反映作業です。それから、あと住民意向調査の項目にあった土地建物の利用意向の結果といったものを今現地に落とし込む作業を進めておりまして、それぞれ検討作業を反映することによって、今後のまちづくり計画の内容を深めていく作業を進めているところでございます。多くの町民の方々が町への帰還を決めかねている、または帰らないと決めているという状況の中で、まちづくりを進めていくということが非常に難しい面はありますけれども、帰ると決めた方、あるいは帰らないと決めた方のどちらの立場にあっても、ふるさと浪江というものは変わりありません。この辺の成果を叩き台として、今後、町民、関係者との話し合いの場を持つことによって、町民のふるさとへの思いを反映した計画づくりをして、復旧が確実に進むように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、復旧だけではなくて、将来の浪江町に資するような新たな事業の取り組みも進めていかななくてはならないと考えているところでございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 除染の状況についてのご質問にお答えいたします。除染につきましては、特別地域内除染実施計画に基づきまして、現在、環境省と進めておるところでございます。町長の行政報告と重なりますけれども、酒田行政区におきましては、生活圏の除染が完了して、仮置場の管理を本年10月より環境省が委託した株式会社東北緑化が実施しており、空間線量率等の点検結果につきましては、町のホームページに随時公表してございます。

次に、高瀬行政区と立野下行政区の除染の進捗状況でございますけれども、現在、それぞれの行政区全域の農地、さらには宅地等の除染を面的に進めてございます。

次に、除染の同意取得業務の進捗状況につきましては、本年9月上旬より、川添北行政区を皮切りに、順次行政区ごと書類の発送を行っておりましたが、最後の行政区となる苅宿行政区の書類発送を本年11月上旬に終えまして、現在、同意の取得を進めておるところ

でございます。

次に、本格除染の発注状況でございますけれども、浪江町除染等工事その3、幾世橋3行政区、北棚塩行政区、藤橋行政区に、西台行政区が追加され、今後は6行政区におきまして、本格除染が進んでまいります。

次に、仮置場の確保状況でございますけれども、現在、樋渡・牛渡行政区の仮置場の確保に向け、用地借用の契約の交渉を行っております。また、確保されていない行政区につきましても、引き続き仮置場の確保に向け、関係行政区長さんと相談をしながら進めてまいります。仮置場の確保、それから除染の同意に対し、いろいろ問題ございますけれども、丁寧な説明を重ねることが大事であると考えてございます。その問題点でございますけれども、仮置場の確保におきましては、放射線への不安や仮置場の設置が3年以上になるのではと懸念する声が多く寄せられており、なかなかご理解が得られない状況でございます。

それから、同意取得に関しましては、除染の手法に対する不安や帰還する意思がないので除染は必要ない。それから東電の賠償に対する不満などの理由で同意取得がなかなか難しい方もございます。仮置場の安全性に対する町民皆様の不安を解消しつつ、同意取得の加速化を図っていくことが課題と認識してございます。引き続き、町民皆様に対し、仮置場の必要性などを丁寧に説明し、ご理解、ご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、災害廃棄物の処理、仮設焼却施設の設置状況についての質問にお答えいたします。

災害廃棄物の処理につきましては、対策地域内廃棄物処理計画に基づき、現在、環境省と進めておるところでございます。まず対策地域内における災害廃棄物と推定量でございますけれども、環境省の発表によりますと本年10月末現在で28万9,000トンになっております。

次に、津波被災地の面的な災害廃棄物の選別、集中、運搬業務の進捗状況でございますけれども、現在、棚塩地区仮置場の西側、それから県道254号、いわゆる浜街道沿いです。並びに両竹地区に集積されております災害廃棄物の選別作業を実施してございます。選別されました廃棄物は、請戸地区に設置の仮置場が一部供用開始されたことを受けまして、本年10月から搬入を開始してございます。また、家庭で発生する片付けごみの仮置場として使用する棚塩地区に設置の仮置場が、一部供用開始されましたので、本年10月20日より、ごみステーション回収方式による不燃ごみの回収を開始してご

ざいます。

それから、粗大ごみの回収につきましては、平成27年1月以降の回収を予定しており、除染が完了いたしました酒田行政区から回収を始める方向で現在環境省と協議を行っております。事前に関係区長さんと相談し、行政区の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、回収方法につきましては、コールセンター方式で個別回収、いわゆる訪問回収を考えております。

次に、津波による被災車両等の撤去処分についての進捗状況についてでございますけれども、被災車両の現地調査が本年10月末で完了し、その被災車両が1,051台ございます。所有者が判明している車両につきましては、所有者へ撤去、処分の意向確認書を発送しており、提出期限を本年11月末とし、意向確認を行っております。

また、所有者が不明な車両については2カ月間車両に張り紙を掲示すると共に、所有者確認用の閲覧資料を役場本庁舎、それから二本松事務所、各出張所及び福島環境再生事務所に閲覧場所を設け、所有者の判明に努めております。

次に、被災船舶の解体撤去工事の進捗状況でございますけれども、本年10月10日より、船舶の危険物等の事前調査を行い、11月21日より解体及び撤去が開始されたところであります。

次に、危険家屋の解体撤去の進捗状況でございますけれども、今年度発注の8棟につきましては、10月末工事が完了しております。今後、危険家屋を含む42件、解体棟数で121棟を環境省において平成27年1月の工事着手に向け、現在準備を進めておるところでございます。

次に、環境省による被災家屋等の解体申請の受け付け状況でございますけれども、本年11月末現在、受け付け済み件数が225件、棟数で717棟となっております。

最後になりますけれども、300トンの仮設焼却施設整備の進捗状況でございますけれども、本年10月29日に起工式が執り行われ、現在は基盤工事を行っております。今後は、平成27年1月からプラント機械設置工事、5月には機器の調整を行い、6月には焼却施設の試運転、さらに7月から本格稼働を行う予定となっております。

また、200トンの仮設焼却施設の建設につきましては、追って計画が進むものとお聞きしております。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） それでは、大柿ダム並びに幹線水路の復旧状況についてお答えいたします。

大柿ダム本体の復旧工事は、今年度着手し、平成28年度の完了を目指しております。請戸川左岸幹線用水路は、平成27年度の工事着工を予定し、平成29年度より小高区への給水を目指しております。浪江町の給水は、今年度事業認可申請を行い、平成28年度着手を目指しております。また、請戸川右岸幹線用水路、高瀬幹線用水路につきましましては、事業化に向けて今準備しているところであります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは鉄道、JR常磐線の復旧状況についてお答えいたします。浪江町にかかるJRの復旧状況でありますけれども、軌道の除染に関しましては各行政区の除染作業に合わせて進めていくということになっておりますので、酒田地区については終了しております。

浪江桃内間の室原川橋梁の橋脚の損傷につきましましては、修復期間は事務手続きも含めて1年程度と見込んでいるとのことでございます。JRの見解といたしましては、今のところの開通時期は、浪江町の帰還の想定時期に合わせて復旧するとしております。11月6日に県内沿線市町村で組織します常磐線活性化対策協議会において、全線復旧の要望書をJR東日本に対して行ってまいりました。

また、11月27日には、浜通りの復興に向けたJR常磐線復旧促進協議会が立ち上がりまして、国土交通副大臣、復興副大臣、経済産業副大臣、環境副大臣及びJR東日本副社長と関係機関が構成員となっております。福島県及び浪江町や復旧事業対象沿線町村もオブザーバーとして参加をいたしております。この協議会の目的は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内におけるJR常磐線の早期復旧を図るため、国、地方自治体、鉄道事業者間の連携調整、情報共有を行うということになっております。この会議においては、浪江駅以北の被害状況調査は終了し、浪江駅以南の線量調査、被害状況調査は今年度実施するということが報告されております。先週新聞等でも載っておりますけれども、12月3日から浪江駅以南の軌道上の歩いての線量調査が実施されたと出ております。おって被害調査が行われる予定であるということでもあります。

また、浪江町以南の線量についても前進が見られているところでございます。

また、来年2月頃からの竜田駅から原ノ町駅間での一日2往復の代行バスの計画も示されたところでございます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、太陽光発電事業の計

画についてお答えいたします。

まず1番目の太陽光発電事業計画概要についてでございます。浪江町復興計画第一次に計画されました浜街道西側農地での太陽光発電事業については、農地に支柱を立て営農作業が可能な高さに太陽光パネルを設置する営農継続型太陽光発電事業として実施を検討しております。事業期間は、発電開始から20年間、工事の着工は除染終了後となります。事業者が地権者から約125から140ヘクタールの土地を借地し、発電量約80から120メガワットのメガソーラーを設置いたします。土地の借地料につきましては、現在のところ、平方メートル当たり20円で検討しております。今年度の固定買い取り価格、1キロワットアワー当たり32円の設備認定を取得するため、事業予定者と協力し、諸手続きを進めているところであります。

また、再生可能エネルギーの買い取り保留につきましては、早急な対応を求め、国及び東北電力に対し要望しているところでございます。

次に、具体的な営農計画についてお答えいたします。具体的な営農計画につきましては現在検討中でございます。地権者のほとんどが津波により住家はもとより、農機具等が流出し、自ら営農継続は困難であります。また、原発事故による避難指示が出されている中で、営農再開の時期も不明でございます。このような状況を踏まえ、営農者の確保並びに営農計画の策定について、国、県の農業振興担当部局、あるいは町産業賠償対策課、農業委員会などの指導、助言をいただきながら検討しているところであります。

次に、ソーラーパネルを敷き詰めることの景観上のデメリットについてお答えいたします。

太陽光発電事業につきましては、震災からの復興を目指し策定された浪江町復興計画第一次において、津波により荒廃した農地の有効活用と津波被災者の一日も早い生活再建のため計画されたものであり、景観上の配慮に優先するものと考えているところでございます。

○議長（小黒敬三君）　ここで11時15分まで休憩いたします。
（午前10時59分）

○議長（小黒敬三君）　再開いたします。
（午前11時15分）

○議長（小黒敬三君）　再質問、9番。

○9番（佐々木恵寿君） 再質問をいたします。

まず詳細にわたっての質問でありましたので、非常に詳しい回答をいただきまして感謝申し上げます。いわゆる公共インフラの復旧進捗についてということの総体的な考え方というか、申し上げたいところは、いわゆる平成29年春の帰還を判断するときにおいて、非常に進捗の結果が重要な位置づけに当然なってくるわけであり、いわゆる完了がそのときになされているのかいないのかが町長ご自身の判断に左右される。そのことが左右されるものと予測しますので、もちろんそのときまでの目標で除染とインフラ整備がなされる目標を持って進めていることとは思いますが、本当に間に合うのかどうか。それはあと2年ありますから、現時点で間に合わないかもしれないなんていう話にはならないにしても、そここのところの現時点での考え方です。その点について、町長の答弁をお願いしたいと思います。

それから、懸念する材料の一つとして、下水道と各家庭の浄化槽、接続するにしても、各家庭の浄化槽にはヘドロが残っております。そのヘドロにはおそらくセシウムが残っていることでしょう。そのヘドロを仮に平成29年春までに本当に除去できるのかどうかという問題がやっぱり残るはずなんです。そこあたりの進捗と判断、突き詰めていけば先ほども仕上げましたとおりの、平成29年春の解除の判断にどう影響を及ぼすことになってしまうのか。そのあたりについてご答弁願いたいと思います。

願わくば、この公共インフラはすべて元に戻して新しいまちづくりの第一歩となるための一つの礎として、今後ともきっちりと進めていただきたいということを要望させていただきます。

それから、道の駅に関して再質問します。先ほど、十分検討に値する旨の答弁をいただきました。広野町でも手を挙げたい旨の新聞報道もありましたけれども、実は道の駅につきましては、私が議員になりたての頃、114号線の津島地区に現在の活性化センターを設置する頃ですね。設置の話が上がったところに、あそこを道の駅にしてはどうかという質問をしたことがあったんです。10年ぐらい前の話ですけど。私も道の駅には関心が多いというか、深いというか、関心が高かったこともあって、そんなような昔話があったんですけどもこの震災を受けて、やはり浪江という避難区域の中にあっても低線量地帯で、いわゆる復興の拠点として非常に有効な場所があるという立地条件を考えれば、道の駅という現政権の地方創生というカテゴリーの中で特に浪江町においては防災の拠点という、防災に関することと、道の駅の本来の機能を兼ね合わせたという観点で

す。そこをしっかりと捉えて取り組んでいただけないものかという希望がございます。

先ほども答弁いただきましたとおり、まちづくり計画にも沿った流れが見えるのでという理由もございました。ここはしっかりと道の駅の設置に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それから、合わせて復興祈念公園であります。答弁いただきました内容については、いわゆる津波被災者対策あるいは集団防災移転等々の浪江町が一番大きな災害対応としての命題があるので、なかなかそこに回らないというようなことからして、否定はしないものの、なかなかそこまでいけないんだという趣旨の答弁だったと思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、復興の拠点や浪江町の将来像を描くときに、福島県においての復興祈念公園の位置づけというのは、少なからず原子力災害があったところとなると私は思っています。つまり、被災3県、岩手、宮城、福島ということで、岩手、宮城はもう選考しておりますけれども、その中で福島の災害というのはいわゆる複合災害で、しかも原子力災害という特徴が結果的にありましたので、その原子力災害のあった区域、つまり避難区域内が復興祈念公園としては適切ではないのかという意見があると思います。

したがって、それを考えれば、浪江町以外にもそういう地域はあるにしても、双葉町がやっとならした復興計画の中にも、復興祈念公園を設置したいという旨のことを入れているようでもありますけれども、線量の高い区域よりも、公園として利用する、あるいは多くの皆さんが駆けつけていただけるようなものにするためにも、浪江町が積極的に手を挙げて、この復興公園を十分本来の意味を捉えながら浪江町が設置に向けて努力していくということは大変重要なことではないのかと感じます。改めて町長にこのことを検討いただいて、将来の浪江町のためにぜひ前向きに取り組んでいただけるよう要望させていただきます。この道の駅とこの道の駅と復興祈念公園を併せ持ったような施設にならないものかとも私は思っておりまして、広大な敷地面積、あるいは人が呼べる道路条件だとかが考慮しますと、やはり大平山一帯にそういったものが一体化してできるようなものに慣れればいいなと考えております。そのあたりを町長、どう考えているかお伺いしたいと思います。

それから、太陽光発電事業について質問いたします。先般の太陽光発電事業についての説明、本日の答弁を伺いますと、今までの流れからして、びっくりいたしました。

以上、再質問といたします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） まず第1点の平成29年3月までに避難の解除ができるのかどうかというご質問でありますけれども、私ども復興計画の中に工程表をきっちり作って、そして国と協議をしながら平成29年3月、避難指示解除見込みということを決断いたしました。その中にはやはりいろんな条件があります。議員おただしのとおり、社会基盤の整備はもちろん、生活基盤の整備もできないと、私どもは生活できないという状況がありますので、インフラの復旧はもちろんです。それから生活基盤の医療機関、あるいは福祉サービス機関、そして買い物ができる商店街がどういうふうに構築されていくのか。そして、理想をいえば、小学校、中学校の学校が再開できるような状況になるのか。これは線量の問題がありますので、学校再開については、非常に難問題かなという感じはしていますけれども、いずれにしても社会基盤と生活基盤がきっちり出来なければ、私どもは戻れないということになりますので、その辺の状況を鑑みて来年、平成28年3月までに町民の皆さんと、この工程の進捗具合を見ながら意見をお聞きしながら判断してまいりたいと考えてます。現在、今の除染の進捗状況ですが、かなり加速化はしてきてますけれども、なかなか中間貯蔵施設の問題を含めて、非常に課題がありますので、それらの推移を見ながら判断をしていきたいということで、間に合うのか間に合わないのか、これはちょっとはつきり申し上げられませんが、そういう状況であるということをお聞きしておりますので、その辺の判断で考えていきたい。判断をしていきたいと考えています。

それから、2つ目の道の駅の件について、それから復興祈念公園が抱き合わせで出来ないかというようなご提案がございました。これは十分に検討に値するご提案でありますので、十分検討してまいりたいと思っています。この復興祈念公園については、先ほど答弁申し上げましたように、津波被災地の方々の心の絆でございますので、そちらのことを十分に頭に入れながら復興祈念公園の整備というものも考えていきたいと考えています。これは、当然道の駅と公園が兼ね合わせるということは、私どもの将来のまちづくりの一つの拠点になると思っております。やはり私ども浪江町の地の利を考えますと双葉郡の北ですので、それで線量の低いところがあります。そういう意味で地の利的には非常に十分な地の利を持っていますので、ぜひ提案については十分検討に値するものでありますので、しっかりと前を向いた形で検討してまいりたいと考えております。

それから、太陽光発電の件については、いろいろと計画をして、土地利用の問題もございます。特に農地の問題です。これ非常に難しい問題で、どういうふうに農地を活用できるかと。それはもちろん担い手がいないと農地の再開もできません。そういうことで、それらと合わせながら、なんとか理想的な太陽光発電の設置をしてみたいと考えてますので、どうぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（小黒敬三君） 答弁漏れ、浄化槽関係の汚泥のセシウム問題について、復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

各家庭の浄化槽の汚泥の処理についてであります。これにつきましては、今広域圏のほうで来年、平成27年1月より試験操業、回収を行います。それをもちまして、来年の4月より、各家庭の汚泥を運搬するということでもあります。ただし、問題点とすれば、運搬というか処理業者の方々がもう避難していないという現状で、その辺の運搬処理車の確保が難しい状況にはあるという現状です。

○議長（小黒敬三君） 9番。

○9番（佐々木恵寿君） 再々質問を行います。道の駅と復興祈念公園施設について、町長から前向きな答弁をいただきました。ぜひしっかりと取り組んでいただけるよう、重ねてお願いしたいと思います。

お願いするものではありませんけれども、しっかりと取り組んで、私達もしっかりと研究調査をしてより良いものになるよう進めていただけないかと思えます。私たちも努力していきたいと思えます。

それでは次に、太陽光発電事業について質問いたします。

改めて語る話でもないんですけれども、まず事業者です。事業者というかこの太陽光発電事業は、いわゆる再生可能エネルギー、脱原発、あるいは原子力からの依存を低減するという視点で再生可能エネルギーをもって太陽光発電事業を推進していくという政策的な課題がある一方、今般の浪江町のこの計画は、先ほど答弁にもありましたとおり、津波被災者のしかも農地の再生、あるいは被災者に対してのことを考えたことのみであって、いわゆる再生可能エネルギーの進展、発展という観点がかく欠けている事業であると私は思っております。この事業者は、当初ジャスダック市場の上場会社でありまして、そういったことから単なる事業者の利益に合致したような流れがあると思えます。

したがって、浪江町にもたらす効果はほとんどなく、津波被災者対策のみのことでことが進んでいるような状況ではないかと思っております。

しかしながらというか、そういうことから、この計画は町として、

関係がないんだよと。事業者と町との関係の契約だけで、関係がないんだといいつつも、結果、町としてあそこにパネルが敷き詰められることによって大きなデメリット、損失を残してしまうような懸念があるということが、私は大きな問題になると予測しております。これまでの経緯については、いろいろ話がありましたけれども、改めてここで申し上げたいと思います。そもそも津波被災によって、津波被災農家の農機具が流されてしまい、さらに営農意欲も失ってしまったので、この予定地は農地がほとんどでありまして、しかも水田であるために、ソーラーパネルを敷き詰めて、賃貸借料によって本人の経済的な恩恵を受けることは出来ないものかという発想があったということでもあります。

しかしながら、農地法上の農地転用が非常に困難であることが明らかになる一方、農地のまま一定の条件で太陽光発電が認可されるソーラーシェアリングを行うことによって農地転用の問題が回避できることが可能ということになったわけでありましてけれども、繰り返しますけれども、そもそも津波災害によって、津波被災農家が農機具を流され、さらに営農意欲も失ってしまったという状況を前提にしていたにもかかわらず、今度は営農を行うという話になっております。その前提としていたことと真逆のことが進められようとしているので、こんないい加減な計画で本当に良いのかというところが大きな疑問なんです。なので、営農計画はどうするのですかと。誰が農作業を行うのですか。営農計画が出来ない。農作業をする営農者自身がないという前提が、今それが、必要だという事業に変わったということなので、そのところが非常に大きな問題であると思うし、そのところが許認可の問題でクリアできるのかどうかという余計な心配もしてしまうわけでありまして。事業認可、県の許可や政府の許可なのか、電力の契約上の問題なのか、そこら辺は私も分かりませんが、そういったことがクリアできるんでしょうかというところが非常に疑念があります。

それから、景観は誰のものかという質問、先ほどいたしましたけれども、景観を優先にしないという答弁の趣旨だったと思います。いわゆる津波被災者の対策を優先しているんだと。つまり津波被災者の対策のために景観を考えないんだという考え方だと思います。

しかしながら、請戸や棚塩の沿岸部で日々海を眺めて、海からの恵みで暮らしてきた私達浪江町の多くの方々は、海が生やさしいものではないことや、一度牙をむくととんでもないことが起こることを知っていながらも、これまでその景観と共に暮らしてきたわけがあります。私は、あの美しい沿岸部の復興の絵を思うときに、150

ヘクターにも及ぶ面積に太陽光パネルが敷き詰められた情景を想像する人間として浅はかな、悲しい現実を感じるわけでありませけれども、町長、この景観は誰のものかという大きなことに関しまして、改めてお聞きいたしたいと思います。

それからもう一つ、3年前ですか。震災から1年目の津波被災者の追悼式の席上、追悼の言葉を述べた高校生の一言が私は忘れることが出来ません。彼女は、家族を失いながらも、毅然とそれでも海が好き、必ず浪江に帰って復興した姿を見たいと述べました。その高校生は、家族をさらっていった海は憎いけれども、生まれながらにして美しい海と共に生活してきたと。そして、請戸の海が好きなんだと述べたわけでありませ。その美しい光景が連なるところに、よりによってソーラーパネルで覆ってしまうことは、私は単純にやめてほしいと思っております。この計画は、そもそも無理な計画であると思っておりますが、まず先ほど申し上げました許認可の問題をどうクリアできるのかということをお答え願いたいと思っております。

それから、この大平山共同墓地、現在造成建設が進められておりますが、あの新しい墓地から太平洋を見たときに、目の前をソーラーパネルで覆われている光景があつて、本当に被災された皆さんの心が安まるとお思いになるのでしょうか。この光景が大震災からの復興と言えるのかという問題が私は感じるわけでありませ。本当に町民が帰りたくなるまちづくりになっているのかということです。町長、この津波被災地の復興のあり方を、いま一度そこのところをお考え直していただけないでしょうか。

さらに、復興まちづくり計画につきまして、見直す考えがないのか。私は見直す必要性があると思っておりますので、そこのところをどう考えているのかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（小黑敬三君） 質問の冒頭で、「町と事業者のみ」とありませ。これは「事業者と地権者」という意味ですよね。そこだけ確認でせ。

町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電の発想は、復興計画の中にもうたわれております。それは108名の方がいろんな意見をたたき合わせて出してきたものでありませ、この農地の再開、いわゆる津波被災地の農地の再開をどうするかという議論をしていただいたと思っております。その結果、太陽光発電によって農地の再開が出来るまで、要するに今回の計画では20年という形のスパンを設けていますけれども、やはり20年間の中で、いろんな農業再開するための形態というものが出てく

るだろうということが一つあります。

したがって、荒廃した農地の利用、それから今議員おただしのとおり、被災を受けた農家の方々の一日も早い生活再建というものに寄与していくための一つのツールになるだろうということだと思えます。

それから、私どもは事業者に対して、太陽光発電を設置することに当たっての提案をしていただきましたけれども、その提案の中の一つに、社会貢献、町に対する貢献、これはいったいどういうものを考えていますかということも一つの命題になっていました。これは、ある程度町に対する貢献、それから地権者に対する貢献というものを考えているという事業者さんも現れてきました。これは、いろいろな手法があると思いますけれども、とにかく事業者のための利益ではなくて、我々被災を受けた地域の貢献をして還元していただくということもうたわれておりますので、これは一つの振興のための起爆剤になっていくという考え方もあります。

それから、景観上の問題です。これは確かに景観は同じものがばっと見えるソーラーパネルが見えるということは、景観上はあまりよろしくないという感じはします。私も子供の頃、棚塩街道、いわゆる北幾世橋から入っていきます県道で、そして町並みから外れて棚塩公道がすばらしい景観だと。町並みから出た景色というのはものすごく人間の気持ちを豊かにするような景観がありました。そういう状況の中で、あそこにはパネルは設置しませんけれども、それに似たような類似するような形でパネルが設置するということは、景観上はあまりふさわしくはないと思いますけれども、ただ、今、申し上げたように、やっぱり被災地の皆さんの生活の再建に寄与する。それから農地を利用する場合、今のままでは農地は出来ない状況でもありますので、ここは一つ太陽光パネルを敷いて、そしてその役目を果たしたらすぐにそれを撤去して農地の利活用というものに持っていきたいと考えております。ぜひ、太陽光発電、いろいろメリット、デメリットあるとは思いますが、ぜひこの被災地の復興に向けた一つに事業ということで合わせてやっていきたい。もちろん佐々木議員がいう農地の有効利用はもちろん必要ですので、ぜひそういうものを長期的に見据えた形での設置ということで、ご理解を一つお願い申し上げたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 以上で、9番、佐々木恵寿君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで昼食のために午後1時05分まで休憩いた

します。

(午前 1 1 時 4 7 分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午後 1 時 0 5 分)

◇馬 場 績 君

○議長（小黒敬三君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

16番、馬場績君の質問を許可いたします。

16番。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績でございます。

今、歴史的な総選挙がたたかわれております。日本共産党は日本の政治と経済、原発避難と事故収束の先が見えないまま、再稼働に突き進む安倍政治の是非が問われていることを明らかにし、国民と力をあわせ、政治を変えるため全力で戦っているところであります。そうした情勢を背景に一般質問を行います。

質問の第一は町長の基本姿勢についてであります。

福島民報社が行った県内市町村長アンケートで「安倍政権発足後、あなたの市町村の復興は加速したか」との問いに町長は「一部加速した」と答えています。(11月30日福島民報) 私はその認識には、いささか疑問があります。まず全町避難のそもそもの原因は東電の原発事故であります。結果4度目の冬を迎えようとしているのに今なお仮設住宅に住み、家族バラバラの状態ですべてに避難、すなわち「社会的孤立」状態におかれております。町民はすべてを奪われ、それぞれの、あらゆる可能性を奪われたのであります。ひるがえって「復興」とは何か。「ふたたび盛んになること」、復旧とは何か。「もと通りになること」。では浪江町と町民の生活の日常がそうなったのか。それを目指していることは確かではありますが、そうなたてはおりません。置かれている町民の日々の営みと、精神生活の現実には「壊されたまま」であり、『どうにかしたい』ともがき、「壊された生業とくらしの再建」を日々願っているのではないのでしょうか。

(1) 復旧・復興が「一部加速した」という判断の根拠と、遅れている復興の認識を町長に問うものであります。

内閣府発表による東日本大震災に関する自殺者は被災3県で福島県がダントツ、今年7月16日現在、55名に上っています。つい最近も、二本松に避難する男性が行方不明になり、あれから10日余り過

ぎたのに手掛かりがありません。浪江町の震災関連死は348名と報告がなされました。安倍総理は相馬市の第一声で「住まいも仕事も生業も進んでいる」と話されたそうであります。常磐道開通の一方には浪江町民の約2割3,825人もが4度目の冬を仮設住宅で送らざるを得ない、「もう限界、何とかできないのか」と各地で言われるのは私だけではないと思います。正直、安倍総理は福島は何を見ているのかと問いたいものであります。

地域での日常が丸ごと奪われ、当たり前の生活が奪われ続けている現実基本的な人権の侵害そのものでしょう。即ち復興・復旧以前の「再建」が進んでいない、これが現実であり、被災者目線の再建が求められる所以であります。

(2) 基本的な人権の侵害と復興に対する町長の認識を改めて問うものであります。お答えください。

原発事故や汚染水問題では、一言も触れなかった福島での安倍首相の第一声。1日400トンも増え続ける高濃度汚染水、建屋内の高濃度汚染水が流出、滞留するトレンチの凍結も右往左往するばかりであります。

思い出してください。昨年9月東京オリンピック招致のプレゼンテーションで放射能汚染水は「港湾内で完全にブロックされている」、「必ず責任を完全に果たす」と安倍総理は豪語しました。いまだにサイト内の汚染水さえ処理できない、解決できない。まさに完全に責任を果たしていないのであります。収束どころか、原発の状況は悪化し、拡大しているのが現状であります。今回の福島民報社アンケートで「福島原発事故の廃炉、汚染水対策で国が責任を果たしているか」について、県内27市町村長は「果たしていない」(46%)と回答。わたしもその通りであると思います。馬場町長はこのことについて「その他」と回答されております。

(3) 「原発事故対応の国の責任」について「その他」と回答した理由と内容はなんでしょうか。お答えください。

次は消費税増税と「アベノミクス」についてであります。まず「アベノミクス」ともてはやされていますが新しい経済理論に裏打ちされたものでもなんでもありません。「大胆な金融政策」は小泉内閣時代の受け売りであり、「財政投資」はかつての「土建国家」的な公共事業中心の復活であり、「成長戦略」でやろうとしていることは、正社員と残業代ゼロ、生涯派遣の制度化などまともな雇用のルールさえ破壊しようとするもの、文字通り貧困と格差拡大の「構造改革」路線の踏襲でしかありません。今「アベノミクス」で景気は上向いたと強弁し、支持を取り付けようとしています。経済の実

態はどうでしょうか。今朝の新聞にも報道されております。円安による物価高が4月からの消費税増税と重なり、家計消費が二期連続それぞれ約3%落ち込み回復の見通しがありません。肝心の国内総生産高（GDP）も4～6月期7.3%、解散を決断した7～9月期1.6%と二期連続のマイナスであります。実質賃金は16カ月連続のマイナス、結果来年10月からの10%消費税増税延期に追い込まれたのが実態ではないでしょうか。株高を云々しますが、日銀の国債買い受の超金融緩和による投機筋の反応であり、大企業や一部富裕層を除いて格差が拡大していることは明らかであります。「アベノミクスは確実に成果を上げている」どころか、「アベノミクス」による増税不況が目の前に起きている実態であります。

消費税増税路線は民主党政権時代の自民、公明との3党合意によるものですが、2017年4月まで仮に延期したとしても、景気回復の見通しもなければ、国民の負担が軽くなるわけではありません。消費税に依存する「社会保障と税の一体改革」ではなく、ジャブジャブ儲けている投資家や大企業への適正課税、最高税率の引き上げと累進課税の強化が今必要ではないでしょうか。7割の法人は赤字に、ところが285兆円もの内部留保を持つ大企業には、さらに法人税減税など論外であります。国民の懐を温めるために農業や中小企業支援、賃金を引き上げ国民生活の向上、実態経済が良くなれば税収が増えることは間違いありません。

（4）消費税増税先延ばしは結局、増税容認であり、町民の生活再建と浪江町の復興を阻害するものであります。町長は増税中止を求めるか、明快な答弁を求めるものであります。

基本的な問題で町長に今一つお質ししたいことは、安倍政権の右傾化路線の問題であります。ご承知のように浪江町議会は9月定例会に於いて「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書」を賛成多数で議決し、安倍総理に送付しました。これは歴代の自民党政権においても「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としてきました。ところが今年7月1日の閣議決定は「武力行使の3要件」なるものを示し、「憲法9条のもとで許容される自衛の措置」として、集団的自衛権の行使、即ち武力の行使ができるという、これまでの憲法解釈を180度転換したのであります。しかも一内閣においてであります。立憲主義に逆らうその延長線上で、自民党は今度の総選挙公約に、憲法の改憲、原案の国会提出と国民投票実施を目指す方針を明記しております。「アベノミクス解散」は結局は憲法と国民主権を破壊する三本の矢の一本であり、選挙で多数を得たら9条を始め改憲策動を加速させるという野望があることは間違い

ありません。ドタバタ解散劇場の舞台裏が透けて見えるというものではないでしょうか。

(5) 立憲主義を否定する集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、地方自治と基本的人権、平和憲法擁護についてどのように発信するのか、町長に答弁を求めます。

質問の第二は原発の現状と復興の課題であります。

2011年12月16日、当時の民主党野田政権の時「福島原発は冷温停止状態にあり、事故は収束した」とステップ2の完了、いわゆる「事故収束宣言」が出されました。あれから3年9か月、いまだに事故の原因は勿論、圧力容器が破損、溶け落ちた燃料の状態さえも明らかになっておりません。汚染水は先ほど指摘したとおり増加の一方であり、続発する未経験のトラブルに翻弄されているのが現状であります。原発事故の影響はむしろ広がっているといえるでしょう。

去る11月27日には、2号機使用済み燃料プール冷却用ポンプが5時間にわたって自動停止しました。東電によると冷却弁のスイッチが「停止状態」になっていたということです。

(1) なぜそうなったのか、原因は明らかになったのでしょうか。循環冷却装置はそれほど簡単に止まってしまうものなのか。代替ええ循環冷却システム、いわゆるバックアップは機能しなかったのでしょうか。お答えください。

(2) 昨年、浪江町の野菜や南相馬市の米に検出された、放射能汚染の原因は第一原発3号機のがれき撤去が原因ではない、とした原子力規制委員会の11月26日の評価結果についてであります。

規制委員会の田中委員長は「がれき撤去によるものでないことはほぼ明らかになった」と述べ、さらに「事故によって福島県は広範囲にまだまだセシウムの汚染がある。これからもこういった汚染が出てくることもあるので、原因をはっきりさせる取り組みが大事だ」と報告されました。はからずも原発事故の深刻さを原子力規制委員長が国民の目の前で認めたという発言であると言わなければなりません。

私は、去る9月議会でガレキ粉じんと汚染の実態について一般質問しました。山本室長は「昨年9月に東京電力と資源エネ庁に原因究明と徹底した飛散防止対策、速やかな情報提供を申し入れた」と答弁されております。

そこでお尋ねいたします。1つは、ガレキ粉じんの大規模汚染の実態と、原因究明の申し入れに対する回答はあったのか。

2つは、「これからも汚染が出る」と結果評価されたことは今指摘したとおりであります。このことは重大な問題であります。即ち、

放射性物質による日常的な環境汚染があるということです。とすれば様々な試験栽培や今進められている除染の在り方、帰還の判断や復興計画の取り組みにも影響するのではないかと考えます。この問題にどのように対処されるのか、お答えください。

3つは、「がれき撤去が原因ではない」との結果評価に対して、安全・安心の立場から東電や、県、国に対して原因究明の申し入れをされたのか、お答えをいただきたい。

(3) 原発の再稼働についてであります。

原発を「重要なベースロード電源」と位置付ける安倍政権は「規制委員会が認めたものは安全」として、九州電力川内原発の再稼働をはじめ、原発の輸出さえ目論んでおります。

福島原発事故は現在進行形であります。「原発再稼働反対」の立場を明確にすることは原発被災、避難町の負うべき責任であると考えます。川内原発再稼働に対する町長の見解をお示してください。

2. 原発に依存しない社会と町の復興施策についてであります。

発表された自民党県連の政策には「再生可能エネルギー100%導入の実現と技術の確立」とあります。自民党本体の原発にしがみつこうとする方針と現実路線は、今ほど指摘したとおりであります。これとの矛盾は甚だしいものがあります。大事故を起こした県民向けのものとはいえ、自民党県連の方針は私はその通りだと思います。「原発に依存しない社会」を本気で考えているとすれば原発の再稼働についても、改めて態度を明確にすべきであることをこの機会に指摘しておきたいと思っております。

今現在、日本の原発はすべて止まっており、この冬も電気は賄える見込みです。原発は止まったまま再稼働せず、「原発ゼロ」に向かうことは可能であることを目の前で証明しております。

(1) それを推し進めるためにも浪江町の条件を生かした再生可能エネルギーの中・長期的な発電計画と製造、研究関連産業立地の一体的な推進を図るべきだと考えております。これまでの取り組みと合わせ、今後の復興に対する計画推進のための方針をお示しいただきたい。

(2) 再生エネ買取り中断と町の対応についてであります。

東北電力が10月1日以降、送電網不足を理由に50キロワット以上の再生エネルギー発電設備を対象に契約受け入れを中断しました。東北電力自身は3,500キロワットのメガソーラを運転したままであります。そして契約中断するなど企業倫理としても見過ごすことはできません。

県知事は「東電の送電網活用」を国に働きかけました。浪江町の

再生・復興にかかわる問題でもあり、町長は毅然としてこの買取り中断、あるいは東電の送電網活用に対して申し入れすべきであると考えます。お答えください。

3. 災害公営住宅の進捗についてであります。

冒頭でも仮設住宅で冬を迎える町民の実態を指摘しましたが、原発被災者に対する復興・災害公営住宅の建設は遅れに遅れております。

先ほど一部の一部進行している行政報告がありましたけれども、結論から言えば遅れております。県内復興公営住宅4,890戸の計画に対し、いまだに調整中が3,466戸、3年9カ月を過ぎて復興公営住宅が調整中とは一体何事ですか。原発避難者用の供給実績は全体でわずか23戸と報道されております。1%にもなりません。

ひとことで言うなら人権無視、その責任は行政とそして我々議会と政治にかかわる者にもあると深く認識し、反省をしております。同時に県や国の怠慢、無責任ぶりには怒りを超えるものがあります。

(1) 浪江町の復興・災害公営住宅の計画戸数と完成・供給の現状と今後の対応について、町民が少しでも前に出れる方策と対応についてお答えをいただきたいと思っております。

質問の第三は除染・廃棄物の課題についてであります。

12月7日の福島民友新聞によれば、中間貯蔵施設の予定地に「売買契約前に汚染度搬入を要請」と報じられております。

1. 改めて中間貯蔵施設と国の責任が厳しく問われる事態と言わなければなりません。

ところで11月の臨時国会で放射性廃棄物を県外で最終処分することを明記した日本環境安全事業株式会社法（JESCO）が可決・成立しました。果たしてJESCOに中間貯蔵施設の管理・運営の専門性と安全性を担保する知見と経験があるのか。東電の汚染水問題を見るまでもなく国の責任を回避するものであるということ強く懸念するものであります。しかも中間貯蔵施設の建設・管理・運営の費用は莫大なものであるにもかかわらず、国がこれを100%出資するといいます。汚染事業者の原因者の東電は負担なしであります。

いずれにせよ浪江町の目の前に、目と鼻の先に中間貯蔵施設が建設されます。安全・管理・運営について国の責任を法的に担保させるべきであります。町は県や国に対しJESCO法と国の責任について明らかにさせるその対応についてお答えをいただきたい。

(2) 国と周辺町村との5項目の協定について再度質問いたします。

私は、9月議会で双葉、大熊両町と同等の協定を求めるべきであ

ると質問しました。県が国に求めた「5つの条件は、やはり最低限遵守していただきたい。今後国に要請する」と町長はこの場で答弁されました。我々議会は11月7日、環境省福山大臣政務官（当時）に要請してきました。「協定については県とも協議し対応について検討したい」という回答でした。

双葉、大熊両町と国との5項目に協定について町はその後県や国に対しどのように対応され、どのような回答を得ているのかお答えください。

2. 除染廃棄物保管についてであります。

「3年程度」としてきた仮置き場の期間延長について、環境省から延長協議の申し入れがあったのでしょうか。浪江町のモデル除染を含む仮置き場の件数と除染で出た汚染土壌量、期間延長など地権者は勿論関係者への説明は今後どうされるのか、お答えをいただきたいと思います。

3. 除染検証委員会の設置についてお尋ねをいたします。

環境省の除染目標の方針転換や手抜き除染など、様々な問題が各地で発生しております。私はこれまでも浪江町の再生・復興のために除染の徹底を求め、ゼネコンや、国ペースの除染の弊害を排除するために、せめて「除染マニュアル」を町独自に作成すべきことを求めてきました。町長も「町として除染マニュアルを作って環境省に認めさせる。何とか要請してやりたい」と答弁されました。

(1) 町独自の除染マニュアルは作成されたのでしょうか、その上で除染前と除染後の線量調査、水、土壌、線量管理と防護対策、森林除染と安全確保、災害ガレキの安全確保の現状確認と対策などこれを確実なものにするためにも除染検証委員会を立ち上げるべきだと私は考えます。どのように検討されているのかお答えください。

4. は賠償と生活再建についてであります。

原発事故の生活再建と賠償の基本は国、東電の加害者責任を全うさせることであると思います。この基本に照らし浪江町のADR和解決案に対する国、東電の姿勢は和解決案に合意した町民を愚弄するものであります。なぜなら東電は「一律賠償は他町村との公平性を欠き」、「中間指針からかい離し」、「原発事故との相当因果関係が認められない」と被災、避難町民を突き放しています。国はと言えば和解決案を拒否する東電を擁護し、「個別事案にはコメントを控える」と安倍総理が答弁する無責任ぶりであります。

(1) そこでお尋ねいたします。委任を受けた町長がこのままADRの仲介に期待し続けるのか。それとも東電が受諾する見通しがあるのか、それとも和解決案の賠償を求め提訴も選択の視野に入れる

のか、それ以外の道を模索するのか、それぞれの判断を、次の判断を町民に示すべきではないかと思います。町長、あるいは副町長において、答弁をいただきたいと思います。

次は、県内県外でADRに対する地域ぐるみの申し立てや、地域再生や完全賠償、国・東電の事故の瑕疵を裁判で争うなどかつての公害闘争以上の市民的行動が起きております。これからも増加するのではないかと予見されます。これらは憲法32条の裁判権を含む市民的自由を保障した憲法11条基本的人権の享有、憲法13条（幸福追求の権利の尊重）、憲法25条（生存権、国の生存権保障の義務）憲法97条（基本的人権の永久の権利と信託）に保障された権利であることは言うまでもありません。

浪江町が取り組んだ集団申立ても全てを打ち壊された町民のためのやむにやまれぬ市民的権利の保障と国東電の責任を問う行政の立場での先進的な行動であったと思います。

（2）改めて福島に分断と切り捨て、フクシマを風化をさせないためにも、賠償格差の見直しや完全賠償を求める各地の市民運動と連携した県民運動を福島県原発賠償協議会にこれを提起されてはどうでしょう。町長の答弁を求めるものであります。

（3）新たな生活の場を求め仮設住宅から退去者が出ております。その際、備品提供を求める要望意見があります。どう対応されているのかお答えください。

最後に、五、医療・介護の拡充についてであります。

1. 長期避難による疾病・介護の現状と体制の強化をいつ、どのようにされるのか現状の問題と合わせてお答えください。

11月11日の県民健康調査評価部会で、現在行っている甲状腺検査について、がんの進行は遅い、検査による心身の負担が大きいなどの理由で過剰診断とする意見が出されたといえます。一方「過剰診断と指摘されても検査は継続すべき」との意見も報道されております。現実には、大人であれ、子供であれ低線量の長期被ばくを受けながらの毎日の生活を余儀なくされており、多くの町民は将来的な健康不安、健康不安を抱いております。私もその一人であります。9月に行われた日本学術会議は「放射性物質の健康影響を正確に知るためには、様々な分野の専門家が横断的かつ総合的に解析し、政策に反映させるべきである」との提言は私はもっともだと考えます。

今後とも県民健康調査の継続と医療健康の恒久的制度設計を求め、浪江町でできることはばっちりやっていく。そして情報開示を進めるべきだと考えます。過剰診療という健康調査評価部会での返還に対し、町の見解を求めて私の最初の質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、第1点の県内市町村長のアンケートについてお質しがございました。

その中で、安倍政権が発足して2年間、市町村の復興は加速をしましたかというアンケートがございました。その中で私は今議員お質しのとおり一部加速をしたと回答したものであります。この加速した、一部加速したという理由については（2）の質問の中で、経済雇用、健康管理、子育て環境、除染、公共事業、原発事故に伴う損害賠償、風評対策、避難者支援、汚染水対策これが加速したのかということの項目でありました。私は除染は一部加速したという意味で加速したという回答をしております。

議員お質しのとおり今年度に入りまして、酒田行政区において除染作業が完了しました。また高瀬及び立野下の行政区においても現在除染作業が進行中でございます。

また、国道114号の除染についても一部区間を除き、車道等の舗装面の高圧洗浄、堆積物の除去など除染作業が本格的に開始されていきます。さらには、産業廃棄物仮置き場の設置による処理開始、仮設焼却施設の起工など町内の廃棄物処理が始まって、ようやく目に見える形で復興が始まってきたということであります。

しかしながら、今のように町民の健康管理であるとか、さまざまな風評被害の払拭であるとか、損害賠償、汚染水対策、さらには復興財源の確保などもまだ決まっておりません。そういう諸課題が山積しております。そういう形の中で私は一部加速したということをお答えしたつもりであります。

それから、2つ目の基本的人権の侵害と復興に対する認識を問うということですが、やはり基本的人権の侵害、特に憲法13条、25条、29条で、憲法が保障する幸福追求権、生存権、財産権等の人権の保障については、兼ねてから申し上げているとおり、原子力発電の事故によって私達は未曾有の損害、被害を被っております。

生活再建もままならないまま3年9カ月、月日が流れ、今の避難生活を余儀なくされており心身とも疲労している状況です。これは、議員お質しのとおりであります。憲法において、今申し上げた幸福追求権、生存権、財産権等の人権を保障し、実現する義務を国は持っております。原発事故によって著しく人権が損なわれた私達被害者の尊厳を一刻も早く回復して、生活再建を図るため、憲法の人権保障規定の趣旨に沿って最大限の努力を尽くさなければならないと認識をしております。

それから、安倍政権下における原発事故の対応と責任についてのアンケートがございました。その回答にその他とお答えをいたしました。これは4択ございました。責任を果たしている。責任を果たしていない。そしてわからない。4番目にその他ということがありまして、私は1番の責任を果たしているとは思いません。また、その責任を果たしていないということについての回答の中で、いわゆる東電任せの仕様であると。国がリーダーシップを強く発揮して、世界の技術と英知を結集する必要が肝要でありますよということをお答えしております。その他の回答の理由ということで、こういうふうに延べさせていただいております。

それから、消費増税の中止を求めるかどうかというご質問にお答えいたします。今、衆議院解散真ただ中でありまして、選挙戦の争点となっていると思っておりますが、この増税をしなかったということは先ほど議員がお質しのとおり、経済指標を総合的に判断をして増税は今回は見送ると。ただし、平成29年4月には景気判断の条項を取り払って10%にしますということを安倍総理は明言しておりますが、私はこのアベノミクス、これは失敗であると考えてございます。やはり地方の経済、あるいは消費が伸びることが経済の高循環を生むと私は思っていますので、やはり末端の商品が落ち込めば景気の高サイクルにはならないということで、私は消費増税については反対をするという立場におります。

それから、3つ目の集団的自衛権の行使容認の閣議決定をして、地方自治と憲法擁護について、どのように発信するのかということについてのお質しです。これは以前、議員の質問でもお答えしましたように、我が国の憲法は平和主義、基本的人権の尊重など世界に誇れるすばらしい憲法であると認識をしております。地方自治体の首長としての立場からこれを擁護していくべきものと考えており、今後ともこの考えを堅持してまいります。

それから、川内原発再稼働に対する町長の見解であります。これは私いつもお話しているように、福島原発事故の収束のための原因究明をしていません。それから検証もしていません。そういうことをやらないうちに、再稼働するというものはいかがなものかと。

それから、川内原発で見えることは、避難計画がきっちりなされていないんです。いわゆる周辺自治体が、私どものような福島の事故が起きた場合、市民、町民の方をどのように避難させるかということをもっと無視をしているような状況です。ですから、原子力規制委員会の判断は安全だという意味で再稼働を認知するという形になっていますが、そういう避難計画とか、安全安心のできる町民

の方が命をどのように守っていくかという方策がないんです。したがって私は、原発事故を教訓にしない再稼働については認めるわけにはいかない。そういうことでいろいろ私どものほうに全国から自治体から研修にまいります。その度に再稼働はあり得ませんということをお話させていただいている状況であります。

それから、東電の送電網活用を国に働きかけたかというご質問がありますが、これはすぐに経済産業省、それから復興大臣とお会いして発表があった2、3日後だと思いますが、霞ヶ関のほうに赴きまして、こういうことは私どもの意図に反するものであるということでも申し入れをしてまいりました。また双葉郡の町村会の役員会、私が副会長になっているものですから、正副会長ともども復興大臣と経済産業大臣のところに行きまして、この件についても絶対だめですという形の中で申し入れをしてきたことがございます。したがって、これからも強く要請をして浪江町の再生復興にかかわっていきたいと思っております。

それから、ちょっととびますが、ADRの問題の中での福島県原発賠償協議会に議員が提案したものを提起されてはどうかということについてであります。最近賠償協議会開かれていないんです。やっぱりこれはちょっとおかしいと思うんです。二百数十団体が加盟しておりますので、なかなか措置がとられないのかどうかわかりませんが、やはりこれはひとつの風化の現象も見受けられますので、何とか協議会を再開させて、やはり私どもの賠償の格差あるいは完全賠償そういうものを求めていくような協議会を再開できるように提起をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁は終わりますが他の質問については担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは大きい2番の原発の現状と復興の課題についての1番、事故収束と放射能汚染の中の（1）福島第一原発2号機の冷却停止の原因究明の対応はというご質問にお答えいたします。

本事象は、11月27日16時43分に2号機、使用済み燃料プール、代替冷却系の一次冷却系ポンプが自動停止し、冷却が停止した事象となっております。

その後の調査で使用済み燃料プール代替冷却系の空気作動弁に作動用空気を供給しているコンプレッサーAの操作スイッチが停止位置となっていたことにより、一次系ポンプが停止したことがわかりました。なお同日21時26分には一次系ポンプを再起動し、使用済み

燃料系プールの冷却を再開しております。

なお、コンプレッサーの操作スイッチが停止位置となっていた原因については、現在調査中で未だに判明しておりません。また、バックアップ機能はというご質問でございますが、コンプレッサー自体は2台ございましたが、手動での操作スイッチの切り替えが必要であり、本事象発生後コンプレッサーA、Bに異常がないことを確認したうえ、コンプレッサーBのほうを起動、その後、一次系ポンプを再起動しております。

(2) 米汚染の原因と原子力規制委員会の評価結果と除染復興のあり方を問うというご質問にお答えします。

まず、ご質問のありました町の申し入れに対する回答でございますが、東京電力より平成25年9月9日、資源エネルギー庁より平成25年9月10日にそれぞれ回答を受け取っております。内容としましては、東京電力では免震重要棟入り口脇の連続ダストモニタリングポストでも警報が鳴動しており、主な原因としては3号機原子炉建屋のガレキ撤去作業の可能性が高いと考えており、徹底した飛散防止対策を講じていくとの回答でございました。資源エネルギー庁のほうからは廃炉を進めるうえで、安全の確保は大前提、原子力規制庁とも連携し、安全確保の上での必要措置はしっかり講じてまいるとの回答でございました。

次に、ご質問のございました、これからも汚染が出るという評価結果に対して、どういう取り組みをされるのかというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり当町には事故由来の放射性物質が広範囲に飛散し、町内が汚染されている状況にありますし、加えて再びこのような飛散が発生すれば除染も含めて復興の取り組み全般に影響が出てくる可能性がございます。放射性物質の移行を防ぐためにも、やはり面的に広範囲の除染をしっかり進めることが重要と考えており、さらに廃炉作業に伴う放射性物質の新たな飛散を発生させないよう徹底した飛散防止対策を講じるように求めてまいります。

次に、原子力規制委員会がガレキ撤去が原因ではないという評価結果に対して、国、県等に原因究明の申し入れをされたのかというご質問でございますが、当町におけるスタンスとしましては、ガレキ撤去により、構内外を含めてモニタリングポストの値が上昇したのは事実でございますし、放射性物質が拡散したことによる影響も否定はできないと考えております。

12月3日開催された廃炉安全監視協議会においても、実測値とSPEEDIを用いた推計値の差異がかなり大きいことについて、そ

の条件設定も含め、出席された専門員からも疑義が出されたところでございます。

今月24日になりますが、当庁にも規制委員会が直接評価結果の説明に参る予定でございます。その際しっかり内容を確認し、必要な対応を講じていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは質問2の原子力に依存しない社会と町の施策についてということの（1）再生可能エネルギーの中・長期的な計画を示せということについてお答え申し上げます。

まず、福島県においては県の再生可能エネルギー推進ビジョンで掲げました「2040年ごろを目途に県内エネルギー需要の100%に相当する再生可能エネルギーを生み出す。」とした目標への歩みを着実に進めるということから、今現在、関連産業の集積に向けた取り組みを加速することによって、県の名実ともに再生可能エネルギーの先駆けの地とするためのアクションプランを策定して、必要となる当面の導入推進策あるいは導入見込み料及び行動計画を明らかにする中で関係者に広くこれを共有し一層の推進のもとで再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図るとしております。

町といたしましても、この県の推進ビジョンに沿って推進を図っていくということになりますが、町の復興計画第一次においても、原子力に依存しない社会を目指し、再生可能エネルギーを推進することを掲げております。現在は、津波被災地の農地における営農型での大規模の太陽光発電事業の計画を進めておりまして、協力事業者あるいは国、県などの関係機関とその実現に向けて協議を進めているところでございます。

また、地域の産業の再生のための蓄電池企業などの再生可能エネルギー関連産業などの創出も必要と考えておりますし、さらにはイノベーションコースト構想においても、主要プロジェクトとして位置づけられております。町としても、その主要プロジェクトを担える町であるということを国あるいは関係機関に説明をしているところでございます。そうはいいまして、今のところ町の中でのということにはなかなかいかない状況でもございまして、公共施設のうち防災拠点として必要な役場の本庁舎あるいはサンシャインなみえ、スポーツセンター、津島活性化センター等での太陽光発電施設等の設計業務委託、これを9月の議会でご承認いただきまして、現在その新設あるいは既存施設の改修等に取り組んでいる状況でございます。

引き続きまして、3番の災害公営住宅の進捗についてというところ

ろで、浪江町の計画戸数と完成入居の目途を示せということでございますが、町外における復興公営住宅に関しましては県が整備を計画している復興公営住宅4,890戸のうち、建設予定地が地区名まで公表されているものは4,338戸となっております。浪江町民が入居対象となる復興公営住宅は専用で1,845戸、共有で619戸ということで9月定例会で報告したとおりでございます。

8月に行われた意向調査で、復興公営住宅への入居を希望している世帯が1,438戸と前回に比べて600戸以上減少しておりますが、前回の希望戸数である2,065戸を基本に県は計画を策定しておりますので、総数としては要望を満たすととらえております。

しかしながら、地域によっては隔たりがあります。そういった新たな課題の発生が懸念されておりますので、今後も県に対しては必要戸数の確保を要望してまいります。

また、完成入居の時期につきましては、第1期募集のいわき市下神白団地、同じく上湯長谷団地、郡山市の柴宮団地入居は平成27年3月の入居開始。第2期募集のうち、いわき市八幡小路団地が平成27年夏頃、福島市の飯坂団地、郡山市の八山田団地においては平成27年秋頃の入居開始となっております。復興拠点としての二本松においては、平成28年度中、南相馬市については調整中という状況でございます。県では平成27年2月から3月までには全体の状況を公表するとしておりますが、あまりにも議員お質しのとおり復興公営住宅の完成が遅れておりますので、県に対してはさらに完成を急ぐよう催促をするとともに、今週中には説明に来いということで呼び出しをかけているところでございます。

一方、募集の終わった本宮市については、平成27年度途中の完成を目指しております。また年明けにも募集を開始する桑折町においても第1期については、平成27年度中の完成を目指すということで、第2期の建設に向けて調整も行っているところでございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） （3）の除染廃棄物の課題について1番の中間貯蔵施設と国の責任についての（1）県外最終処分法と管理運営の国の責任を担保されているのかについてのご質問にお答え申し上げます。県内の除染廃棄物を保有する政府の中間貯蔵施設をめぐり30年以内に県外で最終処分すると明記いたしました中間貯蔵施設関連法案は、本年11月19日、参院本会議で可決成立してございます。この法案では、国の責任といたしまして、廃棄物の県外最終処分はもとより、政府が責任を持って施設整備や安全確保に当たること、また周辺の地域住民から理解と協力を得るために必要な

措置を講じることを明記してございます。また、政府の責任を明確化するため、施設の運営管理を担う日本環境安全事業株式会社の株式を政府が全額保有し続けることを義務づけてございます。今回の県外最終処分の法制化は、福島県が示しました要件の一つでございます。中間貯蔵施設の協議を進めていくうえで非常に重要であると思っております。

次に、(2) 国との協定に対する町の対応についてのご質問にお答えいたします。国は、本年7月28日、中間貯蔵施設の整備、稼働にあたって、福島県や候補地の大熊、双葉両町と安全協定を結ぶことを表明いたしてございます。今後、国においては、施設の監視に住民の皆様が参加することや問題が生じた場合には、施設への搬入を停止する措置をとることを含め、その協定の具体的内容については、搬入開始までに福島県や候補地の大熊、双葉両町と十分に相談のうえ、取りまとめることとしてございます。当町といたしましても、町民の皆様の安全、安心につながるよう国に対し同様の協定を結ぶよう強く求めてまいります。

次に、2番の除染廃棄物の保管について、(1) 仮置き場保管の現状と延長の対応についてのご質問にお答えいたします。まず、仮置き場の期間延長の関係でございますが、本年11月20日付、環境省、福島環境再生事務所長より、除去土壌等の保管継続へのご協力をお願いについてという文書をいただいております。

次に、当町におけるモデル除染を含む仮置き場の件数と、それから汚染土壌量の関係でございますが、仮置き場の件数が16件、それから汚染土壌量がフレコンバッグの数でございますが、7万8,963袋でございます。

次に、保管継続の対応につきましては、津島中学校仮置き場におきまして、設置から3年が経過することを受け、環境省にて本年11月に行政区の皆様にご参集いただき、保管継続のお願いをさせていただいたところでございます。今後、環境省は保管継続のお願いを進めるにあたり、その進め方について、町と調整を行ったうえで地権者を始め行政区長さん、さらには行政区の皆様と十分な協議を行い、ご理解とご協力をいただけるよう丁寧な説明を行っていく考えでございます。

3番の除染検証委員会の設置を問うについてのご質問にお答えいたします。議員お質しのとおり、除染検証委員会の設置が必要であると考えてございます。環境省の事業として行われてきました除染事業の情報を収集精査し、効果的に線量が低減していることについて、有識者などによる分析、検証する必要があると考えてございま

す。いずれにいたしましても、除染検証委員会の設置につきましては、今後除染の進捗状況を見ながら、設置の時期を考えてまいります。

次に、町独自の除染マニュアルについてのご質問にお答えいたします。当町におきましては、ご存じのように除染特別地域の指定を受けており、国と協議、調整を重ね特別地域内除染実施計画を策定してございます。これらに基づきまして、本格除染は、国として責任を持って取り組むとされてございます。議員お尋ねの除染マニュアル、いわゆる除染手法につきましては、環境省が除染の基準を定めました除染関係ガイドラインに沿った除染を実施することとなっております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それではADR和解案に対する今後の町の対応はということでの質問にお答えしたいと思います。

質問の中にありましたように、東電の回答がつぶさに言われましたが、一律賠償は他町村との公平を欠くという理由を一つ掲げている。それから中間指針から乖離しているということを述べている。

それから、原発事故との相当因果関係が認められないという大きな3つの柱を持って東電は拒否しております。このことについては、国がはっきりと判断を実は示しております、本年の11月5日の衆議院の文部科学委員会の中で、具体的に浪江町の我々のADRの訴えた内容について質疑がなされております。国の出席者は下村文科大臣、それから担当の田中局長が出ております。それから東電側は木村常務執行役が出席をしております。その場で田中局長がこの件について答えておりますが、まさに今言いました3点については、ADRの総括委員会所見の中で、まったくこの3点はそうは当たらないと、すべて大丈夫なんだということを明言しております。それらも踏まえて今後の対応ということになります。今選挙が行われていることでもあります。いずれにしましても、ADRセンターが現実的にはADRが和解案を作った内容自体が大丈夫だということは、ADR組織全体を取り仕切るというか、代表する総括委員会で公に対外的に所見を発しておりますので、それらに対して東京電力がしっかりと正しく受けとめて対応することを、まずはADR自身が強くさらに働きかけていただくということに向けて様々な我々も動きをしております。

いずれにしましても、適切な時期を捉えて国、東電に対して町民の思いをしっかりと正しく伝え、そして国、東電が我々の訴えを正しく理解して行動するように、そのような揺り動かすような行動を

とってまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） （3）の仮設退去者に対する備品提供を問うのご質問にお答えします。

応急仮設住宅の備え付け物品のうち、エアコン、カーテン、消火器、照明器具、物置等について、「福島県応急仮設住宅の備え付け物品の譲与に関する要綱」が先月11月13日から施行となりました。譲与する相手方として、1、現に応急仮設住宅に入居し、当該応急仮設住宅の物品を使用していた被災者。2、応急仮設住宅を管理する市町村の被災者。3、管理市町村及び公益上の必要に基づく公共団体または公共的団体のうち知事が認める者としております。

ただし、譲与に関しては無償となりますが、物品の取り外し、持ち出しは、譲与を受けた方が自らの費用で行うこととなります。また今回の物品の譲与に関しては、入居者の退去後に新たに使用、入居しないことが確実である仮設住宅において行われますので、団地または各仮設住宅の棟ごとに、今後入居募集などしないことを宣言してからの譲渡となるため、現在対象となる仮設住宅の指定に向け検討しております。決定後につきましては、広報、ホームページ等で周知してまいります。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 五、医療介護の充実について。1 長期避難生活における疾病、介護の現状と体制の強化をいつどのようになれるのかのご質問にお答えいたします。

精神的不安、住環境の変化によりまして、疾病及び介護認定者が増加しております。この現状を鑑みまして、健康管理という観点から心身の健康や介護予防に特化して対処すべき専門的職員が必要と考えております。したがって、本年、県より2名の保健師の派遣をいただき、人的体制の強化を図っております。また同時に関係各課と連帯し、今後もなお一層の人的強化を図っていかねばならないと考えております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、過剰診断の見解と対応についてお答え申し上げます。原発事故による放射線に対する健康不安は常につきまとい、検査を継続し、子供たちの健康状態を把握するとともに、しっかりと管理することが当然と考えております。したがって、避難町民の気持ちを逆なでするような過剰診断、過剰診療などという見解は到底容認できないものでございます。現在、20歳までは2年ごと、20歳以降は5年ごとの検査となっております。

ますが、不安の解消、安全を担保するためには毎年の検査の実施と検査の恒久的継続が絶対必要であります。

したがいまして、今後ともそれらについて国、県に強く求めてまいります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 3年9カ月まもなく迎えますけれども、その時点で浮上しているさまざまな問題について、限られた時間で質問をし、答弁をいただきました。基本的な姿勢について、あるいは原発の現状と復興の課題、除染廃棄物の課題、賠償と生活再建の問題、医療介護の拡充について、それぞれ再質問をしたいと思います。

まず、町長の基本姿勢については、総体として共通の認識を持つことができたと思います。その中で2点指摘するとすれば、一部加速ということについて、町長は除染が一部進んでいるということから、福島復興が安倍政権になってから一部加速したという判断したということですが、私は別に言葉のやり取りはするつもりありません。しかし、原発事故が起きなければ放射能の汚染と拡散がなければ除染なんか必要ないわけだから、除染が一部進んだから一部復興が進んだということではないというのを私は概念的な問題も含めてきちっと提起したつもりです。復興とはなんぞや、復旧とはなんぞや、再建とはなんだということ、除染の一部加速による復興の一部加速ということについては、はっきり申し上げて認識を改めてほしい。これは大胆な言い方をすると、東電の無主物というあの議論に巻き込まれてしまいますよ。巻き込まれているとは言いませんから。ということなので、そこはきっちり認識を改めてほしいと思います。

それから、消費増税の問題等を含めて、やっぱりこの時期に消費増税すると、あるいは経済についても失敗したということについて増税反対の立場を明言されたということは、極めて重要な意味があると思います。

そこで、地方自治と憲法擁護についてどのように発信していくかということについては町長の答弁まったくそのとおりです。今の憲法は平和主義、基本的人権、地方自治も含めて世界に誇れる憲法だと。私はこれを擁護し堅持するということを改めて明言されました。たびたび政治の場で問題があるごとに、このことを町長にお質してきたわけですが、そこでどのように発信するかということが実は私の質問の意図なんです。町長、覚えていると思うのですが、今の憲法に沿って、特に浪江町はこういう状況にあるわけだから、庁舎の正面に憲法擁護にふさわしいたれ幕を浪江町でかけてはどうか

と。町長は、これをぜひやりたいということではなかったけれども、やりたいという答弁でしたよ。そこまで町長が今の憲法や今の政治との関係で今の憲法に対する認識を深くしているということであれば、もっとやはりどうどうと町民と世界に向かってきっちり発信していく必要があると思います。改めて、憲法擁護の立場で浪江庁舎にどういう表現にするかは町長の見解だから、私は踏み込まないけれどもそれをぜひやっていただきたい。そうされるかどうか、この部分では2つ。

それから、原発の現状の問題について。これもさまざまな問題があります。いずれにしても山本室長、東電の説明を聞いただけではだめですよ。あなたは役人の一人だから事象という言葉で平気で使われるけれども、やっぱりこの時期、あれこれの事象なんて言われると、感覚的にも受入れ難いものがあるのです。全町避難をしているその立場で、原発行政を担っているという立場で町民にも通じるそういう言葉で説明をし、問題が起きたときに対処してもらいたい。あるいは議会に説明してもらいたいという注文をつけておきます。

その上で、私は原子力規制委員会が南相馬の米汚染の原因について、あれは一の3が原因ではないと。しかしこれまた9月議会でも室長はそういう答弁がされたわけなんだけれども。東電は認めているんだよね。一の3のガレキ粉じんによる拡散、それで汚染された可能性があるかと認めている。しかし、これ規制委員会は、先ほど言われましたが、実測とSPEEDIのデータ使用によると違った見解が出てくるんです。ここは私は1回目の質問でいったとおりなんですが、私規制委員会の見解を正面から受け止めたわけなんです、ガレキ粉じんによる汚染ではないと結論付けたわけだから、ということは、いつのこまにか米や野菜が汚染されると、周辺が基準値以上の汚染値が出るような、それほどレベルの高い環境汚染が進行しているということだから、そういう意味で除染の問題についても、ただ国直轄のその除染をそのまま受け入れるのではなくて、マニュアルもつくって検証委員会もつくって、すべての項目で町民レベルで確認し、検証し、改善を求めていく必要があるということを描いたわけなんです。先ほどの除染マニュアルについては国の責任でやっているから、マニュアルについてはつくるというそういう答弁ではなくなったと。町長答弁から大きく後退しますよ。検証委員会を立ち上げるということはそれはそれでいいのですが、今少し突っ込んで、では検証委員会を時期としては今後検討だから、そんな生やさしいことではないですよ。今進行中であるんだから、進行中の問題を具体的に把握できる、あるいは問題を突きつける。その責任と権

限を持った、あるいはその機能を持った検証委員会を立ち上げるということは私は求めたわけです。だから、いつかの時期というのは言わないけれども、もっと明確に示してほしい。

それから、ちょっと話戻りますが、復興の現状の問題で災害公営住宅、再三再四言っております。結論からいいます。なぜこれほど遅れているのですか。最大の障害は何かスパッと教えてください。

それから、賠償と生活再建ADRの問題、これは再々のところでもやりますが、副町長答弁で、一つは今後ともADRの強い指導に期待するという見解です。これは今までの流れからすると、ちょっと見通しがいいということなので、改めて私が指摘したその項目との関係でどのように対応されるのかお答えください。

○議長（小黒敬三君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問の憲法擁護についてどのように発信していくかというご質問であります。私は前から言っていますように、憲法を擁護していく立場を明確に主張しておりますので、いままであらゆる機会、いろんな講演とかなんかも頼まれて、いろんなことをやってまいりました。そのことについて、いわゆる基本的人権を擁護するような形で現憲法を死守すべきだということを強調してまいりました。そういう発信の方法もありますし、また、たれ幕の件もありましたけれども、これは9月の定例会において私ども浪江町議会の撤回を求める意見書を出しておりますので、お互いに憲法を尊重する立場ということで、いろんな発信の仕方があると思いますので、ぜひそこは皆さんと相談しながら発信をしてまいりたいと思います。

ただ、機会があるごとに憲法擁護という形でいずれにしても発信してまいりたいとこのように考えています。

それから、アンケートに対する回答の中で、それは復旧なのか、復興なのか、それは言葉のあやは別として、ただ、今まで全然進んでいなかったものは、ある程度目に見える形でちょっと進んだということだと思えます。

特に、やはり私達としては、予算を確保していかなくてはなりませんので、予算の面も少し考えていかないとだめなのではないかということもあります。そういうことで役所の連中、いわゆる霞ヶ関これよく見ているんです、状況として。ですから何にもやっていないということを言われますと、霞ヶ関が非常に疑念を持つということが確かにあります。ただ、そういう形の中で除染が動いてきたことは間違いありませんので、それに対して私は一部加速をしたという表現にさせていただきました。

それから、検証委員会の時期です。これはマニュアル等については先ほど担当課長が答弁しましたように、私ども特定内地域の汚染の地域なものですから、国がとにかく主導権を握った形で除染をやっています。それはいろいろあります。一つの例を上げれば、農林水産省と環境省が齟齬があって、なかなか考えていることがまったく180度違うような考え方がありますので、ですからそういう考え方の齟齬がありますが、やはりそこは私どもの浪江町という考え方で除染をある程度私どもに合った形のものでやっていただきたいということは常々話をしているのですが、なかなか、一旦決めたものは動かないというのが今の役所の状況です。ですから、そういう状況を打破しながら、何とか私どものあった除染の手引きといいますか、そういうものを発信したい、強調していきたいと思っております。

それに付随する検証委員会ですが、これはやはり議員お質しのとおり、なるべく早くつくって、客観的に公正に見られるような検討委員会を立てていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、復興公営住宅の建設の遅れに対する理由の関係でございます。納得はしておりませんが、国、県が申しておりますのは、整備箇所と選定時間を要した。あるいは農地の売買契約に時間を要した。あるいは選定した用地に大規模造成が必要となったものがあるからだという理由を言っております。

ただ、実際のところ浪江町に当てはめると二本松市にしても、南相馬市にしても用地の買収は終わっております。そこからの時間があまりにもかかっているということがありますので、改めて理由を求めているところでございます。

現在状況としましては、二本松の根柄山については造成設計中、建設の設計、両方今行っているという状況です。それから二本松の石倉地区についても造成設計中でありまして。南相馬市の北原については造成設計が完了して、現在造成工事の発注の準備中であると。南相馬市の上町については造成設計が完了し、こちらも造成工事の発注の準備中で建設設計をやっているという状況が入っております。理由としてはそういうところでございます。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） ADRに対する今後の対応の中で、町が今後どうするのかという質問であります。先ほども説明申し上げましたが、いままで国の対応は先ほど議員も質問の中で述べられたよう

に、個別的な案件については答えられないというのが国の正式な言いぶりですが、先ほど紹介した11月5日の委員会の中でも、確かに下村文科大臣はそのとおり答えました。そのあとのやり取りの中で、先ほど紹介したとおり、具体的に我々の案件の中で東電が拒否している3項目について、それは当たらないということがはっきりと実は11月5日の委員会の中で田中局長の口から発せられました。これは記録に残っていますし、そこには東京電力の参考人として、木村常務も立ち会っていますけれども、そういうことも含めて国で今まで盛んに委員会の中でいろいろなやり取りが浪江町を名指しで、我々の案件について議論がなんとかされていますが、だんだんと整理をされて、我々が意図するような内容に国の回答も変わりつつあります。その中で、最終的にそのときにも大臣も、東京電力にはしっかりとした対応を真摯にやっていただきたいということを述べて委員会は終わっていますが、そんなことも含めて我々何もしないということではなくて、まさに浪江町民の動きであり、それから議会も国のほうそれから国会議員等、それから東京電力にも足を運んでいただいて声を上げていただいています。それらが功を奏して少しずつ環境が変わってきているなどと思います。現実的には3月に和解案が出されて今12月ですから、これが長いとみるか、短いとみるかはその間にさまざまな外からのいろんな動きもあったり、我々の結果を、例えば出るのであれば、我々もその結果を享受したいというような動きもあったりして、かなりいろいろと紆余曲折がありました。そういう意味では我々としては今の状況を大切にしながら、さらに一歩我々が望んでいる方向に近づけるという行動を、これからもとっていきたいと考えております。

○議長（小黑敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 事象と申しましたが、事故、トラブル、人的な操作ミスも原因の一つと考えられますので、以前にもポンプ作動で汚染水タンクのオーバーフローもございました。引き続き原因究明、防止対策を求めています。

それから、原子力規制委員会の評価結果につきましては、先ほど町長も答弁申し上げましたとおり、確かに原子力規制委員会の評価ではガレキの撤去の汚染とは考えにくいという評価でございましたが、12月1日に農林水産省でも評価しておりまして、そこでは一応土壌の巻き上げとか用水の影響ではないという評価をしております。そういう意味で、農林水産省と規制委員会の評価結果が齟齬がございます。その辺も含めて先ほど申し上げました24日に規制委員会で説明にまいる予定になっておりますので、原因の究明をしてい

ただくよう説明を求めたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 規制委員会の評価結果と東電あるいは農林水産省等の見解が違ってきていると。12月24日、規制委員会が浪江町に説明に来るということですので、きちんと指摘をして原因究明の対策を求めてほしいと思います。

ここで資料配付をお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 資料配付のため暫時休議します。

（午後 2時32分）

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午後 2時33分）

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 医療介護の拡充の必要性と改めて具体的な対応について、この資料を使いながら最後の質問をしたいと思いますが、これは10月11日、新聞赤旗の1面記事です。言いたいことたくさんありますが、この資料は、心を病む人の資料の出所は、いわき市の市立総合いわき共立病院です。一番上のところにも書いてありますけれども、震災後、市立病院の精神科を受診した自殺未遂者は180人を超える。このうち3割は何らかの形で震災、原発事故との関連が伺えると。

次、下の段です。ちょうど中ほどです。精神科医の池本桂子医師は岩手、宮城両県との違いは原発の有無です。事故後、避難のストレスで被災者が苦しむのを随分見てきたと。市立病院の診察から浮かび上がった被災者が自殺を図るまでの精神状態を悪化させた要因は疲労、ストレスによる不眠や抑鬱、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、避難生活による家族の離散、家や地域、コミュニティーの喪失、仕事や生きがいの喪失、アルコール依存等々多様だと。その次に書いてありますが、震災後は女性の自殺未遂者が、それまでは男性のほうが多かったのですが、女性の自殺未遂者が急増したと、それはストレスのはけ口として家庭や職場で虐待された人が相次いで自殺を図った時期もありました。

私、1回目の質問で被災3県で7月時点で自殺者は55名ということをお願いしましたが、県内に避難している町民の人でも個別にはここには出ていませんが、浪江町民が同じような悩みを抱えて、同じような生活に立場に追い込まれていると断定してもいいと思うん

です。それで、いろんな方法があると思いますから、一言ではこれとは言えません。だけれども、一言でいうならばこうした状況にあるということ踏まえて、人的体制を強化して避難している方々の思いを聞くことが大事だと。この記事の一番最後にこう書いてあるんです。被災者が何をしたいかという前向きな気持ちを聞き、その人らしさを支えないと自殺の予防はできないと。これは介護福祉課だけでやれと言っても私は無理だと思います。あるいは、被災者生活支援のボランティアの人達にこれをやれと言っても無理だと思います。どういう方法がいいかは、改めてこういう実態にあるということ正面から受け止めて、その体制をつくっていく必要があると思います。保健師2人増えたということで今後も強化していきたいということだから、それは一方前向きではあるんだけど、おかれている状況は深刻だと。私の知っている人で、高齢者だけでも、読んで、書いて、しゃべって、本当にきちんとものを言った人が、原因がわかりません。はっきり言うとノイローゼになって今入院生活です。一人暮らしです。復興住宅の問題もあると思うんです。だから被災者の生活支援、心の支援も含めて文字どおり総合的な支援と対策が求められると思うのです。

私は、前向きに評価すれば、東京電力の社員は、福島にボランティアで来ていると、休日も来ているという意味でボランティア、ちゃんと会社から派遣をされて来ているという人のほうが多いんだろうと思いますが、浪江町もいろんな形をとれると思うのです。やはり総務課は総務課の仕事だけをやっていけばいいのではない。復興推進課は復興推進の仕事だけではない。やっぱりこういう状態に置かれている町民の思いや悩みを受け止めることが、それが総合的な浪江行政の進展に役立つし、復興再生の全体は以前もここで議論になったけれども、人間の復興だと思います。3年9カ月経って、4年を迎えて復興住宅に入れないんだから、入った人だって、私、直接言われました。「いや、私早く迎えに来ないかと思っているんだ。」本宮に家を買った人です。「いや、そんなことを言わないで、とにかく生きて元気で頑張るさとの姿見ようや。」こういう話をしています。町長、スタイルはいろいろとあると思います。だからあえていうけれども、東電方式で今回は福島、今回はいわき、今回は郡山ということで、何人かやはりスタッフを募って訪問すると。そこまで町の思いを被災町民に伝える。そういう厚い動きがなければだめだと思うのですよ。どうですか、お答えください。

それから、ADRの問題でやりましょうか。これも副町長が答えた11月5日、衆議院文科委員会でのやり取りで、下村文部大臣、あ

るいは文科省の田中開発局長がこう答えたという中身は、はっきりいうと、共産党の宮本岳志さんの衆議院とのやり取り、その中で今までにない文科省の踏み込んだ見解と、そして最後には文科大臣が出てきて和解案を尊重するよう東電に対して強く指導すると、こういう答弁を初めて出したんですよ。だからやはり声をあげれば政治は動くということです。だけれども、さっき言ったように、国会の中は国会だけのやり取りだから、一つはやはり先ほど私が言ったように、県の協議会を動かしていくと。裁判闘争にも、あるいは集団でADR申し立ても出ているわけだから、これを励ましていくという横の繋がりがなければ、浪江町のADRは副町長が言うように少しずつ変わってきている。我々の希望に近づけるということにはならないと思います。これが限界だとは言いませんよ、それは。生き物だから。だけれども、次の動きを示さなければ東電は2回に渡って拒否しているわけだから、これを動かすには新たな動きが必要です。どうされるのか、新しい情勢を踏まえて改めて。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問の心のケアの問題の質問についてお答えいたします。議員お質しのとおり、やはり今大変な危機的な状況であるということを確認しております。先日、東京の交流会に行ってまいりました。そのときのお話を聞きますと、今年から1府9県に復興支援員を配置いたしまして、支援委員の人は皆さん個別訪問、借上げ住宅関係なんです、そういうことで個別訪問をして、必ず個別をする前に避難しているところに電話にして行く予定なんです。その電話を貰っただけでもうれしいと、同じ町民で話ができたといいことを大変喜んでいました。ただ、一人にしてくれという人もいたようですが、ただ圧倒的にはやっぱり同じ町民の人が、同じ思いで話をするということが本当に懐かしいということで、いつでも来てくださいということでやっているようです。そういう輪を広げて健康保険課、介護福祉課、それから社会福祉協議会と連携をとって、今議員お質しのとおり、A地区、B地区、C地区というように地区割を明確にし、継続的にそういう心のケアをする形の組織をとにかくつくっていかなくてはならない。今は無差別的にやっているような状況がありますので、それを計画的に、そして組織を連携化するようになんとか作り上げてそういう相談員とか、ボランティアの力を借りながらやっていきたいと思っています。本当に今由々しき事態で、行政報告でも申し上げましたように、災害関連死が350人近くにもなってきました。要支援、要介護もランクが上がってきていますので、これは本当に危機的な状況だと思いますので、

議員今ご提案ありましたような形のものを何とか一日も早く連携組織をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） ADRに対する今後の対応についてお答えしたいと思ひます。

議員が再々質問で述べたように、まさに共産党の国会議員が的確な質問をして、あの結果が出たというのはまさに言うとおりであります。いずれにしましても、国はそういうことではっきりと委員会ということは記録も残っていきますから、一つの先例になっていく形の中で、いわゆる一歩、二歩大きく階段を上ったという認識しております。

ただ、議員が今質問の中で言われた他にも含めて大きな運動というような提案もありましたが、我々今までの間、あのADRに集団で申し立てを始めたときから、いろいろと外に向かっている色々な働きかけをしたわけですから、現実的にはそれぞれ事情が違う、向かっている方向が違うために、必ずしも我々と同じような方向ではみんな動けなかったし、動かなかったというのがあります。ましてや県全体となると、あの県の協議会の中には会津のほうまですべて入っている中での協議会ということもありまして、現実的には必ずしも我々が願っているような、まとまりとしての動きにもなかなか動きづらいというのが過去にあつて、なかなか功を奏しなかったということもありますが、いずれにしましても、我々このままだ時間だけ過ぎることをただ待っているわけにはいきませんので、当然に我々が求めていることに向かつてしっかりと獲得すべき、そういう方向で今後ともいろいろな動き方を模索しながら動きたいと考えています。

現実的には、今まさに衆議院が解散して選挙をやっていますので、大臣は暫定的に次の大臣が決まるまでの間そのまま存続した姿にはなっていますが、現実的に政府の動きはほとんど止まったような状況にありますので、まさに今度の選挙結果も踏まえて我々としても選挙結果が出て、新しい体制になったら直ちに動いて次の動きをさぐりながら的確な行動に移りたいと考えております。現時点で答えられるのはそこまでです。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 以上で馬場績の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで15時まで休憩いたします。
（午後 2時49分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
（午後 3時00分）

◇若月芳則君

○議長（小黒敬三君） 続いて、8番、若月芳則君の質問を許可いたします。
8番。

[8番 若月芳則君登壇]

○8番（若月芳則君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより若月芳則、一般質問、12月定例議会であります。質問させていただきます。先輩諸兄2人、本当に幅広く精通されて質問されておりますので、私のほうからは極力重複する部分は避けたいと思います。

ただ、町民がわかりやすく聞く、それから町民が聞いて分かりやすく答える、この姿勢は私は非常に求められるものだろうと思っておりますので、それなりの切り口、質問の仕方質問をさせていただきます。

まず、冒頭であります。しばらくぶりで一般質問をするということで夕べなかなか眠れませんでした。改めてこの壇上に立ちますと、町長さん、三役、各課長さん、まさに議論の百戦錬磨の人達を前にしますと、非常に緊張がましております。一つ、東電の幹部のあいさつではございませんが、常に質問者に寄り添った形で答弁をお願い申し上げたいと思います。

最初に資料配付していただきたい。

○議長（小黒敬三君） それでは資料配付のため暫時休議します。
（午後 3時01分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
（午後 3時02分）

○議長（小黒敬三君） 8番。

○8番（若月芳則君） 配付していただきまして、早々に間違っておりましたところがありますので、中段に判断がつかない人が24.6%、37.5%、これマイナスの12.9%ですので、プラスマイナスが入れ違

っておりますので、最初に修正していただきたいと思っております。

それでは質問に入りますが、この場を借りてですが関連しますので、過般浪江町から15年間に渡って補助金をいただきました元の浪江町農協の問題が元組合長さんの当のご理解を得まして、すべて完全に終了いたしました。このことについてはこの場を借りて厚く御礼を申し上げますとともに、その経験上、申し上げたいのは、やはり16年かかったわけでありまして、これらの問題でも16年かかるんです。従いまして原発問題ひとつを考えでも。

○議長（小黒敬三君） これは例として。

○8番（若月芳則君） そうです。前振りですから。16年かかっているわけですね。従いまして原発のこの種の問題が5年とか6年の中で、町長さん始め各課長さん、職員すべて心労の中で対応していただいておりますけれども、やはりなかなか大変だろうと私も思っておりますし、町民も思っております。従いまして、職員の皆さんを信じて、三役の皆さん方も一緒にコマを進めて町民もそれに信じてついていくと、それが早く解決に結び付く思いがしております。

ここから質問に入ります。質問事項の1番であります。浪江町住民意向調査結果、さらに東電の住居確保賠償による町民の意向動向の推移を重視した政策判断、検討はという質問事項であります。

その1番であります。住民意向調査が発表されましたが、回収率が59.5%、5,796世帯、世帯と言いますか、5,796人が正解だと思っておりますが、結果48.4%の住民が戻らないと決めているとの結果であります。特に29歳代、39歳以下の若年層は65%戻らないと回答しております。さらに、24.6%の住民がまだ判断がつかないと回答しております。さらにそうであります。先ほど配付させていただきました資料、この中を見ていただきたいのですが、この推移であります。平成25年と26年を比較しますと、さき町長の行政報告でも、まさに私の考え方とぴったりのお話がありましたが、判断がつかないというのが12.9%下がっておりますが、その分戻らないというのが10.9%増えている。従いまして、町当局のご判断も同じであります。判断がつかない人の大層が戻らないという判断についたという推移だと考えられます。

各年代別の数字の変動はそこに表れているとおりでありますが、私なりの見た形では、特に非常に特徴的だなと思っておりますのは、高齢世代です。この回収率と言いますか、回答率も年代が高いほどまじめに返しておりますから、数がすごく違うんです。29歳以下は本当に134とか百五、六十人とかそのぐらいの数字になるんです。ところが70歳の数字になりますと、1,700とかそういう数字になっ

てまいります。要するに年配者はまじめに回答を出しているという傾向がありますから、一概にこの数字のパーセンテージで判断するのがいいのかわかりません。ただ、一つの傾向値としては判断できるのかと思っております。私が心配しているのは、70歳以上、69歳以上、いわゆる高齢の方、69歳以下ですね。60代の方、70代の方が13%、11.8%と帰らないと意向しているわけです。これは同居している若い世代の動向にもかかわっているのかとは思いますが、やはり1年ぐらいの調査結果の変化で、これだけの高齢者も帰らないという意向を示しはじめたということが、私は今回の避難の災難と言いますか、そこだろうと思っております。

一番上に、人は確実に年を重ねる。ある意味、時間との闘いと書いておきましたが、まさに時間が経つにつれて高齢者ほど閉塞感といいますか、私はここで終わりだなという意識が高まってきているという数字が出ていると思っております。

70歳代ですと、医療、介護、高齢者のコミュニティの崩壊の不安とか、現状のほうがいいのではないかと。特に仮設等に行きますと、私達が歩いても隣近所、毎朝挨拶もできる。かえってこのほうがいいと、借り上げで知らないまちに行ってもなかなか大変だと。新しい慣れですね、これは我々も住めば都で、私白河にありますが、やはり隣近所、コミュニティが徐々に出てきます。そうしますと、新たなところで今更という気持ちも出てきます。そういうことがやはり帰らないとか、そういう意向に反映してくるのかなと思っております。従って、意向調査の中でも帰還する場合の条件の一番は医療介護だと。高齢者がやはり期待するのが一番大きな数字になって出てきている。そういうことで帰還する条件。それから私の家族も含めてですが、団塊の世代が多いんでありますが、やはり亡くなるときは自分の家でなくても、ちょっと言い方、言い回しがあれなんです、アパートとかよりはここに来て新しい地域で新しい家を買ってでも自分の家で出棺させてやりたいという思いが必ず子供さん方は働きます。

従って、そういうことも意向調査に出てきているのかと思っております。私はここが肝心なことでこういうことを見てもみますと、意向調査でこういうものが出てきた。それからさらに直近で東電の住居確保賠償というのが各町民に徐々に東電から通知が行き始めております。9月から始まりまして12月ですから大体3割、4割、半分ぐらいまでいっているかどうかわかりませんが、賠償の内容が通知されてきております。従いまして、その内容を見ますと、私ども議会として自由民主党の大島さんのところにいろいろ要請活動をやっ

たときに、4次追補が出たときも大島さんも心配しておりました。行政が移住を推奨するような形になると非常に困ると。しかし3年、4年も経って生活が定着しない、これはやっぱり政治の責任で直さなくてはならないというお話を私ども承ってきた経過があります。まさにそういう部分が反映されておりますから、今回の住宅確保の賠償の数字というのは、比較的避難者に寄り添ったような形で出てきているような感じがします。

従いまして、ただ国の官僚が考えると言ったら語弊がありますから、それを使わないとお金は出しませんよということでもあります。従って、その金額と言いますか、予算については消化するというのが前提で人間ですから考えてまいります。従って、私白河一方面ではありますが、県南地方でもこれが通知して以来、家を買った、土地を買ったどんどん進んできております。これらのさっき言いました将来の意向の調査結果は、さらに私は戻らない人の数字が高くなっていくと推測をしております。

私は、これらの数字の変化をどう判断してこれからのまちづくりといたしますか、まちのこれからの進め方、そこにどう反映させられるのかお聞きしたいと思います。私はハードの部分です。いろんな堤防を作る。道路を作るそういうもろもろの予算と時間で進めていけば、それは必ず形になってくると思います。

私は、特に町の考え方を聞きたいのは、これだけ各方部に離散して移住、仮の移住であったとしても分散していくと。そういう町民をどうカバーしていくのか、そういう検討をされているのか、そこを教えてほしいわけです。問題が表面化してから考えるのではなくて、この数字の推移は当然推測できるわけでありますから、それらの対応を今から考えてほしい、そういう考え方。今から対応策を考えるという部分の姿勢を私はここで聞きたいわけであります。そのことをまずひとつご理解ください。

2つ目に、そういうことでたくさん避難者が各地方に分散しますから、今まで町内の除染、それから今までの絆、地域としての絆を結ぶということでは、いままでの区長制度をなくせとは言っていないから、それはそれで一生懸命ご尽力をいただきます。

しかし、各方部に今自治会があります。私ども白河でも一生懸命やっております。それでやっておりますが、住民が入ってきても出て行っても私どもわからないわけです。そうしますと声もかけられないわけです。従いまして、区長という同様な位置づけと言いますか、復興支援みたいな感じになるかもしれませんが、そういう人が各方部に県内でもいて、やはり自治会と一緒に協力を体制をと

って参画をみんなにしてもらって、少しでもやはり手をつなげる範囲を広げられる制度を検討していただく考えがあるかということがあります。これが2つ目であります。

それから、そこにも書いてありますが、借り上げ住宅でも大体仮設住宅と同じぐらい一人暮らしの高齢者の方もおります。数としては大体互角でありますから、そういう人達をフォローする意味でもこういう制度を検討されてはという提案と質問であります。

3番目ではありますが、今後多くの町民が他の自治体に家を建設するようになる傾向があります。しかしながら浪江町に今住民票を置く有利性であります。有利性と言ったら誤解を招くかもしれませんが、減免されている税金、健康保険税とかいろいろあります。そういうものを高速道路とかいろいろありますが、これが例えば解除されたとき、その有利性がなくなったときに県内全国に家を建てた浪江町民が住民票をどこにおくだろうかということを考えてときに、非常に残念というか恐ろしいような気持ちにもなるわけですが、そういうことからすれば先ほど配付させていただきました資料に、NHKが先般私のほうに200部ほど持ってまいりまして、避難している町民に配付して回答をしていただきたいというアンケートの中に関西大学がやっているのですが、開設として二重住民票、準市民制度についてと2つ書いてあります。その他コミュニティタウンとかいろいろ書いてありますが、私はこういう意味から言えば、二重住民、準市民という制度かどちらかということと私も勉強不足であります。ここでは二重住民票というような表現にしておりますが、さらに中間貯蔵施設で過般議会で環境省が配付した資料に、この緑やつに、そこに大熊、双葉住民の皆様が将来両町内に転居することを希望される場合には転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間、現在の住民票はそのままにしておくことができるようにしましたと言っております。

従いまして、詳細については私も勉強不足であります。こういう制度を我々浪江町も活用できる、そういう考え方はありますかということと、絶対必要になってくるのではないかと。当然、来年、国勢調査があると思います。国勢調査の人数によっていろいろ交付金とか各種関係に影響が出てくるんだろうと思います。そういうことを将来のことを考えてどう対応していくのか。こういう考えがあるのかどうか。そういうことを質問とさせていただきます。

次に、住民の意向調査に関連した部分はそこまでです。

次に、災害相互支援協定等の締結についての考え方を問うというのを載せておりました。いわゆる報徳の協定を結びますという資料

はいただきましたが、質問を出したのと前後しておりますから重複するかもしれませんが、私は発災時、南相馬市の馬事公苑に避難しておりまして、津島地区がいっぱいということなので津島から戻りまして馬事公苑に多くの浪江町民と一緒にあったのですが、その時に南相馬市と杉並区は災害協力支援協定を結んでおりまして、夜の真夜中にバス10台、ドラム缶5本ぐらいトラックに積んで、燃料までなかったものですから朝の1時半頃、9時間かけて群馬県に避難しました。そのときに300人ぐらいあったのですが、浪江町民80名がおりました。そのときその自治会長に私やれということやらざるを得なかったのですが、小高区神山の人達が多かったものですから、みんな知っているのそういうことになったのですが、その時、避難して2日したら杉並区長が来まして、南相馬市と私どもは協定に基づいて最大限の支援をします。次の日から看護婦さんが5人、毎週交代で来て応援してくれました。そのほかいろいろあるのですが、そういう形を見ると、やはり平素の協力支援そういう関係を構築していくことは、やはり将来こういうことはないかもしれませんが、私は必要だろうと思います。そういうことに取り組む、報徳の町の協定でも結構ですが、やはり杉並区とはいませんが、そういう地域、自治体と結ぶのが助かるなという思いをしておりますから、二本松市もお世話になっておりますから、これも私どもも十分わかりますが、その辺も検討していただきたいというよりも、そういう考えがあるかということであります。

次に、ADRに対する問題であります。先輩諸兄でいろいろADRについていろいろありましたから多くは語りません。ただ、私は副町長答えたように、ADRの中立委員ですか、いろいろ回答出しております。それは全部副町長が言うとおりで私も全部目を通してありますから、それはわかります。従いまして、ここは副町長始め執行部を信頼して今後進めていただければと思います。

ただ、1万5,600人の町民が同じ思いで、あの時同意をして申し立てを行ったわけです。それが今の状態で、一生懸命確かに我々関係者ですとこういうやり取りありますから考え方があるんだとわかりますが、1万5,600人、それから合意99.9%以上の合意をもって対応しているわけですから、その人達からすれば、今だって私達の顔を見ればADRはだめなんだろうと、そういう会話が一番出てくるわけです。従って、私がここで言いたいのは1万5,600人の町民の連携、連帯感を持って行った感覚がだめになると崩壊するような気がするわけです。それはいわゆる町が今度音頭をとっても、そんなのやってもだめだよという感覚に繋がりますから、非常に心

配するものでありまして、先輩、馬場議員の質問のときも言うておりますからそれ以上は求めませんが、やはり町民に見える形で、きちんと町民の意思を反映していただける方法を考えてほしい。考え方があるかと。白河市で、西郷村と市民と懇談会やったとき、浪江の女性、お母さん方がいろいろ別にけんかしたわけではありませんが、その時に「私らだって、好きこのんでこんな生活をやっているんじゃないよ。」と涙声で言うておりました。これは町長始め2万1,000人の町民好きでこういう生活を送っているわけではないんです。その時、西郷村、白河市の人達が「なんで浪江町の人達は怒らないの。」世間から見れば怒らないのって見えるんです。従いまして、ここの辺についても広く町民が町の対応に見える形でひとつ進めていただきたい。その考え方を聞きたいと思います。

最後に、復興祈念施設（アーカイブ拠点）記念復興公園等の積極的誘致の考えはという設問をしております。

先ほど町長さん、請戸地区の住民の心情とか、いろいろ考えて時期尚早と言いますか将来的にはいろいろ考えるけれども、その時期、タイミングについては慎重に進めざるを得ないという答弁をしております。

私も過般、奥尻島へ行ってまいりました。私2回目だったのですが、最初に行ったときは、東日本大震災の発災前でしたから、産業建設常任委員会で行ったときに初めて行きましたが、あそこの施設を見たときに、やはりあそこ行ったらみんなあそこに回るんです。そこにはモニュメントがありまして、非常に人の心を動かすようなモニュメントなんです。それから最初に行ったときには陳列している資料等を見ただけでも心を動かすと言いますか、涙が出るような感動です。誤解のないように言いますが、本当に説明してくれた議会事務局の職員さんも自分の親も、その夜の火災で亡くなった人が説明してくれましたから言葉も非常に動かすものがあつたのですが、やはりこれらの施設はその時期にきたら可及的速やかに構築して、浪江町のいわゆる町民も県民も国民も見える施設として取り組んでいただきたい。その考え方をここでお聞きしたかったという部分もあります。

また一方で、例えば双葉町、県内に1カ所にあれば双葉町と浪江町の間です。2カ町村で一緒になって誘致するとか、こういうことができるのかわかりませんが、そういうことも考え方に入れて将来に残す、繋ぐ。今の議論は将来の評価に耐え得る議論をやはり我々はしていかななくてはならないだろうということを私は言いたい。そのときはこれでいいだろうと思っても、いろんな意見を出し合っ

将来の評価に耐え得る議論をやはり構築していかななくてはならないだろうと私は思っています。そういう意味で、再度付け加えさせていただきます。

1回目の質問はこれで終わります。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 二重住民票を認めるよう強く要請すべきと考えますが、執行者の考えはどうかというご質問にお答えをいたします。現在は、原発避難者特例法によって浪江町に住民票をおいたままでも避難先において一定の行政サービスを受けることができます。しかしながら、避難先自治体によって、その取り組みに差異がありまして、公平な対応がされていない現状もあります。また特例法もいつまで続くのか示されていないこともあり、十分な行政サービスを受けるにはいずれ避難先に住民票を移すことを求められるのではないかと非常に危惧しております。現在、幸いに2万1,000人の人口の中で10%が住民票を移した状況で、90%の方がまだ住民票を残されているという状況ですので、まだ浪江町との繋がりが非常に強いということが伺われます。そういう状況で今後どういうふうになっていくか、推移を見ると非常に危惧している状況です。地方交付税の算定基礎に人口規模があり、それから学校の施設であるとか、道路の延長とか、いろんな公共施設のものが地方交付税交付金に算定されてくるわけです。そこで主な要因としては人口が減ることになりますと、その交付税が減額されてきますので、このことによって私ども町の自治体運営が非常に困難になってくる。そして復旧復興が停滞してしまわないかということも危惧しております。これらの課題については、兼ねてから国へ解決策を早急に示すよう要望しております。実際、内閣府におります小泉進次郎政務官、あるいは復興庁の浜田復興副大臣等々を含めた中で、非公式ではありますが二重住民票のとらえ方についてどういうふうにご考えておりますかということをご質問、要望いたしました。その時点では震災の年、だいたい総務省の中では論議をしたようです。しかし、論議したのですが、まだ結論が出ていないというような状況があるようです。そのようにこれからも業務活動を強めていきたいなど。ただ、そのためには理論武装が必要だということで、今支援弁護団とも協議をしながら、いろんなメリット、デメリットその点の論点整理をしているところであります。そういう形でこれから様々な法的な障害があるということも事実であります。町としては避難している町民の生活の安定と、浪江自治体運営の維持が図られるよう国、県など、その解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますの

で、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

それから、最後の質問の復興祈念施設、復興公園等の積極的誘致の考え方についてであります。先ほど9番、佐々木議員にお答えしたとおりでありまして、これは道の駅とやはり一体となった形の中でやっていけば北の復興拠点として私どもの有利な人的条件も含めた中で、復旧の促進に繋がっていくのではないかという考え方を持っております。

そういう意味で、これから精査をして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、最初の住民意向調査の関連するところについてお答え申し上げます。議員も詳細な分析をされている中でありまして、お答えさせていただきます。

帰らないと決めている方が約50%となった結果につきましては、重く受けとめております。それぞれの方が今の状況に照らし合わせて、自分の人生のこと、これからについて悩みながら新たな決断を下しつつあるということだと考えております。

しかしながら、戻らない方の理由の中で「当面は戻らないと決めているが、浪江町に戻りたいという気持ちはある」、という設問を設けておりまして、戻らない方のうち23.9%の方が「戻りたい気持ちがある」と回答もしております。このことから「今は帰りたくても帰れない」「遠い将来帰ることもある」などと考えている方もいるのではないかと推察をしているところでございます。

一方、帰るといふ方の結果は、若干の減はあるものの、数字はあまり変わらず判断がつかないと答えた方の結果が大きく変わりました。判断つかない方が減って、戻らないと決めている方が増えるというこの傾向は今後も続く可能性が高いのではないかと考えているところでございます。

まちづくり計画の柔軟な見直しについてというお質しでございますが、基本となる考え方である避難指示解除準備区域を中心とした復興拠点の整備、その中でも役場を中心とした6号線沿線を復興拠点の中心と位置づけて帰還に向けた拠点施設を整備して、その後、生活圏を拡大していくという方針につきましては、町民の皆様にご理解をいただいているものと考えております。

生活インフラなどのハード面に関しましては、この計画に基づいて着実に形にしていくことが重要だと考えております。

生活サービスの確保に関しましては、役場が担う分野も多いと思いますが、震災前は、その多くが町民によって自立的に担われてき

ていたということもございます。住民意向調査の結果から、当初の帰還人口が少ないなかでいかに医療、介護、買い物、交通などのサービスを提供していくかということは大きな課題があります。さらには自宅のある地域に帰っても、近所の方が帰らないという状況であると、以前のような地域生活を送ることすら困難な状況も想定しなければなりません。ものによっては、町が直営で行うなど積極的にかかわっていきながら生活サービスを確保していかなければならないということも想定されますが、地域経営の先進事例などを参考にしながら、住民の力がお互いに生かされるような仕組みを構築できるよう、必要に応じ、あるいは状況に応じて計画の見直しを進めていければと考えております。

○議長（小黑敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは（２）移住方部毎に区長同様な位置づけの役の配置が必要と考えるがそれらの検討の考えはについてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおりでございまして、今後ますます町民の避難先への移住が進むものと思われる現状で、どこに住んでいても浪江町民を実現するために、各方部でのネットワークの構築は重要な課題であると認識しているところでございます。今後におきましても、各方部の新たな自治会の設立支援、避難者全戸訪問を柱に活動を展開しております、全国10地区に設置した復興支援員の活用、さらには年明けから配付が予定されておりますタブレットなどをうまく活用しながら、ネットワークの構築を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな2番の災害相互支援協定等の締結についての考え方についてお答え申し上げます。

東日本大震災をはじめ昨今の災害は、単独自治体だけでは解決できない問題も多く、災害時相互支援協定は非常に重要なものであると思います。当町におきましても、行政報告にもございましたが、11月28日に全国報徳研究市町村協議会における災害対策応急活動の相互応援に関する協定を締結いたしました。この協定は1対1の協定ではなく、17市町村で締結した協定となっております。災害時相互支援協定、一般的には職員の派遣など内容がございます。震災からの復旧・復興の最中で、当町においてはなかなか1対1の協定をつくりましても、こちらのほうのいわゆる支援ができない状況が続いてございます。今後、復旧・復興の状況を見極めまして、また支援いただきました他自治体への恩返しの意味でも、時期を見て検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） ADRに対する今後の対応についてお答えしたいと思います。議員が指摘されたとおり、現実的に今まで静かに行動しているというのは、そのように見えるというのは我々としても意図するところではありませんが、結果としてそうなっているということは、ADR自体の手続きが裁判外といっても裁判と同じような手続きを求められているものですから、なかなか賑やかに対応するような場面もなかなかないということもありましたが、ただ議員が言われたように、町民とまさに一体となって共感を持ちながら町民も一緒にやはり活動をして、目的に向かって進むということは非常に大切だと思います。ですから、今後その辺を工夫しながら、そのような対応をこれから模索していきながらそういうふうに行っていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） 再質問をお願いします。8番。

○8番（若月芳則君） この意向調査でパーセントで表しますと、実際の数、直近の意向調査の結果を見ますと、すぐに戻りたい、いずれ戻りたいというのが17.6%となっているんです。回答者が5,798の中でありますが、この戻りたいという人の構成比率に、すぐに戻りたいが19%、いずれ帰りたいという人の中の内訳ですよ。いずれ戻りたいというのが79.4%。これを人数に戻しますと、すぐに戻りたい19%といいますか、これは197.6人、約200人です。すぐに帰りたい。パーセントで表示すると、なんとなく見方が変わるんですが、人数に換算するといずれ戻りたいというのが821人です。これを2万1,000人の町民ベースで私も逆算してみましたら、すぐに戻りたいというのが大体700人ぐらいです。それから、いずれ戻りたいというのは2,961人、合わせると3,685人が近い将来帰りたいという意思表示をしている人数でありまして、5,000人規模のまちづくりの計画とある程度と言っては失礼ですが、合致しているのかなという思いで見えておりますから、これらの表示については2万1,000人換算にしてこのぐらいの人だよという表示の仕方が今後求められると思います。回答者が4分の1で、その何パーセントといっても実態とちょっと離反するところが出てきますので、そういうところの表現方法も多少検討されてはという質問にさせていただきます。

それから、1番の1番で言うております人口がますます移動するだろうということは、私のところにも住宅ハウスメーカーが来ます。その営業マンがいうのには、私のほうから何の情報を言ったわけはありませんが、9月以降お客様が非常に増加してきた。消費税の反発のときには3割ぐらい下がったそうです。それが今、元に戻っ

て2年待ちぐらいの状況になってきている。それがまさしく9月からという表現が出たんです。まさに9月から明細を送り続けておりますから東電が。その辺が出てきているんだろと思いますが、そういう意味で、この数字への方向性というのは、非常に複雑にといいますか難しいところが出てきますので、そこを留意してこれからも一生懸命頑張っていたきたいと思っております。

それから、(2) 区長さんの的な位置づけということをお願ひしましたが、これは私白河のほうで那須地域とか自治会をやっているといいですか、やらされていますからわかりますが、じいちゃん、ばあちゃん、若い人で車で動ける人はまだいいんです。じいちゃん、ばあちゃんがいると、どうしてもじいちゃん、ばあちゃんが自分一人で部屋にいるようになるんです。デイサービスと私どもは、白河では、本人と家族が了解を得れば、同じ施設にということをお願いしてケアマネージャーさんも一生懸命やってくれまして、今苧野地区の人が7人、8人ぐらいデイサービスを送っております。いずれ、若月さんのおばあちゃんも行っているなら私も行くよという形になりまして、さらに福島から知っている人が来て、ばあちゃん今デイサービス施設に行っているからと言って連れていったら、その人も苧野だった。8人、9人、きょうは一日苧野会をやっていたようなもんだというニコニコ顔で帰ると。従って、そういう実態を見ると、これからもやっぱり絆というのは必ず地域で繋がっていますので、そういう方向にお世話をなるべくできる地区を多く展開して、町民の絆を守ってほしいということで私言っておりますので、そういうケアマネージャーさんとの話とかになりますと、我々素人よりは、やはりそれなりの知見を持った方が付いてくれれば非常に有り難いということからこういう質問になっておりますので、その辺もご理解をいただければ幸いと思っております。

それから、先言いました住宅確保に関わる部分で、非常に家を買う、土地を買う人が増えているということを申し上げましたが、賠償についてはいろんなパターンもありますし、津波地区の人達の状況を考えれば、やはり防災集団移転とか、それに関わる海岸地区の整備これらの対応も生活支援の一環としても急がれることを強く要望しておきたいと思っております。

私の質問は先輩諸兄やっておりますので、これ以上は進めなくなってまいりました。ここで終わりますが、私ども町民は執行部、町長、副町長、教育長、それから各課長、職員を信頼して、ADRについても信頼して見守ると言いますか。だけれども、町民の力を必要とするときには、いつでもやっぱり町執行者は自治会等に働きか

けて、一緒にやろうという声かけも合わせてお願いしたいと。そういう受け皿は町民みんな持っておりますから、そこも踏まえてひとつ今後の町運営にご尽力を賜りたい。

年末でありますから、ここで言うのもおかしいですが、課長さん始め体には気をつけて、ひとつさらなるご尽力お願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で8番、若月芳則君の一般質問を終わります。

これで通告を受けた一般質問はすべて終了しました。

一般質問を終わります。

◎請願・陳情の付託

○議長（小黒敬三君） 日程第6、請願・陳情の付託を行います。今期定例会において受理した陳情2件お手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛に報告いたします。

◎議案第66号から議案第96号一括上程、説明

○議長（小黒敬三君） お諮りします。

日程第7、議案第66号から日程第37、議案第96号までを一括議題としたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第66号から日程第37、議案第96号までを一括議題といたします。

日程第7、議案第66号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第66号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、請戸共同墓地整備事業造成工事の工期変更に伴い、条例の施行日を規定した附則を改正するものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第66号についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、町営大平山霊園の設置及び管理について定める浪江町営大平山霊園条例について請戸共同墓地整備事業造成工事の工期変更に伴い、条例の施行日を規定した附則を改正するものであります。

議案資料、新旧対照表ご覧いただきたいと思えます。表の右欄改正前の附則、公布の日から起算して6月を超えない範囲内においてを表左の欄、公布の日から起算して9月を超えない範囲内においてに改正するものであります。この条例は6月に公布しておりますので、条例の施行期日につきましても工事の工期である27年3月とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第8、議案第67号 土地取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第67号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（**小黑敬三君**） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（**安倍 靖君**） それでは議案第67号についてご説明いたします。

今回の土地取得につきましては、防災集団移転促進事業に伴う移転元の宅地等を買収するもので、購入面積が5,000平方メートルを超えるため議会の議決を求めるものであります。土地の所在地は別紙をご覧ください。浪江町大字請戸字御壇ノ西3番1ほか11筆、面積合計5,963.05平方メートル、議案書にお戻りください。購入金額1,447万491円、契約の相手方浪江町大字請戸字雷13番地、五十嵐節子。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第9、議案第68号 土地取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第68号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

- 議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。
- 津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第68号についてご説明いたします。同じく防災集団移転事業に伴う土地の買収でございます。土地の所在地につきましては、別紙のとおりでありまして、浪江町大字請戸字御壇ノ西29番ほか8筆、面積合計5,120.19平方メートル、購入金額1,340万1,045円、契約の相手方浪江町大字請戸字谷地畑57番地、石川一郎。
- 議長（小黒敬三君） 日程第10、議案第69号 土地取得についてを議題といたします。
- 町長から提案理由の説明を求めます。
- 町長。
- 町長（馬場 有君） 議案第69号 土地の取得についてご説明いたします。
- 本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。
- 詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。
- 議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。
- 津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第69号をご説明申し上げます。
- 同じく防災集団移転促進事業に伴う土地の買収でございます。土地の所在地は別紙のとおり、浪江町大字棚塩字古屋敷47番1、ほか15筆、面積合計8341.35平方メートル、購入金額1,703万3,687円、契約の相手方浪江町大字棚塩字古屋敷43番地、上田順一。
- 議長（小黒敬三君） 日程第11、議案第70号 土地取得についてを議題といたします。
- 町長から提案理由の説明を求めます。
- 町長。
- 町長（馬場 有君） 議案第70号 土地の取得についてご説明いたします。
- 本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。
- 詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。
- 議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。
- 津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第70号をご説明申し上げます。
- 同じく防災集団移転促進事業に伴う土地の買収でございます。土地の所在地は別紙のとおり、浪江町大字請戸字御壇ノ西38番、ほか9筆、面積合計6,076.22平方メートル、購入金額1,574万4,853円、

契約の相手方浪江町大字請戸字持平45番地、大塚功。

○議長（小黒敬三君） 日程第12、議案第71号 土地取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第71号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第71号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等の買収でございます。

土地の所在地は別紙のとおり、浪江町大字棚塩字館野8番3、ほか10筆、面積合計7,006.71平方メートル、購入金額1,891万2,031円、契約の相手方浪江町大字棚塩字館野10番地、大原教知。

○議長（小黒敬三君） 日程第13、議案第72号 土地取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第72号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第72号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等の買収でございます。

土地の所在地は別紙のとおり、浪江町大字棚塩字中舂倉532番、ほか3筆、面積合計5,040.99平方メートル、購入金額997万9,139円、契約の相手方浪江町大字棚塩字荒井前28番地、岡村コト子。

○議長（小黒敬三君） 日程第14、議案第73号 土地取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第73号 土地の取得についてご説明いたし

ます。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（**小黑敬三君**） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（**安倍 靖君**） それでは議案第73号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等の買収でございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字請戸字長田坊30番ほか10筆、面積合計6,254.26平方メートル、購入金額1,650万648円、契約の相手方浪江町大字請戸字左島塚81番、落合正志。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第15、議案第74号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第74号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（**小黑敬三君**） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（**安倍 靖君**） それでは議案第74号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等の買収でございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字棚塩字西谷地100番ほか12筆、面積合計8,416.45平方メートル、購入金額2,155万1,335円、契約の相手方浪江町大字棚塩字西谷地105番地、掃部関久。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第16、議案第75号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第75号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（**小黑敬三君**） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（**安倍 靖君**） それでは議案第75号をご説明申

申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等の買収でございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字中浜字長沼5番ほか5筆、面積合計5,331.86平方メートル、購入金額1,241万1,830円、契約の相手方浪江町大字中浜字長沼5番地、斉藤正一。

○議長（**小黒敬三君**） 日程第17、議案第76号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第76号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（**小黒敬三君**） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（**安倍 靖君**） それでは議案第76号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字中浜字長沼2番1ほか11筆、面積合計7,142.70平方メートル、購入金額1,403万6,570円、契約の相手方浪江町大字中浜字長沼61番地1、佐藤昭弘。

○議長（**小黒敬三君**） 日程第18、議案第77号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第77号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（**小黒敬三君**） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（**安倍 靖君**） それでは議案第77号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等の買収でございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字請戸字御壇ノ西13番ほか9筆、面積合計5,785.87平方メートル、購入金額1,626万7,130円、契約の相手方浪江町大字請戸字谷地畑22番地、柴武洋。

○議長（**小黒敬三君**） 日程第19、議案第78号 土地の取得についてを

議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第78号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第78号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字請戸字御壇ノ西18番ほか11筆、面積合計6,398.31平方メートル、購入金額1,484万1,219円、契約の相手方浪江町大字請戸字谷地畑33番地、柴野浩一。

○議長（小黒敬三君） 日程第20、議案第79号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第79号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第79号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字請戸字御壇ノ西18番ほか9筆、面積合計6,772.30平方メートル、購入金額1,509万7,593円、契約の相手方浪江町大字請戸字谷地畑23番地、柴野正男。

○議長（小黒敬三君） 日程第21、議案第80号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第80号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議

会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第80号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字中浜字西原68番ほか8筆、面積合計7,450.90平方メートル、購入金額1,579万6,310円、契約の相手方浪江町大字中浜字西原69番地、高橋完。

○議長（小黒敬三君） 日程第22、議案第81号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第81号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第81号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字棚塩字中舂倉46番ほか9筆、面積合計5,772.32平方メートル、購入金額1,191万2,492円、契約の相手方浪江町大字棚塩字中舂倉148番地、只野友一。

○議長（小黒敬三君） 日程第23、議案第82号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第82号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第82号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでござ

います。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字両竹字森合10番ほか8筆、面積合計7,770.24平方メートル、購入金額1,923万1,040円、契約の相手方浪江町大字両竹字北庄司口53番地、館下稔。

○議長（小黒敬三君） 日程第24、議案第83号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第83号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） 議案第83号についてご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等の買収でございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字請戸字持平16番ほか19筆、面積合計1万281.72平方メートル、購入金額1,955万9,900円、契約の相手方浪江町大字中浜字西原58番地2、長沼和友。

○議長（小黒敬三君） 日程第25、議案第84号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第84号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第84号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字棚塩字中舂倉155番ほか9筆、面積合計1万7,607.68平方メートル、購入金額3,493万5,118円、契約の相手方浪江町大字棚塩字中舂倉157番地、舂倉勲。

○議長（小黒敬三君） 日程第26、議案第85号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第85号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案85号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字請戸字長田坊46番1ほか11筆、面積合計6,887.49平方メートル、購入金額1,822万5,168円、契約の相手方浪江町大字請戸字川原21番地、吉田寿之。

○議長（小黒敬三君） 日程第27、議案第86号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第86号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴う土地の売買契約について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案86号をご説明申し上げます。

同じく防災集団移転促進事業に伴う宅地等を買収するものでございます。土地の所在地は別紙のとおり浪江町大字請戸字長田坊22番ほか10筆、面積合計9,059.52平方メートル、購入金額2,039万4,787円、契約の相手方浪江町大字請戸字川原6番地、吉野義夫。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第28、議案第87号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第87号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、いわき市に双葉郡の各町村等の住民が多く避難している

中、避難者に加え作業員などの増加等により市内の医療機関においてスムーズな医療受診に支障を来している状況にあります。

よって、双葉郡民等をはじめいわき市民を含めた病院利用者の利便性の向上、混雑緩和を目的に双葉郡立診療所の設置にあたり施設の設置及び管理に関する業務を双葉地方広域市町村圏組合規約第3条の組合の共同処理する事務に追加するため規約を変更するものがあります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第29、議案第88号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第88号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転に関わる事業費、復興公営住宅整備に関わる事業費など復興関連費用等の増加により、歳入歳出それぞれ6億8,820万3,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金8,821万6,000円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金4億9,211万6,000円の増額であります。

歳出の主なものは、防災集団移転促進事業費7,750万4,000円、社会保障税番号制度費1,632万1,000円、復興公営住宅費926万9,000円の増額であります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

はじめに7ページをお開きください。款13、国庫支出金、目1、総務費国庫補助金9,399万4,000円の増は、節1、総務費国庫補助金が577万8,000円、福島再生加速化交付金でありまして、浪江町地域スポーツセンター改修事業分であります。補助率につきましては、3分の2でございます。

なお、歳出は2号補正で計上しておるものでございます。

次に、節2、東日本大震災復興交付金8,821万6,000円がありますが、1つ目が防災集団移転促進事業に係る道路新設2件及び拡幅1件の調査測量設計委託費が7,972万9,000円、2つ目が埋蔵文化財発掘調査分848万7,000円でございます。

次に、項3、委託金、目1、総務費委託金5億5,359万円の増で

ございますが、節3、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が4億9,211万6,000円で、主なものは1つ目が有害鳥獣駆除に係る経費が531万円の減、いこいの村復旧事業2,136万8,000円の減、こちらにつきましては下段生活環境整備事業への組み替えでございます。

次の2件は、当初及び補正予算で計上済みでございまして、今回は歳入のみで計上するものでございます。1つ目が、タブレットの事業分1億6,670万5,000円、2つ目が防火帯整備事業分でございまして3億5,169万6,000円でございます。

次に、節4、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金6,147万4,000円につきましては、1つ目が上段の加速化交付金からの組み替えで、いこいの村復旧事業分2,136万8,000円でございます。2つ目が、平成25年度事業で繰越事業でありました本庁舎空調設備事業4,010万6,000円でございます。本年度26年度の収入となります。

次のページをお開きください。款14、県支出金、項2、県補助金、目1、総務費県補助金896万6,000円の増は、記載のとおりでございまして、社会保障税番号制度システム整備補助金、いわゆるマイナンバー制度導入に係る補助金でございます。

次に、目2、民生費県補助金345万1,000円の主なものでございますが、節3、災害救助費等県補助金300万円でございまして、記載のとおり応急仮設住宅維持管理事業の補助金でございます。

次に、目5、農林水産業費県補助金1,500万円の減でございますが、節1、農業費県補助金、園芸産地等復旧事業支援事業分でございまして、南相馬市で営農再開を目指しておりました事業者が、本年度の再開を見送ったため今回減額するものでございます。

次のページに入りまして、款16、寄附金、目3、衛生費寄附金500万円でございますが、株式会社双葉産業廃棄物処理公社から株主町村への寄附金でございます。

次に、款17、繰入金、項2、基金繰入金、目2、浪江町復旧復興基金繰入金1,378万7,000円の減額の主なものでございますが、自治会関連費用900万円の減、こちらにつきましては交付税復興特別交付税で請求ということで減額をしております。ほかでは、除雪機購入費精算分が347万7,000円の減でございます。さらに、大町作内線調査測量設計委託料が800万円の減でございまして、これにつきましては復興交付金事業へ組み替えるものでございます。また、新規としましては、復興公営住宅事業としまして、調査測量等経費758万7,000円を計上しております。補正後、基金残高見込額は、58億580万1,000円となります。

次に、目3、東日本大震災復興交付金基金繰入金4,975万5,000円の増額でございますが、先ほど国庫補助金で説明の2事業を本年度事業分の繰り入れでございますして、防災集団移転促進事業に係る道路新設2件及び拡幅1件の調査測量設計委託経費分が約3,504万円、埋蔵文化財発掘調査分が848万円であります。

そのほかでは、市街地復興効果促進事業コミュニティ広場整備関連事業として622万円を計上してございます。補正後、基金残高見込額は、5億3,626万8,000円となります。

次に11ページをお開きください。ここからは歳出の説明でございます。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費2,243万円の増額の主なものでございますが、節19、負担金補助及び交付金2,200万円、派遣職員負担金で当初算定より4名増によるものでございます。

次に、目2、文書広報費104万1,000円の増額は、事務費の補正でございます。

次のページをお開きください。目5、財産管理費199万1,000円の増額は事務費で、主なものは需用費の燃料費でございます。

次に、目8、企画費2億4,641万6,000円の増額の主なものでございますが、節25、積立金で浪江町復旧復興基金積立金が1億6,000万円、歳入で説明のとおり東日本大震災復興交付金積立金が8,821万6,000円でございます。

次に、目9、情報管理費1,632万1,000円の増額の主なものでございますが、節13、委託料1,534万円で記載のとおり住民基本台帳システム改修など社会補償税番号制度システム整備関連委託料でございます。

次に、目11、財政調整基金費6,000万円の増額は、同基金への積立金でございます。補正後の基金残高見込額は14億8,715万7,000円となります。

次に、項2、徴税費、目2、賦課徴収費1,107万円の増額の主なものは、節13、委託料1,090万8,000円で評価替えに伴う土地鑑定評価及び路線化付設の業務委託料でございます。

次のページに入りまして、款3、民生費、目1、社会福祉総務費1億4,738万5,000円の増額の主なものでございますが、節23、償還金利子及び割引料で1,348万5,000円、こちらにつきましては記載のとおりで、過年度の自立支援給付費等額確定による返還金でございます。

次に、節25、積立金1億4,000万円は、1つ目が地域復興基金積立金7,000万円で、補正後の基金残高見込額は3億7,662万5,000円

となります。2つ目は、地域福祉基金積立金7,000万円で補正後の基金残高見込額は4億1,560万8,000円となります。

次の節28、繰出金133万円は、国保会計繰出金で保険基盤安定負担金の交付申請に基づく減額でございます。

次に、目2、老人福祉費248万5,000円は記載のとおりでございます。介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費103万円の増額の主なものは、節20、扶助費100万円で出産祝い金でございます。

次のページをお開きください。目3、子供医療費100万円の増額は、同じく節20、扶助費で子供医療費でございます。

次に、項3、災害救助費、目1、生活支援事業費85万3,000円の減の主なものでありますが、節11、需用費313万4,000円は仮設住宅共用施設の光熱費でございます。節18、備品購入費531万6,000円の減は、除雪機の購入事業精算による減額でございます。

18ページをお開きください。款4、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費802万5,000円の増額の主なものなものでございますが、節13、委託料783万1,000円で、記載のとおり各種予防接種の委託料でございます。

次に19ページに入りまして、款6、農林水産業費、項1、農業費、目6、農業振興費1,500万円の減額は、先ほど歳入で説明のとおり園芸産地等復興支援事業補助金の減額でございます。

次のページをお開きください。項2、林業費、目1、林業総務費531万円の減額は、節13、委託料231万円の減額、節14、使用料及び賃借料300万円の減額でありまして、こちらにつきましてはイノシシの処分経費の減額でございます。同事業が環境省事業として対応となったため今回減額するものでございます。

次に、21ページに入りまして、款8、土木費、項2、道路橋梁費、目2、道路維持費200万円の増額でございますが、節13、委託料、除雪委託料でございます。

次に、目3、道路新設改良費800万円の減額は、こちらも歳入で説明しましたとおり大町作内線調査測量設計委託料で科目組み替えによるものでございます。

次に、項4、都市計画費、目5、防災集団移転促進事業費7,750万4,000円の増額の主なものでございますが、節13、委託料7,713万9,000円でございます。歳入の東日本大震災復興交付金で説明しました3路線の測量設計委託料、コミュニティ広場境界測量業務委託料、土地買収に係る所有権移転登記委託料であります。

なお、前段で説明しました大町作内線調査測量設計委託料は、こ

の項目に組み替えをしております。

次に、項5、住宅費、目2、復興公営住宅費926万9,000円の増額でございますが、節13、委託料、同事業に係る現況調査委託料以下記載のとおりでございます。

次のページに入りまして、款9、消防費、目1、常備消防費149万8,000円の減額は、双葉広域市町村圏組合負担金の減額でございます。

次に、目4、防災対策費255万3,000円の増額でございますが、節13、委託料で記載のとおり浪江町地域防災計画修正事業委託料でございます。

次に、款10、教育費、項2、小学校費、目2、教育振興費270万円の増額でございますが、需用費、消耗品費でございまして、平成27年度から使用する小学校教科書等指導資料の購入費用でございます。

次に下段、社会教育費、目4、文化財保護費145万円の増額でございますが、記載のとおりでございます。

次に最終24ページに入りまして、款14、予備費9,948万3,000円は予備費の補正増でございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第30、議案第89号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第89号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、国庫負担金等の交付決定に基づき一般会計からの繰出金が減額されることなどに伴い、歳入歳出それぞれ133万円を減額するものであります。歳入は繰入金、歳出は保険給付費を減額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第31、議案第90号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第90号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、県補助金の決定などに伴い、歳入歳出それぞれ689万円を増額するものであります。歳入は県支出金を689万円増額するものであります。歳出の主なものは医業費320万円、予備費321万4,000円の増額であります。

よろしく願いいたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第32、議案第91号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第91号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、継続費の総額及び年割額を補正するものであります。

詳細につきまして、復旧事業課長から説明させます。

○復旧事業課長（**中田喜久君**） それでは議案第91号についてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。第1表の継続費の補正であります。事業名、浪江浄化センター等災害復旧工事委託料の継続費を3億5,324万8,000円に3,675万2,000円を追加し、3億9,000万円とするものであります。平成26年度年割額が1億4,500万円ということと変わりありません。平成27年度年度割が2億824万8,000円を2億4,500万円に補正するものであります。

増額理由としまして、発注時の実施単価での組み替えと避難指示区域外からの標準移動時間を考慮した時間補正によるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第33、議案第92号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第92号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ23万2,000円を減額するものであります。歳入では基金繰入金23万2,000円の減、歳出では農業集落排水維持管理費20万円の増、農業集落排水災害復旧費43万2,000円の減であります。

よろしく願いいたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第34、議案第93号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第93号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険事業の状況による総務費と保険給付費の補正に伴い歳入歳出それぞれ248万5,000円を増額するものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それでは事項別明細で説明いたします。

6ページをお開きください。まず、歳入です。1. 国庫支出金、

1. 国庫負担金、1. 介護給付費負担金249万9,000円の増、これは国の居宅施設サービスの負担割合による増額であります。

○議長（小黒敬三君） 補正額の数字の違いがありますので、訂正お願いします。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 249万9,000円。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議。

（午後 4時39分）

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午後 4時40分）

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 失礼しました。249万円の増額です。失礼しました。

次に、2. 県支出金、1. 県負担金、1. 介護給付費負担金249万円の減です。これは、県の居宅施設サービスの負担割合の減額によるものです。

5. 繰入金、一般会計繰入金、その他会計一般会計繰入金、2. 事務費繰入金224万8,000円の増です。これは、介護認定事務費のための繰入金です。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午後 4時40分）

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午後 4時41分）

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 失礼しました。5. 繰入金、1. 一般

会計繰入金、4. その他一般会計繰入金248万5,000円の増、そのうち2. 事務費繰入金224万8,000円の繰り入れ、これは介護認定事務費の繰入金です。

次7ページをお開きください。歳出です。1. 総務費、介護認定審査会費、2. 認定審査会費、2. 役務費155万6,000円の増、これは審査会のための主治医意見書の作成手数料です。

2. 介護給付費、1. 介護サービス費諸費、1. 居宅介護サービス給付費4,200万円の増、これは居宅サービス利用の増によるものです。3. 施設介護サービス費給付費5,440万円の減、これは当初見込んでおりました老人保険施設の利用減によるものです。4. 居宅介護福祉用具購入給付費120万円の増、5. 居宅介護住宅改修費230万円の増、これは介護環境を整えるための改修増によるものです。6. 介護給付費サービス計画600万円の増、これは介護認定の増加による計画増によるものです。

3. 介護保険給付費、2. 介護予防サービス等諸費、2. 地域密着型介護予防サービス費給付費230万円の増。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 日程第35、議案第94号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第94号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、県負担金の決定に基づき一般会計からの繰出金が減額されることなどに伴い、歳入歳出それぞれ20万2,000円を減額するものであります。

歳入は繰入金を20万2,000円減額するものであります。

歳出費は総務費を21万1,000円増額し、後期高齢者医療広域連合納付金を41万3,000円減額するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第36、議案第95号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第95号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的支出で617万6,000円、資本的支出で14万3,000円の増額補正するものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） それでは議案第95号についてご説明申し上げます。

11ページをお開き願いたします。収益的支出であります。款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水及び浄水費100万円の増額増で、これにつきましては水環境修繕詳細設計委託であります。

次に款1、水道事業費用、項1、営業費用、目12、配水及び給水費550万円の増であります。主なものが、下水道工事による配水管布設設計委託であります。

よろしく願いたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第37、議案第96号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第96号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてご説明いたします。

本案は、浪江浄化センター及び幾内中継ポンプ場の災害復旧事業について日本下水道事業団と締結した基本協定の一部を変更するため議会の議決を求めるものであります。現在の協定額3億5,324万8,000円に3,675万2,000円を増額し、3億9,000万円とするものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第96号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年9月18日付で原案可決になっております浪江浄化センター及び幾内中継ポンプ場の災害復旧事業の協定額の変更であります。

変更前協定額3億5,324万8,000円に3,675万2,000円を追加し、3億9,000万円とするものであります。

変更理由については、発注時の実施単価での組み替えと避難指示区域外からの標準移動時間を考慮した時間補正を行うものであります。

よろしく願いたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わり

ました。質疑については17日に行います。

◎次回日程の報告

- 議長（小黒敬三君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は10日、11日で、総務常任委員会を中会議室に。産業建設常任委員会を小会議室A、B。文教厚生常任委員会を中会議室3で開催いたします。時間はいずれも9時30分からです。関係課長等につきましても、委員会への出席要求があったときには、よろしくお願い申し上げます。
-

◎散会の宣告

- 議長（小黒敬三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。
17日午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。
(午後 4時49分)

平成26年12月10日（水曜日）	休 会
平成26年12月11日（木曜日）	休 会
平成26年12月12日（金曜日）	休 会
平成26年12月13日（土曜日）	休 日
平成26年12月14日（日曜日）	休 日
平成26年12月15日（月曜日）	休 会
平成26年12月16日（火曜日）	休 会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成26年浪江町議会12月定例会

議事日程(第2号)

平成26年12月17日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1
- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第66号 | 浪江町営大平山霊園条例の一部改正について |
| 議案第67号 | 土地の取得について |
| 議案第68号 | 土地の取得について |
| 議案第69号 | 土地の取得について |
| 議案第70号 | 土地の取得について |
| 議案第71号 | 土地の取得について |
| 議案第72号 | 土地の取得について |
| 議案第73号 | 土地の取得について |
| 議案第74号 | 土地の取得について |
| 議案第75号 | 土地の取得について |
| 議案第76号 | 土地の取得について |
| 議案第77号 | 土地の取得について |
| 議案第78号 | 土地の取得について |
| 議案第79号 | 土地の取得について |
| 議案第80号 | 土地の取得について |
| 議案第81号 | 土地の取得について |
| 議案第82号 | 土地の取得について |
| 議案第83号 | 土地の取得について |
| 議案第84号 | 土地の取得について |
| 議案第85号 | 土地の取得について |
| 議案第86号 | 土地の取得について |
| 議案第87号 | 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について |
| 議案第88号 | 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第4号) |
| 議案第89号 | 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第90号 | 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第91号 | 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第92号 | 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会 |

- 計補正予算（第4号）
- 議案第93号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第94号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第96号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第2 請願・陳情審査報告
- 陳情第4号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第5号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業継続のための意見書提出を求める陳情書
- 日程第3 発議第6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）
- 日程第4 発議第7号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）
- 日程第5 発議第8号 再生可能エネルギー買い取り中断の早期解除を求める意見書（案）
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	次長	清水佳宗
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第66号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第66号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第67号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第67号から議案第86号までは防集事業に伴う土地の取得についてであります。土地の取得という個別案件ということで議案は20本に分かれておりますが、共通する問題についてお質しをしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

まず、全員協議会でも資料をもって説明がりましたが、対象面積は130ヘクタール、筆数が約2,400ということです。それで防集移

転事業の対象外への土地はそのまま残るのかと。要するに全員協議会でも買い取り対象については、宅地、介在農地ということで飛び地が空き地になるというか、空き地が点在するということが想定されるわけです。ということで対象外の土地はそのまま残るのかと。残るとすれば、今後の土地利用計画等の関係でどうなるのかということ。

それから第2点であります、これも全員協議会で移転先団地整備計画も合わせて説明されました。いろいろ調べてみましましたら、移転先団地整備事業は土地区画整理の事業が導入されるということなんですが、今回の用地買収、土地の取得は土地区画整理事業そのものではありませんが、関連する問題としてここで聞きをするわけです。土地区画整理事業はどうなるのか。

第3点、買い取りが終了するまで相続未了、共有地問題等、この前の説明だと、地権者は700名プラスα相続未了共有地など、相続権の問題はまさにどうなるかわからないということですが、取得に場合によっては長時間を要するとした場合、あくまでも指定地、この事業が指定されているという立場から考えた場合、この制度は完了するまで継続されるのかということが第3点です。

それから最後、防集移転事業による買取りと譲渡所得課税は非課税になるのかどうか。非課税になるとすれば、その上限はいくらまでかということについてお尋ねしますので、お答えをください。

○議長（小黑敬三君） 2番目の件に関しては、関連するにはちょっと難しいと思われるますので、1、3、4の回答でよろしいですか。それではそのことをお願いします。

津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） まず買取り対象外の土地についてでございますが、これについては今回の防集の対象外の土地については、今後の土地利用との関係でございますので、ほかの土地利用計画等で買収になる可能性はございますが、防集に関して言えば対象外の土地については今のところ買い取るすべはございません。

3番目ということで、相続あるいは共有地の件でございます。相続に関しては現在いろいろ整理中でございますが、なかなか整理が難しい関係もございまして、事業につきましては、平成26年、27年の2カ年事業ということで事業認可いただいております。

ただ、そういった土地が残るとということで、今現在延長なりの協議を国と進めているところでございます。なるべくその事業内に完了したいと今努力しているところでございます。

さらに、今回の買取りに対する税の控除額でございますが、この

事業については2,000万円控除の対象になるということでございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 土地区画整理事業にも当然ある意味では直結する問題なんだね。防集移転事業で買収される、高台移転の事業計画もあってそれが進められている。当然その事業を進めるとなれば、土地区画整理事業もまた発生するということですから、一定的な問題ではあるのですが、これは切り離してということなので、その点については、別途また質疑をしてまいりたいということで、きょうは結構です。

まず第1点の対象外の土地については、結局、防集移転事業による買い取りは対象にならないと。そのうえで対象外の土地についてはその他の土地利用、今後の町や県や国などの事業計画によって買収されるということですが、具体的にどういう土地利用計画があって、どういう取り組みがなされるのかと。私はやはり防集危険区域に指定されていて、宅地あるいは介在する農地以外は、対象外ということで残ることによって、事業によって買取単価の格差も出てくるでしょう。さまざまな問題が発生するのではないかと思います。したがって、今後の土地利用による買収も考えられるということですが、そのことに関して2つ。1つはどういう事業が予想されるのか。そのことも含めて地権者に対しては納得のいく説明が行われているのか。どういう意見が出されているのかということですが、

それから相続未了、これは2年間で完了したいということですが、相続の問題や、特に共有地の問題の場合は2つの問題が絡んでくるわけだから、これはやはり困難を極めるのではないかとということで、基本的にはこの事業は延長してもらいたいということで、延長を申し入れているということですが、これもどうなるかわからないということではなくて、まさに防集危険区域に指定されて、時間が制限されて網から落ちるといふことのないように、地権者あるいは町の全体計画との関係で、延長に対する回答ははっきり引き出しておく必要があると。あるいは何らかの形で、一番いいのは法律だけれども、法律なりあるいはそれ以外の方法で買い取りを確約できる約束を、きちんとした形で取り交わしておくべきではないかと。これは町長はどのような見解をお持ちで、どういう取り組みをなされていくのか、町長からお答えいただきたいと。

それから、非課税限度については2,000万円、税法ちょっと調べていませんが、これは防集移転事業の非課税限度額が2,000万円だということで税法に示されているのか。そうではなくて公共事業等に

よる賠償の非課税という所得税法上の規定によってそうなっているのか。整理をすると、所得税法の規定ではどういう項目で2,000万円非課税ということになっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは再質問にお答えいたします。現在、災害危険区域の土地利用計画でございますが、具体的に今現在計画されている事業といたしましては、県の事業になりますが、海岸堤防のかさ上げ、さらには防災林の整備ということで、そういった区域に該当する地区におきましては、防集の買い取り対象外になった地区も含まれておりますので、そういった事業で買収になる予定でございます。

それにつきましては、既に県のほうで対象の地権者に対して説明会等は、先月12月ぐらいから説明会は入っておりますので、地権者の方には、ある程度周知はされているものと思っております。

また、それ以外の計画については、町の復興計画、まちづくり計画におきます土地利用計画といったものを基本にこれから検討していくことになると考えております。

さらに2,000万円控除につきましては、今回の防災集団移転促進事業に伴うものでありまして、税務署協議によりまして2,000万円控除の対象になるということも確認をしておりますので、今回の防集事業に伴って2,000万円控除の対象になるということで、すでに税務署のほうの協議もそういうことで調っております。地方税法何条というのはそこは今手持ちに資料ございませんが、今回、防集事業については2,000万円の控除になるということで、税務署のほうと協議も調って、今買い取りを進めているということでございます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 延長することについての確約ができないかというご質問であります。平成26年、27年度において相続未了の件については、登記できるように努力はしてまいります。ただ、議員心配な件は十分理解できます。宮城県とかあるいは岩手県の中でも相当なる相続未了というものが発生していると思っておりますので、その辺の調査もしながら、やはり私どもは宮城県、岩手県と違う危険区域になっているという状況でありますので、そのことを踏まえながら、もし相続未了の状況が出れば、これはもちろん制度の延長ということをお願いしていきたいと思っております。

よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） まず対象外の土地の取り扱いですが、県の堤防かさ上げ、あるいは防災林事業等によって買い上げされるということと、それから町の復興計画による土地利用によって買い上げされるということですが、これは地権者としては買い取りを希望されていると思うんです。だけれども、堤防のかさ上げとか防災林事業ということになれば、いわゆる防集移転事業による空き地の飛び地ということに直結するのかどうかということは、私は甚だ疑問だと思うんです。わかりやすくいうと、海岸から2キロ離れたところで防災林あるいは防潮堤ということについては、非常に難しいのではないかと、そういう単純な疑問も持つわけですが、いずれにしても残地の空き地がそのまま残るとするのは変だから、残地がそのまま空白ままで残るようなことのないように買い取りを完成させる必要があるということ強く求めておきます。もし、そのことについて県の事業では間違いなく買い上げされるという見通しがあるのであれば、お答えいただきたいと思います。

それから相続未了、共有地問題等の買取困難要因の解消について、町長、これは今町長の答えでは極めて弱い。もしそういう問題が出れば延長をお願いすると。もし出ればということではなくて、やはり私は確定的なことは言えないけれども、こういう事業の場合は大柿ダムの移転事業でさえも、今なおまだ未解決なわけだから発生するのではないかと。こういう場合には特例ということもあると思いますが、出れば何とかしてもらいたいということではなくて、制度上、きっちり制度としてつくりあげていく必要があると。これは浪江町の問題だけではないと思うんです。関係する双葉郡の町村や、あるいは県との関係でもぎっちりそこは詰めて県が国に求める。あるいは町も関係町村と連携して強く求める、実現を図るという強い決意がなければ、私はやはり難しいのではないかと思います。そういうことで、改めて町長の取り組む姿勢、あるいは手法等についてお答えいただきたい。

それから、非課税限度について、これはさっきの津波被災地対策課長の答弁では答弁にならない。もし調査しているとすれば、町民税務課長、このことについてはどういう制度があるのか。税務署と協議して、2,000万円まで非課税になると、そんな法律はないから日本には。だからもし、今答えられないとすれば議長答弁調整のためにきっちり調べて、どういう根拠に基づいて2,000万円非課税になっているのか。税務署の協議ということであれば文書も示してもらいたい。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 制度上の問題があるのはもちろんであります。今やはり2,400筆の中で、相続未了あるいは共有地を今整理している段階で、これから地権者あるいは当事者の方々に説明責任を果たしていくという状況に入っています。まだ、15カ月ありますので、その15カ月の中での進捗をみながら、未登記として残った場合は、議員おただしのとおり、大柿ダムの問題もありますので、そういうことにならないように鋭意努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 答弁調整のため、暫時休議します。
(午前 9時22分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前 9時28分)

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではご答弁申し上げます。
今回の特別控除につきましては、租税特別措置法第34条に基づきます特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円控除の特例に該当いたします。その要件につきまして読み上げたいと思います。

防災のための集団移転促進事業にかかる国の財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の同意を得た同項に規定する集団移転促進事業計画に定められた同法第2条第1項に規定する移転促進区域内にある同法第3条第2項第6号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき、地方公共団体に買い取られる場合と。これに該当するというので、今回の2,000万円控除に該当するというのでございます。

○議長（小黒敬三君） 答弁漏れ対象外から外れる場所が出るのではないかという趣旨ですよね。その件について。

津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） では再度ご答弁申し上げます。
対象外の土地ということで、現在計画されているのが防災林と、海岸堤防というのが具体的に計画されているということでございますが、今回の移転促進区域内の宅地というのは、大体海岸から何キロも離れたところにある宅地というのはないわけでもございまして、移転促進区域は大体海岸から浜街道東側あたりに大体集中して600世

帯ぐらいの人口があったということでございますので、宅地についてはすべて買い取りは完了になると。その介在農地について、浜街道から東側で海岸堤防あるいは防災林から外れる農地は、どうしてもそんなに多くはないにしてもある程度は残ってしまいますので、そういったことについては町のまちづくり計画等でこれから検討になりますが、広く土地利用として利用していけるように検討していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第67号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第68号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第68号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第69号 土地の取得についてを

議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第69号 土地の取得についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第70号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第70号 土地の取得についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第71号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第71号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第72号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第72号 土地の取得についてを
議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第72号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第73号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第73号 土地の取得についてを
議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第73号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第74号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第74号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第75号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第75号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第76号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第76号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第77号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第77号 土地の取得についてを
議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第77号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第78号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第78号 土地の取得についてを
議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第78号 土地の取得についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第79号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第79号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第80号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第80号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第81号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第81号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第82号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第82号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第83号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第83号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第84号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第84号 土地の取得についてを
議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第84号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第85号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第85号 土地の取得についてを
議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第85号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第86号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第86号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第86号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第87号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第87号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

- 16番（馬場 績君） 広域圏組合規約の一部変更の中身は、議案提案の際の説明されたとおり、あるいは過日の全員協議会でも副町長のほうから内容説明があったとおりであります。要するに、組合規約第3条の15項に双葉郡立診療所の設置及び管理に関する内容を追加するという内容であります。端的にお尋ねいたします。双葉地方広域圏組合で診療所を設置するということと、形の上では郡立ではあっても、組合規約の一部改正に当たって郡立診療所という取り扱いが正当なのかどうか。正当だとすればその根拠は何かと。逆に言えば、広域圏市町村圏組合規約、いわゆる一部事務組合の規約上、あるいは地方自治法上、郡立という施設設置は呼び方としては分かりやすいにしても、法律上あるいは規則上問題はないと判断されて提案されていると思うのですが、本当にそれで問題がないのかと、整合性があるのかということについてお尋ねいたします。お答えくだ

さい。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思いますが、これは広域圏組合の中の議会で決定がされて、その内容について我々について確認の意味で各構成のメンバーに対する規約の改正についての審議を求められている内容でありまして、この内容自体は吟味されて広域圏という議会の中でしっかりと決定された内容ですので、それを受けて、この議会で浪江町としてそれに改めて確認をするという意味での審議ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 間接提案になるので、浪江町としてはこれ以上の見解を申し述べる立場にないという答弁だと思います。

私は、広域圏組合の議員ではありませんが、広域圏組合の議会で決めたということはそれはそれで一つの手続きだと思います。それを受けて、浪江町は我々議会に議決を求めてきているわけです。議案の提案者としてこのことについてどう判断されるのかというのが私の質問の本意ですので、間接提案だから問題ないということでは、はっきり言ってお答えにはなっていないと。

それで、双葉郡の広域圏組合あるいは管理者である町村会で設置してきたものは、双葉厚生病院の隣にありました看護師養成所、あるいはその他の施設もいくつかあったと思いますが、もちろん産業廃棄物し尿処理施設もそうありますが、郡立という規約の規定にはなっていないと私は判断いたします。あえて、こういう事態でいわき市に双葉広域圏組合が診療所を設置すると、主体というか形態は郡立なんだよと。形式はというか、形態というよりは形式は郡立なんだよという説明はわかりますが、今の地方自治法なり、事務組合格約を設置する法律との関係で、郡立なになにという施設を設置する。それを組合格約に明記するということについて、何ら問題がないのかということについては、私はやっぱり正しい解釈と運用ではないのではないのかという疑問を持つわけです。

そのことについて、いやそういう疑問には当たらない。こうこうこういうわけで整合性があるというお答えをいただければと思ひます。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思ひます。

今、議員がお尋ねのとおり、例えば准看護学院というのは第3条第1項の4号に准看護学院という名称であります。それから5号にはし尿処理施設とあります。これらについては、通常我々が考えら

れる内容は郡の中に当然につくられるということが当たり前にあります。

今回は、この診療所を設置する趣旨自体が、いわき市という我々が郡の外に出たところで、いわき市の医療体制に対する我々が行ったことに対するいろんなことも軋轢も起きたと。そういうことを踏まえて、郡として郡立の診療所をあえて区域外の花わき市に設置をして、いわき市自体の医療の困窮度合いなんかを緩和するとか、そういうものをしっかり郡として花わき市民にも県民にもしっかりと示すという意味で、この場合は広域圏議会のほうで、あえて郡立診療所ということて、いわゆるよそに向かつて、郡の外に向かつて発信できるという意味でこういう言葉を選んだのだと思います。

ですから、その辺の趣旨を十分我々としても事情は理解できますし、そういう意味では、このことを持ってやることは、まさに双葉郡全体として我々が現実的に町外でいろいろと世話になっている状況がありますけれども、そういうことも踏まえて、あえて区域外に郡立のものを設置するということを強く表明したいという意味の表れだと思いますので、町としてはこれはそういう意味も踏まえて、あえてこれを直すということまでは考えておりませんでした。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 対外的に郡立という説明の仕方、話の仕方、それは私にはあり得ると思う。そうではなくて、問題は組合規約の一部変更にあたって、他方との関係で、ほかの法律との関係で郡立という呼称、名称、位置づけは問題がないのかということです。繰り返しになりますが、こういう状況で花わき市に診療所を設置することで対外的に双葉郡としての立場を明らかにするものだとすることはわかります。それはわかりますけれども、きっちり詰めたところで規約だから。郡立という施設が公的にあり得るのかどうかということです。公的イコール法的にあり得るのかということです。

私の認識では、それはあり得ないと。あり得るとするならば、今副町長が2回に渡って説明されたことでは、私の質問にはやはり答えたことにはなっていない。立場上というか対外的にはそうだということは、私もよくわかるから。そうでない根本的な法律に基づいた取り扱いということになれば、根本的な問題があるのではないかと。いや法的にも問題がないかというのであれば、先ほどの話ではないですが、こうこうこういう法的な根拠によると。お答えいただければと思います。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。ここの規定につい

ては、あくまでも組合が共同で処理をする事務について規定する条項でありまして、いわゆる分かりやすくそれを共同処理する事務の中に、今回、新たに診療所ということがどうしても入れないと、お金を使って仕事をやるということの裏付けがありませんので、それを掲げるということですから、これは分かりやすい言葉でここにそれを明記することは何ら法律的にも特に問題はありませんし、それは現実的にいわゆる広域圏組合の議会の中でも当然審議をされて、我々は今構成員、法律の立付け上、構成しているそれぞれの議会の審議を経ないと、広域圏組合の改正等もだめだという内容になっていますので、そういう意味でかかっています、この趣旨が十分理解できて、それが今言っているように、どんな事務をやるのかということの内容ですから、それがここにこの双葉郡立診療所というふうに、あえて今我々は通常であれば郡内に設置されますから、あえて郡立という内容、通常はいらないんだと思います。ですからほかのものもそうになっていますが、現実的に今想定していない区域外に我々は作らざるを得ないという状況がありますから、それを一番わかりやすい言葉でこういうことを選んだんだと思いますので、特にそれを問題とすることはないと我々は考えております。よろしくその辺はご理解をいただいてご審議をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第87号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第88号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 一般会計補正予算について3点ほどお尋ねをしたいと思います。

第1点は、情報管理いわゆるマイナンバーについてであります。8ページ、県支出金、項県補助金で総務管理費県補助金896万6,000円、社会保障番号制度システム整備補助金ということです。これはいわゆる税と社会保障の一体改革の中に押し込まれた中身の一つであります。経過は省略しますが、基本的人権尊重との関係でマイナンバー制度については、それぞれの議会で大変な問題になっていると。住民あるいは議会からの意見も発せられているということはお承知のとおりです。

そのうえで、いくつかお尋ねをいたします。ここに議案第88号と、それから歳出では12ページ、総務管理費、ここに住基台帳システム改修委託料、そのほか合わせて4項目のシステム改修の委託料が計上されております。これはすべて、マイナンバーにかかわる改修なのかどうかということが第1点です。

それから、第2点は、いわゆるマイナンバーについては、個人の収入や、あるいは課税、あるいは年金、あるいは医療、介護、収入の問題だから雇用の問題等も明らかになる。あるいは奨学金貸与などについても情報把握が可能だということで、個人情報漏洩の問題が指摘されております。このマイナンバー制度について個人情報漏洩という制度上の弊害はあるのかなのかと。あるとすれば、どういうセキュリティがとられているのかということです。

それから次の問題は、お尋ねは21ページ、道路維持費で200万円の除雪委託料が計上されております。今年1月、2月の大雪で、特に仮設の人達は大混乱を来したということは改めていうまでもありません。そこで今年の大雪の経験を踏まえて、ラッセル車の自走式の除雪機を配置はしましたが、それ以外の除雪体制についてどのように検討されているのか。除雪委託料の中にそういうことが含まれているのか。

それから、委託料の中身の問題になってくるわけですが、避難者の受け入れ先自治体との関係、さまざまな問題がありますが、重機等の借り上げ、あるいは事業者との契約等、どういう協議がなされて除雪の取り組みを進めようとしているのか。除雪委託料の中に含まれているか、含まれていないかという点で確認したいんですが、今年の大雪で、仮設では雪捨て場がなくて大変混乱をしたということがあります。雪捨て場の確保についても委託料の中に含まれているのかということです。

それから、22ページ、防災対策費で255万3,000円の委託料、内容としては浪江町の地域防災計画修正事業委託料ということです。それで地域防災計画の改正、改訂ではなくて修正ということで提案されているわけですが、原子力防災避難も含めた原子力防災等の改正も当然含まれると考えるのですが、原子力防災も含めて地域防災計画が見直しされるということであれば、説明項目とは言え、修正ではなくて、もっと適切な説明表現があってしかるべきだと思いますが、修正とした意味、内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 情報管理費のほうのマイナンバーの関係についてご説明を申し上げます。今回、歳出で予定しております、4本となっておりますが、当初予算でマイナンバー対応システム改修委託料、これは当初でとっておりまして、この分が693万4,000円でした。今回、社会保障税番号制度システム整備費補助金ということで、新たに細目をつくりましたので、そちらに統合する形で組み替えをしております。実際は、上の3つ、住民基本台帳システム改修委託料と、地方税税務システム改修委託料、それから団体内統合宛名システム整備委託料、この3本が今回要求している中身でございまして、すべてマイナンバーの予算となります。これにつきましては、平成27年10月から個人番号の配布が始まります。その関係で、今年度中にシステムの改修を行っておかなければならないということから予算を上げたところでございます。

それから、個人情報の管理の関係につきましても、これにつきましては一元管理は問題があるということから、分散管理をしていくという基本的な方法がされております。要は一元管理をしてすべてが集中してしまうことによって、一部漏れが出たときにそれが全部漏れてしまうということから、そういう形ではなく分散管理をしていくということを進めているようでございます。

なお、今後個人情報の評価についても検討委員会を立ち上げて十分対応していくというようなことになっていると聞いております。一応こちらに関してはそういうことでございます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 21ページの道路維持費、委託料で除雪委託料ということですが、これにつきましては町道の除雪に関する委託料となっております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 地域防災計画の修正事業委託料ということで、修正の意味づけはという意味でございまして、避難指示解

除前までにいわゆる赤本の内容を大幅に見直していくという意味で修正ということで今回補正の説明にさせていただきました。改正・改訂と同義語だと思っております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 地域防災計画の大幅修正をするということで今回補正計上したということですが、地域防災計画そのものの見直しにふさわしい改定をすべきだと。中身としては、やはり今のこういう状態におかれている原子力防災の問題が焦点になってくるということであります。ここで、予算を計上されたということは、すでに内容的には大幅見直しの部分が明らかになってきているということで補正計上されたのか。それとも、今後、大幅修正見直しをするということのために委託ということになったのか。前者だとすれば大幅見直しの中身についてお示しいただきたい。

それから、除雪については、仮設住宅の問題ではなくて道路部分だということですので、仮設については別途聞き取りをしたいと思えます。

そのうえで、道路の除雪ですが、もう既に暖冬なのか、厳冬なのか判断がつかない異常気象が発生しております。そういう意味では今年も大雪に対する除雪体制はしっかり取る必要があると。今年の冬のことで459号経由で114号に出ると。その際、除雪されていなくて途中から戻ってきたということで、何とか早め早めの除雪をお願いしたいという要望もありました。そのうえで、一時立ち入りの大幅見直しで、冬場も114号を通過して立ち入りする人が多いのではないかと。それにふさわしい除雪体制がとられているのかどうか。

私も去年の12月に一時立ち入りしましたが、あのときは県北土木事務所の範囲内。水境から浪江町に入ったところまでは除雪されておりました。しかしそこから先は除雪されておりませんでした。枝線、全線完全除雪というわけにはいかないとは思いますが、町道の主要道路、県道、国道の除雪はやはり何事あっても問題のないように対策をとるべきではないかと思いますが、その点についてどのように体制と対策をとられているのかお尋ねいたします。

問題のマイナンバー制度であります。個人情報の一元管理は問題があるので分散管理システムにするということで今回のシステム改修が計上されているという説明ですが、そこまでは踏み込んではいない。一元管理は問題があるので分散管理にすると。今後は個人情報の管理については十分配慮するという答弁でしたけれども、マイナンバー制度そのものが基本的には一元管理で、先ほど言われたように年金から医療から介護から、課税の問題という収入の問題

まで明らかになるということで、文字どおり個人情報に裸にされると。単なるその危惧される問題だけかということ、現にNTTドコモ、ソニー、三菱UFJ、あるいは警察官、あるいは公務員レベル、そういうレベルで様々な個人情報が漏洩されているということはこれは私が指摘するまでもないと思うのです。さらにこれが、制度としてマイナンバー、あるいは情報一元管理ということになれば、これまでもそうであるけれども、マイナンバー制度が導入されれば、これまで以上に被害の規模が拡大するのではないかと思います。それで、今、浪江町も含めて導入しようとしているマイナンバー制度については、アメリカ等でこれまで1,000万件以上の被害が発生していると言われていたID詐欺ということに結びつく危険はないのかどうなのかと。セキュリティはどうなのかということについては分散管理するという方向だけ示されて、セキュリティについてはしっかりしたご答弁がありませんでした。そういう現実的な問題、今起きている現実的な問題に対して、さらに危険を拡大するのではないかと、被害を拡大することになるのではないかと。そればかりではなくて個人情報、基本的人権の侵害に繋がるのではないかと。そういう危険と、そういう不安とそういう危惧が持たれているわけですが、それに対する歯止めがありますかお答えください。

○議長（小黒敬三君） 担当課レベルを超えている質問もありますが、答えられ範囲でお願いします。

町長。

○町長（馬場 有君） マイナンバーの件であります。やはりこれだけのグローバル化した情報化社会の中では、議員お質しのとおり、ハッカー等の侵入によって、コンピューターが破壊されているという状況で、本当に多様な犯罪が行使されているというのが現状であります。それに対するセキュリティ、これは犯罪の抑止をするのはもちろんですが、ハッカー等の手法というのは非常に巧妙な形になっていますので、なかなかセキュリティが追いついていないというのが現状だと思います。今回の問題のマイナンバーの適用も、これは一元管理はしないと、分散管理するといっても、やはりそれに追い打ちをかけるようないろんな手法がまた考えられてくるのかという感じがしまして、非常に危惧はしております。したがって、セキュリティの確保は完全にはなっていないということだけ申し上げて、あと対策等については、やっぱり今後のセキュリティのあり方ということで、当事者等の措置あるいは設備というものを開発していただきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 地域防災計画の大幅見直しの中身はというご質問にお答えします。防災計画の修正、改正自体については当初2カ年で、平成27年度、平成28年度で改正したいと考えていたところでございますが、ある程度計画を立てたときに、やはり今回補正で計上して3カ年事業で取り組みたいと考えたところです。

平成26年度につきましては、今現在でも一時立ち入りの住民がおります。さらに除染や災害復旧関係の事業者も増えてきております。さらに町内の事業を再開した方々もいらっしゃるということで、こうした状況下で、万が一事故が発生した場合を想定した、やはり町の広域避難計画の暫定版を策定しておく必要があると考えております。そういった形で、避難継続中にも町内に滞在する町民等の安全を確保する広域避難計画の暫定版を策定したいと考えております。さらには、今後、地域防災計画の中の一般災害対策編とか、原子力災害対策編、それぞれ修正をしていくわけでございますが、それぞれの課題を整理検討して、各編の修正方針というものも策定していきたいと思っております。それが、一応平成26年度で考えているところです。

平成27年度、平成28年度につきましては、それぞれの各編の全面的な修正作業を行っていくこととなります。その中で、職員の初動の対応マニュアル等も作成したいと考えておりますし、パブリックコメントも踏まえた形で修正をしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 除雪対策であります。今年の2月の大雪は、いままでに経験したことのない体験でありました。これについても、この経験を踏まえまして限られた業者の中で委託ということでもあります。やはり国道、県道、町道といった順番になろうかと思えます。確かに通行止め期間が長いということで、今年も国、県、町が連携して進めていくように話し合いをしているところであります。今後、スムーズな除雪対策を進めていくことが重要だと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 避難の経過が長期化するにつれて、一時でもいいからやはり浪江町に帰りたいという人も出てくるだろうし、中には一昨年のことですが、津島の人が大雪で閉じ込められて町が緊急出動して救出するということが発生しました。長期避難の状態におかれているということも踏まえて、行政区や自治会やさまざまな団体との連携を密にすると同時に、大雪による事故等が発生しないように十分たる対応をとっていただきたいと思います、これは要望しておきま

す。

それから、地域防災の見直しについてであります。事故が発生した場合の暫定避難計画をつくりたいということですが、これは平成26年度、来年の3月までに暫定避難計画が出来上がるということになるのかどうか。時限的な問題についてお答えをいただきたいと思います。

それから、マイナンバーの問題ですが、予算書に立ち返って住民基本台帳システム、あるいは地方税務システム、団体内統合宛名システム、一元管理には問題があると言いつつも、形としてはまさに医療から税務から住民登録までマイナンバーのシステムに組み込まれるということですから、これは一元管理の分散というよりは一路、一元管理に向かって突き進んでいると私は思うのですが、いや、こういうことでそういうご心配はいらないんだということがあれば、お答えをいただきたいと思います。

それから、マイナンバー制度との関係では、かつて住基台帳の電算化が導入されて住基カードが発行されました。あれもさまざまな問題があるということで私は異論の立場を明確にしていたのですが、住基台帳は現時点で結構ですので、どのぐらい町民に利用されていますか。わからなければ結構ですが、極めて少ないと思うのです。それは利便性がないということと同時に、個人情報漏洩される不安を持って住基カードの申請者が少ないということではないかと思いますが、住基カードの発行状況がわかれば、マイナンバー制度との関係でお答えいただきたい。

それから、一元管理の歯止めについて、分散管理と言われるその中身について、わかっていればどういう分散管理の方式がとられるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、分散管理を含めてのお話をさせていただきます。これは町独自に行うというのではなくて、法律上、一元管理ではなく分散管理をしていくということが規定されております。具体的にといいますのは、要は税の情報であれば税のほうで、きちっとそれぞれいままでどおり管理をしていくと。そこを今回のマイナンバーのもとに、そこから抽出するという形の管理をしていくということで社会保障も含めてです。それぞれ自分の所管するところの情報は所管のところできちんと持っているということについては変わらないということの法的な規制がかかっております。

また、システム上でいきますと、個人番号を直接用いるのではな

くて符号を用いた情報連携をやるということであったり、あるいはアクセスの制限によって、アクセスできる人の制限・管理を実施するであるとか、通信の暗号化の実施といったシステム面における保護措置も法的にとられております。また、制度的な面では、基本的に番号法で規定するものは除いて、特定個人情報ファイルの作成は禁止されております。それと先ほども申し上げましたが、特定個人情報の保護委員会による監視、監督、あるいは特定個人情報保護の評価は、それぞれ情報を持っているところでの管理となりますので、そういったところも含めて、これから町としてもやっていかなければならない部分が出てきますが、そういったところがございます。そういった面で一元管理ではなく分散管理、いわゆるそれぞれが持ち得た情報は、それぞれ所管するところで持っていた上で必要なところを使うという制度になっているということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、すみません、ちょっと調整させていただきます。

○議長（小黒敬三君） 調整のため、暫時休議します。
(午前10時29分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時29分)

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。
○復興推進課長（宮口勝美君） 住基カードの利用状況につきましては町民税務課のほうで確認しておりますので、少々お待ち願いたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。
○帰町準備室長（山本邦一君） 今年度の事業といたしまして、町内に滞在していらっしゃる町民の方々の安全確保を図るための広域避難計画の暫定版というものを策定したいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 調整のため、暫時休議いたします。
(午前10時30分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時30分)

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 住基カードの発行件数につきましては確認できていませんが、先ほど議員がおっしゃるとおり、件数的には非常に少ないということは、確かでございます。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありませんか。

10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） 17ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目7紅房桜維持管理基金の繰入金の中で97万2,000円、始めにこれはどこから繰り入れされたのか財源をお聞きします。

その上で、紅房桜維持管理基金はもともと田尻さんからの1,000万円の寄附で管理もしてくださいよということで、河川敷のほうに仮植されているはずですが。前にも私質問しているんですが、まだ除染も終わっていないので、なかなか管理は難しいということだったのですが、今回支出も出ていますので、たぶん管理していただけたらと思うしております。その上で、今現実で紅房桜が何本うまく成長しているかというのが、たぶんわかっての支出だと思います。それで今現実は何本ぐらいが手入れすれば元通りというか、あとでどこかに仮植するのに使えるという判断だと思われるんですけども、はじめにその1点をお聞きします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） お答えいたします。97万2,000円につきましては、紅房桜管理基金のほうから取り崩しまして一般会計のほうに入れ、支出の管理費のほうで、現在、幾世橋植畑地区に仮植してあります紅房桜を数本、まだ除染が完全に終わっていないものですから本数的には全部把握はしておりませんが、その中で仮植に耐えるようなものの本数を取りあえず15本だけを仮植畑から役場周辺のほうに移植したいという形で現在予算措置いたしました。

あと、長田地区の植栽本数につきましては、除染が12月から入りますので、入り次第、本数を確認して移植可能であればそちらにも対応したいということで今進んでおります。

○議長（小黒敬三君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） 私も97万2,000円は基金の切り崩しだとは思っていたのですが、名称の扱いが繰入金のほうにあくまでも入金したような形に思われるんですが、節1でも繰入金なんです。最後の説明のところにも、繰入金補正後基金残高見込みとなっていて、あくまでもマイナス表示ではないので、だったら取り崩し金と言わないとおかしくはないのかなと、基金のほうはそう思われたのですが、これはあくまでも両方入金という役所上なるんですけども、あく

までも減るのに入金なんですよ。はじめにこれ1点なんです。

あとそのうえで、今本数も確保もできないので、支出の額が20ページに委託料で出ています。現況確認もできていないのに、支出の金額がこのぐらいたと出ているのも、かなりおかしいと思うのですが、今現実あそこ除染しています。植わっているところ。なので、もう少し何本ぐらいたからこのぐらいの管理費かかるという話なら納得いくのですが、あんまりざっくりしすぎないのかなど。なぜなら、私、田尻さんの家が近所なものですから、以前お話したときに、他界するまでには桜でいっぱい浪江なるでしょうというお話をされていましたが、この原発事故で思うように進まないのはわかるのですが、もともとこの紅房桜の仮植はかなり難航していたと思いますので、そのうえではもう少し予算を十二分に使ってどこに仮植するか決めていただければと、町長に思いでも、金額に合わせてお願いします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） まず1点目の基金についてでございますが、基金につきましては年度末に最終的に預金を含めまして積み立てをしているところでございます。それで、一応確かに紛らわしい部分があるのですが、あくまで今回、補正後の残高見込み額と今回の取崩し額を合わせたものが、今、基金の保有額といいますか現在高になります。基金のほうから一旦歳入のほうを受けまして、さらに歳出で組むというやり方になっておりますので、この辺については多少紛らわしい部分はございますが、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 本数は一応15本ほどの移植を考えております。

最初の数が全然把握してなかったものですから、把握してないというか、ある程度の現状は見ているのですが、生育関係で紅房桜は、かなり弱くて枯れている状況が多く、その中で移植可能な本数が、当初現地確認行ったときに15本ぐらいたかという形だったもので、かなり残っているものが大きくなっておりまして、1本当たり大体6万4、5千円ぐらいたかかるものですから、とりあえず15本だけ移植したいという形で、今回、予算計上をさせていただきました。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 田尻さんの思いは、紅房桜に対する思いというのは、非常に私も直接お話を聞いて心を痛めた状況があります。そういう状況の中で、今回こういうような原発事故ということで、大

変心配しておりましたが、何とか除染が終わってしままで仮植したもの、それから大堀相馬焼の陶芸館のほうにも植栽しましたし、あの辺がちょっと心配かと思っております。そういう思いで、ぜひ田尻さんの思いを決意といいますか、そういうものを新たにして紅房桜が満開になれるように、今後いろいろと研究してまいりたいと思っております。本当に田尻さんの思いというものが本当に心にしみて伝わってきますので、ぜひそういう整備をしていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） その上でなんですが、今15本というような移植の本数は聞いたのですが、実際使える本数というのは100本のうち15本は始めにやるという話に聞こえるのですが、実際1,000本もあって、たぶん1,000万円いただいているんです、管理費に。それで今あそこに実際だったら100本のうち15本だという話なら説明もわかるのですが、そのぐらいの状況ぐらいは把握していて300本ぐらい大丈夫だけれども、その中の15本だったらいいのですが、今の説明では15本以外は枯れていてどうにもならないようにも聞こえるのですが、その辺もう一度よろしいですか。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 一応今まで管理していました業者のほうに確認とりましたところ、あまり太くなりすぎて移植が難しい面もあるという形もありまして、とりあえず15本移植して、あとは予算の範囲内でできれば根切りをして、畑で1回そのまま養生しておいて対応できれば、また再度移植を考えるという形で現在かなり大きくなっているものですから、そのまま起こして仮植しますと、どうしても定着しない可能性もあるということもありまして、とりあえず今回15本だけやりたいという形で、本数につきましては100本まではいっていませんが、もうちょっと多くあります。今細かい数字までは持ってきていませんでした。どうも申し訳ありません。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第88号について、反対の討論をいたします。

今、町長がIT時代の中で多様な犯罪が発生していると。セキュリティが追いついていないと。まったくそのとおりだと思います。

一元管理の問題についても、問題の発生しないよう開発を期待するという答弁もありましたが、端的に言えば今のマイナンバー制度においては、そういう極めて大きな問題があるということを町長自身も認めたということだと思えます。まったくそのとおりであります。だからこそイギリスでは一旦導入を決めたんですよ。ところが人権侵害と、このシステムには莫大な金がかかるということでもいいところなしということから廃止されたんです。一方では、国民総背番号制、マイナンバー制度も強硬に進められている情勢も一面にはあります。

いずれにしても、これは情報管理が不可能に近い。もう次から次、さまざまな手口で犯罪が発生するということは、我々が日々経験して見聞しているところでもあります。そのうえで、なぜマイナンバー制度が問題なのかということを変更して指摘したいと思えますが、国民一人一人に背番号をつけると。医療や年金、介護、社会保障の給付、税金、社会保険料の支払いや課税所得情報など、これを一元管理するのが共通番号制度、マイナンバー制度であります。どこからこういうことが出てきたかという。いわゆる税と社会保障の一体改革、消費税と社会保障の法案を一体的に成立させようとして、ここに最初は別物として審議される予定だったにもかかわらず、自民党、公明党、民主党の協議によって、強引に社会保障制度改革推進法案の中に押し込まれたと、そして強引に成立させられたという問題と経過があります。

マイナンバー法の問題は、いまほど指摘しましたが、受益と負担の問題、給付の適正化、あるいは運営の効率化などを図る等々、社会保障費の削減抑制をねらいとしたものであることは明らかであります。その上で、自営業者や農家の所得をこの制度を導入すれば完全に捕捉できると、税逃れを防止できると。あるいは生活保護の不正受給を防止することもできるということで、重要な法案として位置づけられて、強行されてきた問題であります。個人情報の漏洩については何ら防衛策が報じられていないと、抜け穴、抜け道だらけだということは明らかであります。

個人情報の保護については、これは日弁連でも大いに問題ありということで反対の声明を出しておりますが、完全なセキュリティが必要だというだけで効果的な方策がないまま実施をするということは、まさに見切り発車であります。総務省や財務省を始めとする国の機関から、民間のNTTドコモ、あるいはソニーや三菱UFJ証券や、あるいは各地での公務行政上の問題。警察においても、さまざまな情報漏洩が後を絶っておりません。

したがって、莫大な費用がかかるということで、国民を一元情報管理することによって、基本的人権を奪おうとする極めて重大な問題であり、この質問については私は見直すべきだということを指摘をして、反対の討論にいたします。

○議長（小黒敬三君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第88号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（小黒敬三君） ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時48分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前11時05分）

○議長（小黒敬三君） 本会議終了後議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員会のメンバーの皆様は中会議室2までご参集ください。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第89号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第89号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第90号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第90号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第90号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第91号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第91号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第91号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第92号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第92号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第93号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第93号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第94号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第94号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第95号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第95号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第96号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第96号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情審査報告

○議長（小黒敬三君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題といたします。

◎陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、陳情第4号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

総務常任委員会委員長、紺野榮重君。

〔総務常任委員会委員長 紺野榮重君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紺野榮重君） ただいま朗読がありましたように、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書であります。総務常任委員会として全員一致で採択いたしました。

この内容は、被災地の復興はまだ途上にあり、法律相談援助等の需要は未だ大きい。むしろ今後、保障の法的問題、相続、ローン問題など、多く発生する原発事故の賠償問題、その他いろいろの問題が増加してきています。ところがこの法律は、施行の日から3年で

効力を失う。現行法では平成27年3月31日で効力を失うということで、本特例法の有効期限延長する立法措置を求める意見書でございます。そういうことでよろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第4号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、陳情第4号は採択とすることと決定いたしました。

◎陳情第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、陳情第5号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業継続のための意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

文教厚生常任委員会委員長、山本幸一郎君。

〔文教厚生常任委員会委員長 山本幸一郎君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（山本幸一郎君） 陳情第5号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業継続のための意見書提出を求める陳情書については、現在も多くの子供たちが県内外で避難生活を送り、避難先でそれぞれの学校で学んでいます。いまだにふるさとへ帰還することができず、経済的な支援を今後と

も必要とする子供たちが多くことから、平成27年度以降も継続して実施できるよう、特別交付金制度の継続と必要な財政措置を求めるべく意見書を提出するつもりであります。

よって、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業継続のための意見書提出を求める陳情書については、事務局長が朗読した審査結果報告のとおりであります。趣旨を理解した上、採択すべきと決定しました。文教厚生常任委員会でもみんな一致で賛同されました。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情書第5号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業継続のための意見書提出を求める陳情書を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、陳情第5号は採択することと決定しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、発議第6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の紺野榮重君から提案理由の説明を求めます。

13番。

〔13番 紺野榮重君登壇〕

○13番（紺野榮重君） 先ほど、採択いただきました陳情と同じ内容で

発言の訂正の申し出あり：議長許可。「特別」ではなく「特例」に訂正。

あります。発議として関係機関に送付したいと思っております。どうか賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小黒敬三君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 訂正をお願いしたいんですが、始めに。

先ほど陳情第5号で、被災児童生徒就学支援等特別で、間違っ
て特例交付金のところを特別と読んでしまいましたので、この訂正を
お願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上、委員長のほうから先ほどの発言の訂正が
ありました。委員長報告のとおり訂正したいと思います。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第4、発議第7号 「被災児童生徒就学支
援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の山本幸一郎君から提案理由の説明を求
めます。

10番。

〔10番 山本幸一郎君登壇〕

○10番（山本幸一郎君） 事務局長朗読のとおりであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第7号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）を採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第5、発議第8号 再生可能エネルギー買い取り中断の早期解除を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の馬場績君から提案理由の説明を求めます。

16番。

〔16番 馬場 績君登壇〕

○16番（馬場 績君） それでは発議第8号 再生可能エネルギー買い取り中断の早期解除を求める意見書（案）、提案理由について申し上げます。

再生可能エネルギーの買い取り中断の動きについては皆さんご承知のとおりであります。最新の情報によれば、きょうの民報新聞ですが、再生可能エネルギー買い取りの政府の認定量、それから電力会社の受け入れ可能量が10月末現在のものとして報道されております。

ここで、例えば東北電力は、受け入れ可能量が552万キロワット、東北電力は552万キロワット、政府の認定量は1,076万キロワットという報道であります。これは何が問題かということ、政府の認定量のほぼ半分が既に受け入れ可能量として今進められている。これは政府の認定量そのものが基本的に低いということなのです。その理由

はどこにあるかという。やはり原発始動、原発再開、原発の再稼働に向けた政府の方針があるために、国の認定そのものが極めて低いという問題がこの数字からも明らかだと思います。

我々は、今のこうした避難生活を余儀なくされて、新たな産業振興のために原発に依存しない、再生可能エネルギーを重要な産業として浪江町においても産業基地として強化発展させるという立場で行政も議会も頑張っているところでもあります。

この障害が、一つは目の前に繰り広げられている買い取り中断の問題。その背景には、やはり原発始動の国の姿勢があるということなので、過日の全員協議会で浪江町議会としても再生可能エネルギー買い取り中断の解除を求める意見書について議論され、議運に委ねられ、議運で協議の結果、こういう意見書がまとまった次第であります。

要望の趣旨は、今事務局長が朗読したとおり、3項目にわたります。こういう立場で安全で安心できるエネルギーの急速な普及のために、我々も電力会社あるいは政府の姿勢に対して見直しを求めていくべきだという立場での意見書であります。

議員同僚の心からのご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明に代える次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第8号 再生可能エネルギー買い取り中断の早期解除を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（小黒敬三君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会報編集特別委

員長及び浪江町議会倫理条例制定特別委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**小黑敬三君**） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（**小黑敬三君**） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月9日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町行政執行又は被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、浜通り地方の帰還道路である6号国道の通行規制が9月15日に解除され、さらには念願でありました常磐自動車道の浪江インターチェンジ以北が今月6日に開通となりました。これまで原発周辺に設定された警戒区域で、南北に分断されていた双葉郡にとって、今後の復旧・復興や住民帰還に大きな効果が期待がされております。残る富岡・浪江間も来年3月1日の全線開通が予定されておりますが、開通に伴う自由通行により町民以外の不特定多数の車両が往来することが予想され、交通や防犯などの面で新たな課題も懸念しております。

町といたしましては、このような課題に対応するため、今後は地元住民有志による町内パトロールの実施や、警察、消防との連携を深め、地域の安全・安心を確保できるよう監視警戒体制を強化してまいります。

そのような中、今週14日投開票された衆議院議員総選挙では現政権の継続が選ばれました。選挙戦の中では、経済政策が優先し、震災や原発事故からの復興について、集中復興期間の延長をはじめ事

故収束、風評払拭の対策など具体的な施策が示されなかったことは誠に残念であり、新政権には復興予算の財源確保に努め、被災地復興を加速化させることを誓った選挙公約の責任ある対応を強く訴えていきたいと考えております。

最後になりましたが、年の瀬もせまり慣れない避難先で4度目の冬を迎えようとしていることは極めて残念であります。議員の皆様には健康に十分留意されまして、新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（**小黑敬三君**） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年浪江町12月定例会を閉会いたします。

（午前11時47分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 若 月 芳 則

署名議員 佐 々 木 恵 寿

署名議員 山 本 幸 一 郎